

11月8日(木)

出席委員

委員長 鈴木 博 君
副委員長 塚本 よしひろ 君
同 のだて 稔 史 君
委員 おくの 晋 治 君
同 新 妻 さえ子 君
同 吉 田 ゆみこ 君
同 田 中 さやか 君
同 芹 澤 裕次郎 君
同 松永 よしひろ 君
同 石 田 ちひろ 君
同 筒井 ようすけ 君
同 つ る 伸一郎 君
同 あくつ 広 王 君
同 横 山 由香理 君
同 高 橋 伸 明 君
同 中 塚 亮 君
同 安 藤 たい作 君
同 須 貝 行 宏 君

委員 高 橋 しんじ 君
同 この 孝 子 君
同 浅野 ひろゆき 君
同 渡 部 茂 君
同 木 村 けんご 君
同 石 田 しんご 君
同 飯 沼 雅 子 君
同 南 恵 子 君
同 鈴 木 ひろ子 君
同 藤 原 正 則 君
同 たけうち 忍 君
同 若 林 ひろき 君
同 伊 藤 昌 宏 君
同 本 多 健 信 君
同 鈴 木 真 澄 君
同 石 田 秀 男 君
同 大 沢 真 一 君
同 いながわ 貴之 君

欠席委員

な し

その他の出席議員

松 澤 利 行 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
中 川 原 史 恵 君

企 画 部 長
中 山 武 志 君

参 事
企画部企画調整課長事務取扱
柏 原 敦 君

企 画 部 財 政 課 長
品 川 義 輝 君

企画部施設整備課長
小 林 道 夫 君

企画部広報広聴課長
中 元 康 子 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

参 事
総務部総務課長事務取扱
米 田 博 君

総務部人権啓発課長
島 袋 裕 子 君

総 務 部 人 事 課 長
黒 田 肇 暢 君

地域振興部戸籍住民課長
提 坂 義 文 君

文化スポーツ振興部オリンピック・パラリンピック準備課長
辻 亜 紀 君

子ども未来部長
福 島 進 君

子ども未来部子ども育成課長
高 山 崇 君

子ども未来部児童相談所移管担当課長
二ノ宮 隆 矢 君

子ども未来部子ども家庭支援課長
廣 田 富美恵 君

子ども未来部保育課長
佐 藤 憲 宜 君

子ども未来部保育施設調整担当課長
吉 田 義 信 君

子ども未来部保育支援課長
大 澤 幸 代 君

福 祉 部 長
永 尾 文 子 君

福祉部福祉計画課長
大 串 史 和 君

福祉部高齢者福祉課長
寺 嶋 清 君

福祉部高齢者地域支援課長
宮 尾 裕 介 君

福祉部障害者福祉課長
松 山 香 里 君

福祉部障害者施策推進担当課長
飛 田 則 文 君

福祉部生活福祉課長
矢 木 すみを 君

健康推進部長（品川区保健所長兼務）
福 内 恵 子 君

健康推進部国保医療年金課長
三ッ橋悦子君

都市環境部住宅課長
森一生君

防災まちづくり部防災課長
古巻祐介君

会計管理者
齋藤信彦君

教 育 長
中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長
本 城 善 之 君

区 議 会 事 務 局 長
久 保 田 善 行 君

○午前10時00分開会

○鈴木（博）委員長 おはようございます。ただいまより決算特別委員会を開きます。

それでは、平成29年度品川区一般会計歳入歳出決算、平成29年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、平成29年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および平成29年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算を一括議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算歳出のうち第3款民生費、国民健康保険事業会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および介護保険特別会計歳入歳出決算でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○齋藤会計管理者 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

一般会計第3款民生費からご説明申し上げます。事項別明細書の118ページ中ほどをご覧ください。成果報告書は135ページでございます。

第3款民生費は、表側から6列、計の下、予算現額779億7,761万9,000円、3列右にまいりまして、支出済額は749億2,743万4,089円で、執行率は96.1%、対前年度35億784万1,133円、4.9%の増であります。増の主なものは、区内私立保育園経費、待機児童解消対策費などであります。

1項社会福祉費の支出済額は214億5,347万1,450円で、執行率は96.8%であります。

1目社会福祉総務費では、各種団体への助成、地域密着型サービス施設整備費助成などを行いました。

1枚おめくりいただきまして、2目高齢福祉費では、平塚シルバーセンター跡高齢者福祉施設整備、高齢者生きがい対策事業、ねたきり高齢者等福祉施策、ひとり暮らし高齢者等福祉事業などを行いました。

3目障害者福祉費では、介護人材派遣事業などの自立支援サービス、日中一時支援事業などの生活支援サービスを行いました。

1枚おめくりいただきまして、4目社会福祉施設費では、高齢者・障害者各種福祉施設の運営を行いました。

5目災害応急費は、被災見舞等であります。

次のページにまいりまして、7目臨時福祉給付金では、経済対策分の給付金を支出いたしました。

2項児童福祉費の支出済額は406億3,766万7,220円で、執行率は95.9%であります。

1目児童福祉総務費では、子どもすこやか医療助成や認証保育所の運営費助成などを行いました。

次のページにまいりまして、2目児童措置費では私立保育園への運営費の助成や児童手当の給付などを行いました。

3目児童福祉施設費では、保育園やすまいるスクールの運営、障害児者総合支援施設整備工事などを行いました。

1枚おめくりいただきまして、128ページをお願いいたします。成果報告書では151ページでございます。

3項生活保護費の支出済額は128億3,629万5,419円で、執行率は95.6%。主なものは医療扶助費であります。

以上で民生費の説明を終わります。

次に、恐れ入りますが、178ページをお願いいたします。成果報告書では204ページございま

す。国民健康保険事業会計のご説明を申し上げます。

歳入第1款国民健康保険料は、予算現額100億9,716万9,000円、収入済額は101億3,834万9,878円で、収入率は100.4%、対前年度1億8,253万3,865円、1.8%の減であります。

1項国民健康保険料の収入済額は、1目一般被保険者国民健康保険料が100億3,693万6,481円、2目退職被保険者等国民健康保険料が1億141万3,397円であります。

次のページにまいりまして、第2款使用料及び手数料は、予算現額9万円、収入済額は11万2,200円で、収入率は124.7%。これは保険料納付証明書等手数料374件分であります。

第3款国庫支出金は、予算現額71億5,698万5,000円、収入済額は76億4,253万6,266円で、収入率は106.8%であります。

1項国庫負担金の収入済額は72億5,305万8,266円で、主なものは療養給付費負担金であります。

2項国庫補助金は3億8,947万8,000円で、主なものは特別調整交付金であります。

次のページにまいりまして、第4款療養給付費等交付金は、予算現額4億6,264万4,000円、収入済額は4億7,544万7,377円で、収入率は102.8%であります。

第5款前期高齢者交付金は、予算現額80億3,541万2,000円、収入済額は80億3,541万2,362円で、収入率は100%であります。

第6款都支出金は、予算現額21億5,599万6,000円、収入済額は21億8,258万6,941円で、収入率は101.2%であります。

1項都負担金の収入済額は3億638万8,879円で、主なものは高額医療費共同事業負担金であります。

2項都補助金は18億7,619万8,062円で、財政調整交付金などであります。

次のページにまいりまして、第7款共同事業交付金は、予算現額100億6,979万円、収入済額は97億2,458万3,458円で、収入率は96.6%、主なものは保険財政共同安定化事業交付金であります。

第8款繰入金は、予算現額30億6,790万6,000円、収入済額は30億6,790万5,358円で、収入率は100%。一般会計からの繰入金であります。

次のページにまいりまして、第9款繰越金は、予算現額13億9,291万4,000円、収入済額は13億9,291万4,113円で、収入率は100%であります。

第10款諸収入は、予算現額5,051万8,000円、収入済額は4,765万3,506円で、収入率は94.3%であります。

1項延滞金、加算金及び過料の収入済額は3,166円で、一般被保険者加算金であります。

2項雑入の収入済額は4,765万340円で、主なものは1目一般被保険者第三者納付金と、次のページにございます3目一般被保険者返納金であります。

歳入は以上であります。

1枚おめくりいただきまして、190ページをお願いいたします。成果報告書は211ページでございます。

歳出をご説明申し上げます。第1款総務費は、予算現額8億3,693万4,000円、支出済額は7億4,389万1,152円で、執行率は88.9%。電算システム改修費などを支出いたしました。

1枚おめくりいただきまして、第2款保険給付費は、予算現額241億1,118万1,000円、支出済額は232億4,990万7,374円で、執行率は96.4%であります。

1項療養諸費の支出済額は203億8,487万460円であります。

2項高額療養費は26億6,084万5,968円で、主なものは一般被保険者高額療養費における単独入院分であります。

次のページをお願いいたします。3項移送費は2,438円で、一般被保険者移送費であります。

4項出産育児諸費は1億5,326万8,168円で、366件分の出産育児一時金の経費であります。

5項葬祭費は2,821万円で、403件分であります。

6項結核・精神医療給付費は2,271万340円で、1万9,945件分であります。

次のページにまいりまして、第3款老人保健拠出金は、予算現額14万1,000円、支出済額は8万9,348円で、執行率は63.4%であります。

第4款後期高齢者支援金等は、予算現額46億1,097万2,000円、支出済額は46億1,097万251円で、執行率は100%であります。

第5款前期高齢者納付金等は、予算現額1,694万9,188円、支出済額も同額で、執行率は100%であります。

次のページにまいりまして、第6款介護納付金は、予算現額19億8,356万4,000円、支出済額は19億8,356万3,923円で、執行率は100%であります。

第7款共同事業拠出金は、予算現額100億7,075万9,000円、支出済額は98億3,103万2,385円で、執行率は97.6%であります。主なものは、保険財政共同安定化事業拠出金であります。

次のページにまいりまして、第8款保健事業費は、予算現額3億5,521万6,000円、支出済額は3億1,021万6,133円で、執行率は87.3%。主なものは特定健康診査費2万302人分であります。

第9款諸支出金は、予算現額3億1,804万7,452円、支出済額は3億1,717万7,970円で、執行率は99.7%であります。

1枚おめくりいただき、202ページをお願いいたします。第10款予備費には支出済額はございません。

以上で国民健康保険事業会計の説明を終わります。

恐れ入ります、2枚おめくりいただきまして206ページをお願いいたします。成果報告書では222ページでございます。後期高齢者医療特別会計をご説明申し上げます。

歳入第1款後期高齢者医療保険料は、予算現額39億3,553万円、収入済額は39億5,001万6,100円で、収入率は100.4%であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額1,000円、収入済額は7,500円であります。

第3款広域連合支出金は、予算現額3,357万3,000円、収入済額は3,077万5,115円で、収入率は91.7%であります。

次のページにまいりまして、第4款繰入金は、予算現額37億689万2,000円、収入済額は36億8,689万2,000円で、収入率は99.5%、一般会計からの繰り入れであります。

第5款繰越金は、予算現額5,823万9,000円、収入済額は5,823万9,927円、収入率は100%であります。

次のページにまいりまして、第6款諸収入は、予算現額1億9,816万8,000円、収入済額は1億9,228万3,274円で、収入率は97.0%。主なものは健康診査事業費などの受託事業収入であります。

歳入は以上であります。

次のページをお願いいたします。歳出につきましては、第1款総務費は、予算現額1億6,216万4,000円、支出済額は1億5,342万6,876円で、執行率は94.6%であります。

1項総務管理費の支出済額は1億2,894万2,648円で、電算システム運用の経費などでありませ

す。

2項徴収費は、2,448万4,228円であります。

次のページをお願いいたします。第2款分担金及び負担金は、予算現額73億8,454万5,000円、支出済額は73億7,370万1,360円で、執行率は99.9%であります。

第3款保健事業費は、予算現額2億2,219万4,000円、支出済額は1億9,833万1,141円で、執行率は89.3%であります。ここでは健康診査費1万5,986人分などを支出いたしました。

第4款保険給付費は、予算現額1億3,690万円、支出済額は1億3,606万円で、執行率は99.4%。葬祭費1,888件分などを支出いたしました。

次のページにまいりまして、第5款諸支出金は、予算現額660万円、支出済額は620万9,800円で、執行率は94.1%。過誤納保険料の還付金などであります。

第6款予備費には支出済額はございません。

以上で後期高齢者医療特別会計を終わります。

恐れ入りますが、2ページおめくりいただきまして、220ページをお願いいたします。成果報告書は232ページでございます。最後に介護保険特別会計をご説明申し上げます。

歳入第1款保険料は、予算現額52億8,141万2,000円、収入済額は52億3,353万9,515円で、収入率は99.1%であります。

第2款使用料及び手数料は、予算現額1,000円、収入済額は5,100円であります。

第3款国庫支出金は、予算現額52億2,227万1,000円、収入済額は53億7,313万5,546円で、収入率は102.9%であります。

1項国庫負担金の収入済額は41億2,512万3,671円であります。

次のページにまいりまして、2項国庫補助金は12億4,801万1,875円であります。

第4款支払基金交付金は、予算現額65億6,951万2,000円、収入済額は64億989万8,784円で、収入率は97.6%であります。

次のページにまいりまして、第5款都支出金は、予算現額35億6,404万3,000円、収入済額は34億6,998万2,855円で、収入率は97.4%であります。

1項都負担金の収入済額は31億9,960万5,000円で、介護給付費負担金であります。

2項都補助金は2億7,037万7,855円で、主なものは介護予防・日常生活支援総合事業における地域支援事業交付金であります。

次のページにまいりまして、第6款財産収入は、予算現額18万5,000円、収入済額も同額で、介護給付費等準備基金利子であります。

第7款繰入金は、予算現額42億5,706万3,000円、収入済額は41億7,063万900円で、収入率は98.0%。一般会計と基金からの繰入金であります。

次のページにまいりまして、第8款繰越金は、予算現額1億9,774万5,000円、収入済額は1億9,774万5,577円で、収入率は100%であります。

第9款諸収入は、予算現額1,389万6,000円、収入済額は1,379万485円で、収入率は99.2%。主なものは介護予防事業参加者負担金であります。

1枚おめくりいただきまして、230ページをお願いいたします。歳出をご説明申し上げます。

第1款総務費は、予算現額11億5,819万円、支出済額は11億1,747万1,723円で、執行率は96.5%であります。

1項総務管理費の支出済額は8億3,999万414円で、電算システム改修費などを支出いたしました。

2項徴収費は3,873万1,950円であります。

次のページにまいりまして、3項介護認定審査会費は2億2,051万9,340円で、1万5,058件の認定調査等を行いました。

4項趣旨普及費は602万1,460円であります。

5項介護保険制度推進委員会費は1,107万4,648円であります。

1枚おめくりいただきまして、6項地域密着型サービス事業者指定等事務費は113万3,911円であります。

第2款保険給付費は、予算現額222億3,630万9,000円、支出済額は217億3,628万338円で、執行率は97.8%であります。

1項居宅介護サービス等諸費の支出済額は140億3,155万7,597円で、居宅介護サービス給付費22万9,112件分などを支出いたしました。

次のページにまいりまして、2項施設介護サービス費は58億4,244万6,987円であります。

3項介護予防サービス等諸費は6億8,997万6,640円で、介護予防サービス給付費3万3,870件分などを支出いたしました。

次のページにまいりまして、4項その他諸費は2,347万440円で、審査支払手数料39万1,174件分であります。

5項高額介護サービス等費は6億4,577万8,193円であります。

6項特定入所者介護サービス等費は4億9,054万8,849円であります。

7項特別給付費は1,250万1,632円で、通院等外出介助サービス特別給付費などを支出いたしました。

第3款地域支援事業費は、予算現額15億7,275万8,000円、支出済額は15億4万1,166円で、執行率は95.4%であります。

1項介護予防・生活支援サービス事業費の支出済額は9億5,350万1,217円で、予防訪問事業、予防通所事業などを行いました。

次のページにまいりまして、2項一般介護予防事業費の支出済額は1億4,103万492円で、デイサービスセンター等活用型介護予防事業、いきいき筋力向上トレーニングなどを行いました。

3項包括的支援事業・任意事業費の支出済額は4億306万8,417円で、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの運営などを行いました。

恐れ入ります、2枚おめくり願います。244ページでございます。4項その他諸費は244万1,040円で、審査支払手数料4万684件分であります。

第4款基金積立金は、予算現額3,414万2,000円、支出済額は3,414万1,250円で、執行率は100%であります。

第5款諸支出金は、予算現額8,592万9,000円、支出済額は8,490万8,565円で、執行率は98.8%。これは第一号被保険者の過誤納保険料還付金642件分などであります。

次のページにまいりまして、第6款予備費には支出済額はございません。

以上で説明を終わります。

○鈴木（博）委員長 以上で、本日の審査項目の全ての説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在26名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。

ご発言願います。芹澤委員。

○芹澤委員 私からは、135ページからの成年後見制度利用支援事業について、お伺いいたします。

成年後見制度においては、精神上的の障害により判断能力が低下した方に対し、その方が不利益をこうむらないように、その判断を法的に保護し支援する制度であります。少子高齢化の進展を受けて、高齢者を支援する必要性から介護保険制度と同時に導入され、この2つの制度は高齢社会を支える車の両輪であると言われております。

しかしながら、介護保険制度に比べて全国的にまだまだ認知度が低く、必要とされる方へ情報が届いていないという声も伺っております。相談窓口の設置や成年後見支援センターなどさまざまところで行政からの情報提供はなされていると思いますが、補助や任意後見などの累計を含めると、実際は高齢者の方を中心に全ての方に潜在需要があると考えております。

現在の認知度について、区の評価と今後の周知方法についてお聞かせください。

○大串福祉計画課長 成年後見制度についての質問でございます。

認知度というところでございます。こういった制度があるという認知の状況は、まだまだではないかなと認識しているところでございます。

ただ、私ども品川区といたしましては、社会福祉協議会に成年後見センターをつくってございまして、そちらと連携しながら制度の周知あるいは成年後見が必要な方への支援といったものはこれまでも行ってきておりますし、また、今後もそういった取り組みについては充実を図っていきたいと考えているところでございます。

○芹澤委員 コストや情報量の観点から、難しいことも理解していますが、区民からの問い合わせに対する情報提供ではなく、行政から対象になり得る方へ情報を目に入れる、いわゆるプル型ではなくプッシュ型の情報提供をご検討いただければと思います。

また、成年後見については、運用方法について自治体それぞれの色があり、品川区においては、行政が窓口になり、社会福祉協議会がリードして、ワンストップにて専門家・各種団体との情報共有を図るやり方で、品川モデルとして注目されております。

このやり方をこれまで進めてきた中で、行政側が感じている現状の課題などがあればお聞かせください。

○大串福祉計画課長 今、委員にご紹介していただきましたように、品川区は先進的な取り組みということでこれまで進めてきたところでございます。

そうした中で、この制度を運用していく中での課題は、成年後見を必要とされる方は今後増えてくるだろうと予測しております。被後見人が増えていく中では、当然それを後見していただく方が必要に

なってまいります。課題といたしましては、やはり後見人の確保が一番大きな課題になってきていると考えているところでございます。

○芹澤委員 成年後見制度においては、先ほどまだまだ認知度が低いというお話をいたしました、それ以上に、必要とされている方のそもそもの母数が多く、現状の認知度においても需要に供給が間に合っていない状況だと現場の方々からも伺っております。

まず、昨年の相談件数、あとは申請件数、社会福祉協議会がメインになっているかとは思いますが、品川区がわかる範囲で結構でございます。それと、その中で区長申し立てがあったかと思っておりますので、その件数、あとはこれまでの全体の推移ですね、件数がどれだけ増えてきているのかもあわせてお聞かせください。

○大串福祉計画課長 相談件数といたしましては、平成29年度は283件の問い合わせがありました。また、相談といたしましては779件、約1,000件近くになるかと思っております。

それから区長申し立ての件数といたしましては、平成29年度は49件になります。その49件の中で審判決定を受けたものが42件となっております。

ちなみに、家裁への申し立ての件数の累計といたしましては443件となっているところでございます。

○芹澤委員 件数自体は伸びてきているという認識でよろしいですか。

○大串福祉計画課長 申し立ての件数ですが、大体40件から50件ぐらいの推移がここ数年の流れとなっております。中には若干減少した年もありますけれども、基本的にはそれぐらいの件数で来ているところでございます。

ただ、今後はその辺、伸びが出てくるのではないかと予測しているところでございます。

○芹澤委員 品川モデルのやり方として、まずは相談を受けてから、原則3度の審査を経て、申し立て、あとは他団体への紹介というような方針が決まると記憶しております。大変に重要な審査だと思いますが、最初の審査会議が月に2回、2回目が3カ月に1回、最終的な判断がまたその3カ月後という原則の流れになるかと思っております。

そうすると、その間に相談者の方の状況が変わることも考えられます。もちろん緊急対応等もしていただいていると伺っていますが、現在のニーズの高さを考えると、処理速度という意味でも、会議の数、審査の回数を増やしていくことも検討するべきかと思っておりますが、ご見解をお聞かせください。

○大串福祉計画課長 委員からもご紹介いただきましたように、ケース会議が月2回であるとか、方針決定会議あるいは成年後見センターの運営委員会、こういった手続を踏んで、区長申し立てという流れをつくっているところでございます。

当然、その中には緊急対応が入ってまいります。例えば虐待等々が疑われるケースにつきましては早急な対応が必要といったところで、こちらについては緊急対応させていただいて、一番早いケースですと、1カ月程度で審判決定までいったというケースもございます。

この原則の流れをもう少しというお話でございます。その辺、いろいろなご意見はあろうかと思うのですが、やはりこの成年後見制度、ケースを検討すること、あるいはケースを調査するといったことも非常に慎重に取り組まなければならないものでございます。そうした中では、一定、時間がかかってしまうものも出てきているところでございます。

いずれにいたしましても、この成年後見制度、ご本人の財産管理ですとか、あるいは身上保護を目的として行っているものでございます。一定程度のお時間がかかるところも中には出てくるところでござ

います。

○芹澤委員 成年後見人のメインの受け皿となっているのが社会福祉協議会であるかと思いますが、そういった意味では、これまで社協の職員も含めて、何とか相談件数に対応できている状況かと思えます。今後の相談件数の増加を見据えると、さらなる社協での受け皿拡大の必要があるかと思えますが、そういった課題に対してのサポートの見解をまずお伺いしたいのが1点。

あとは、現状でも他団体に紹介を積極的に行っているかと思えます。その意味で、他団体を育てることが行政の役割かと思えますが、現在認識されている品川区の団体の数とその団体へのサポート体制についてお聞かせください。

○大串福祉計画課長 社協へのサポートということでございます。こちらについては、成年後見センターの運営助成といったことで、例年予算を組ませていただいております。

それから、団体というところでございます。今現在、約6団体と連携しながら、成年後見制度を進めているところでございます。

○芹澤委員 やはり団体の数を聞くと、まだまだ受け皿の数、供給が間に合っていないのかなという認識もあります。

現在の団体数を増やすために、市民後見人養成講座を年に1回開かれていると思いますが、これもぜひ回数を増やしていただきまして、受け皿を増やすことに向かっていただければと思います。

最後に、この成年後見制度、さまざまな後見人の不祥事がこれまでありましたので、受け皿の質の確保をしていただきながら、区民のニーズをしっかりと酌み取っていただければと思います。

○鈴木（博）委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 139ページ、高齢者住宅対策、住宅あっせん、149ページ、八潮地区幼保一体施設整備、150ページ、児童センター事業についてお伺いたします。

まず初めに、住宅あっせんについて伺います。

私は、昨年の決算特別委員会の総括質疑において、高齢者の住宅支援について伺いました。その際、平成28年度は約700件のご相談がある中、実績としては、礼金等の助成件数は21件、保証料の助成件数は不動産業者が推進しているために0件と伺いました。

本年度、平成29年度の実績は、成果報告書によりますと6件とありますが、この6件の内訳は礼金等の助成件数でいいのか、確認をさせていただきます。また、ご相談にこられた方はどれくらいであったのかということもお知らせいただきたいと思います。

平成28年度の実績から大幅に減っておりますが、この要因をどう分析されているのか、お伺いたします。あわせて、本年度4月から7月末までの実績がわかれば教えていただきたいと思います。

○宮尾高齢者地域支援課長 住宅あっせんのお尋ねをいただきました。

まず、平成29年度の実績でございますが、平成29年度1年間で6件、住宅あっせんで助成をさせていただいたところでございます。その内訳なのですが、礼金と仲介手数料ということで、合わせて6件というところでやっておりますので、内訳がどうということは、今、数字を持ち合わせていないところです。

6件という数字、前年の21件に対して大幅に件数が減っているところなのですけれども、これは特に何かこれというような際立った特徴は見つかっていないところでございます。

それと相談件数でございますが、平成29年度は、あっせんに限らずなのですが、広く住宅に関するご相談一般で、年間約700件のご相談をいただいているところでございます。

今年度の実績でございますが、今のところ、あっせんといましては6名の方に助成をさせていただいているところでございます。

○新妻委員 平成28年度も平成29年度も同じぐらいのご相談がありながら、実績として結びついた数が低かったという事実がありますので、どういう理由があるのかということはしっかりと分析をしていただきたいと思いますし、使えない制度、使いにくいところがあるのであれば、それはニーズを捉えた制度にしていく必要もあるのかと思います。

特に今年度は、8月から住宅あっせん制度をベースにして、高齢者の見守りや委託金を納めてのものよきの家財道具の撤去を行う高齢者住宅生活支援サービス事業が始まっております。我が会派は高齢者の住宅支援制度の強化を求めてまいりましたので、ありがたい制度と思っておりますが、そこで、事業開始から数カ月ですけれども、現在までの実績を伺います。また、ご相談や問い合わせ、そして成約となった件数をお知らせください。また、事業を始めるに当たっては、家主への理解促進、そして不動産業者のご協力が不可欠となりますが、どのように周知をされているのか、お知らせください。

○宮尾高齢者地域支援課長 まず、あっせん事業に関しましては、我々も前年に比べて件数を大幅に減らしてしまっているという点は、しっかりと課題として捉えてまいりたいと思っております。

そして、今年度からスタートさせていただいている住宅生活支援サービス事業でございますが、今のところ、この事業、8月1日にスタートさせていただきまして、まずご相談の件数といましては、8月1日から先週末の時点で160件ほどの相談をいただいております。その中で、本事業に関するお問い合わせは約40件いただいているところでございます。その中で、本事業の申請を希望されている方が5件、実際に利用のお申し込みをいただいているのが2件。その2件のうち1件が契約の締結に至っているところでございます。

それと、家主の皆様への周知というところなのですけれども、事業の開始前、開始後に当たっては、宅建の品川区支部に周知をさせていただくとともに、協力店に対しても周知を呼びかけているところでございます。そして、9月には宅建品川区支部の研修会がございまして、そこにもお邪魔させていただいて、本事業のPRをさせていただいたところでございます。

○新妻委員 今、成果を伺いました。まだ数カ月でありますので、これからしっかりと、とにかく家主が貸すということが大事です。物件がないと高齢者の支援につながりませんので、その理解促進をさらに進めていただきたいと思います。

次に、八潮地区幼保一体施設整備について伺います。

現在、八潮わかば幼稚園が幼保一体になるということでリフォームが進められております。工事の渦中には、ここはいながらの工事をしていただきました。また、すぐ上が住宅ということで、工事には配慮いただきながら進めていただいたことと思いますし、また、工事の渦中に区民からあったご要望に関しては、品川区を通して施工業者にも丁寧なご対応をいただいております。

現在の工事の進捗状況をお知らせいただくとともに、区に届いている工事に対しての声ですとかを教えてくださいたいと思います。

今後さらに八潮では2つの保育園が改修される予定になっております。今回のわかば幼稚園の工事を受けて、今後の工事の進め方について検討されていることがありましたら、お知らせいただきたいと思います。

○吉田保育施設調整担当課長 八潮わかば幼稚園の工事の進捗状況というご質問かと思っております。八潮地区の保育園、幼稚園につきましては、30年以上たっている関係もありまして、大規模改修を進めて

おります。

八潮わかば幼稚園につきましては、平成29年8月から1期工事を始めまして、平成30年3月まで。それから平成30年4月から12月までを2期工事としまして、八潮わかば幼稚園、2つに分けたところを改修してきたところでございます。

それから工事を進めるに当たって、いながら工事ということで、居住者、それから児童がいる中で工事を進めてまいりました。その関係で、コンクリート部分に手を入れたりとかアンカーを打ったりするような際には、近隣の階にはかなり音や振動が伝わった関係がありまして、ご迷惑をおかけしたところでございます。その辺は私どもも現地に向っておわびなどし、ご理解をいただいていたところでございます。

今後なのですけれども、八潮北・西保育園につきましては、早い時期に自治会等の調整を進めますとともに、早目に住民説明会を開催いたしまして、居住者や近隣の方にご不便をおかけすることを理解していただくとともに、区としては、よりよい、親切で丁寧な対応を心がけたいと考えております。

○新妻委員 今後の工事に関しては、早目の説明会とご答弁いただきましたので、ぜひ丁寧でご理解をいただけるような説明会、そしてまた、工事に関しても配慮をいただけますようによろしくお願いいたします。

続きまして、児童センター事業についてです。ゆたか児童センターでは、現在、ボルダリングができる施設となっております、間もなく増設されると伺っておりますが、地域の方から、ボルダリングをやっている子が多くて、もっと増やしてもらいたいというようなお声と、品川区でも、スボルもできましたし、スボルと連動して大会を行ってもらいたいというお声がありますが、いかがでしょうか。

○高山子ども育成課長 今年度、ゆたか児童センター、50年を迎えまして、ボルダリングウオールの増設を図っているところでございます。

児童健全育成の観点から、連携などについては検討してまいります。

○鈴木（博）委員長 次に、飯沼委員。

○飯沼委員 151ページの品川児童学園運営費、障害児者総合支援施設建設経費、145ページ、障害児通所支援、放課後等デイサービスの問題です。よろしくお願いいたします。

まず、障害児者総合施設ですけれども、今年1月22日、厚生委員会で初めて全体像が示されました。障害児者の総合的な支援施設として期待されています。しかし、来年4月開所予定が、工事のおくれで6カ月延期となり、利用者の方々にとっても、また、事業者の方々にとっても予想外のことであり、6カ月をどう乗り切るか、不安となっております。区の対策が求められていると思います。

質問です。3月、特別支援学校を卒業する人の受け皿がありません。区は他の施設に振り分けると言っていますけれども、現状でも福栄会など定員オーバー、150%を超えているといった声も聞いています。また、品川の枠が不足しているため、他区に行っている人も多いのです。卒業生や他区に行っている人たちの受け皿をどう考えるのか、伺います。また、訪問系サービス、医療系サービスはどうなるのか、伺います。

続いて、事業者は4月開所に備えて2桁に上る職員を採用予定と聞いています。4月に開所できず、財源の保障はどうなるのか。雇用の継続も難しいと言っていますけれども、6カ月間の保障をどう考えるのか、お伺いいたします。

○飛田障害者施策推進担当課長 3点の質問をお受けいたしました。

まず、今度の3月に特別支援学校を中心とする卒業生の受け皿ということで、本来でしたら、4月に

新施設がオープンして、そちらのほうと考えておりましたが、今回、工期が半年おくれてしまうということで、どういうふうにしていくか、こちらのほうで考えておりました。

もちろん既存の施設の活用も考えておりましたが、現在、卒業生の希望調査等、支援学校にお伺いしまして、また、保護者の希望等も考慮しますと、やはり代替施設というところも考慮しないといけないことも検討しているところです。

また、運営法人も4月から、そうなりますと準備ということもありますので、法人とも相談しながら、また、既存の法人とも相談しながら、4月からの卒業生の受け皿は検討していきたいと考えております。

そして、訪問系と医療のほうはどうするかということで、そこまでは残念ながら4月には体制が整わないというところで、10月開始に合わせて行いたいと考えております。

また、財源のところでは、人材の育成とか保障のところも入ってくるとは思いますけれども、そのところはまた財政とも相談しながら、適切に算出した上で、検討して対応していきたいと考えております。

○飯沼委員 医療系のところなどは、精神科のドクターや臨床心理士など、他県からも確保しているといった状況にあるそうです。厳しい中、工夫をされていて、この辺、仕事がなくなってしまう、収入がないということでは、とても負担になると思うのです。ぜひ事業者ともじっくり、しっかり相談して、適正にやっていただきたいというのが1つと、受け皿のところは、卒業生だけではないと思うのです。既に満杯になっているところ、あと、新しいところに期待をしている人たち、たくさんいらっしゃると思うので、ぜひ受け皿はもうちょっとしっかりとやっていただきたいなと思います。

あと、指定管理者の指定は予定どおり今年中に行われるのかどうか。そうすると、指定管理料などはいつから発生するのか、その辺も教えてください。

続いて、利用される方にとっても事業者にとってもよい方法をぜひ考えていただきたい。一部は代替施設を検討中と言うのですが、1つの例として、区が仮のスペース、マンションの空きスペースなどを確保して、4月から全体的に、場所はばらばらでもいいのですけれども、スタートさせて、10月にそっくり移すといった方法をすれば、準備している段階も無駄なくいくのではないかなと思います。この辺はいかがでしょうか。

○飛田障害者施策推進担当課長 代替の施設というところで、区内の施設をまずは中心に探しております。そのところと、区内のテナント等も視野に入れて探す必要はあると思います。

こちらとしては、卒業生、また、この施設を楽しみにしていた方のお声を聞いております。ですので、4月1日から新しい場所というか、仮の場所を確保して運営をしたいと考えております。それでまた10月になり新しい施設ができましたら、そちらに移動できればと考えております。

指定管理のところですが、今も行っている事業もあり、また、4月から代替施設というところも考えておりますので、4月からと考えております。

○飯沼委員 代替施設を一生懸命探して下さって、考えてくださっていることは本当にありがたいし、今心配されている方の先の見通しがつくと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、障害児の計画相談事業についてお伺いします。

現在、障害者福祉課の内部で計画を立てられています、大変不十分であると思っております。計画相談事業とは、本来、当事者と保護者、そして相談支援員や特別支援学校、放課後等デイサービスの担当者など、さまざまな人が集まって、当事者にとってどういったサービスが適当なのかということを経験者担当者会議を経て計画を立てる、これが本来であると思っております。

品川区では、このサービス担当者会議が行われていないと思います。多分品川のみではないかと思っ

ていますが、早急に正規の相談事業が必要な方に行われるように求めますが、いかがでしょうか。

続いて、放課後等デイサービスの問題ですけれども、利用日数についてです。要綱を広げますと、要綱改正案にはまだ表が残っていて、1カ月の基本となる支給回数が月10日のままになっています。厚生労働省の考えでは、原則の日数は、30日とか31日から8日を引いて、22日から23日となっています。表から月10日を外すように求めますが、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 まず1点目、障害児のサービス担当者会議の開催についてでございますが、今現在、区の相談支援担当、管理者を含んで3名の体制で行っておりますので、障害児の計画相談支援事業所や障害児の計画相談ができる人員を増やす必要があると考えております。

サービス担当者会議につきましては、全てではないですけれども、必要なときに行っているというのが現状です。ただし、追いついていないという現状がございます。現在も障害児の計画相談ができる可能性のある事業者に働きかけを行っておりますので、今後、丁寧な障害児の計画相談を目指して、体制を整えたいと思っております。

次に、放課後等デイサービスの利用日数の基準についてでございますけれども、現在、検討作業に入っているところでございます。

○飛田障害者施策推進担当課長 先ほどのところでお答え漏れがありました。すいません。

先ほど指定管理、4月からと言いましたけれども、4月からというところもあれば、先ほど言いました訪問系とか医療系等は10月から開始となりますので、そういうところはまた議決を受けまして、指定管理のほう、進めていきたいと考えております。

○飯沼委員 サービス担当者会議は、事によっては不十分ということなのですが、特別支援学校からもサービス担当者会議が開かれていないのは品川区だけですよと保護者の方が指摘をされているという意味では、やはりかかわっている人みんなが一堂に会して議論をして、よりよいものをつくるといった姿勢を、来年4月からでもぜひここは始めていただきたいなと思います。

あと、放課後等デイサービスの月10日の件ですが、なくす方向、外す方向で検討していただいているということでもよろしいのでしょうか。そこを確認させてください。

○松山障害者福祉課長 サービス担当者会議につきましては、今後、体制等を見極めまして、あと事業者の数、それから人員も増やしていく方向ではありますので、そちらのほうで丁寧に行っていきたいと考えております。ただ、お時間は頂戴するかと思っております。

支給決定の基準なのでございますけれども、改正する方向で検討しているところでございます。

○飯沼委員 相談事業のほうは本当に早期にしていきたいのと、月10日、ぜひ外していただきたい。原則が月22日から23日です。あとは必要に応じて考えるというのが厚生労働省で書かれているガイドラインの中身であると思いますので、ぜひその方向でよろしく願いいたします。

あと、(仮称)都立臨海地区青海特別支援学校について伺います。

平成31年4月開校なのでございますけれども、ここに通うお子さんが放課後等デイサービスを利用できなくなる可能性があるという訴えがありました。勝島、東品川2丁目から5丁目、八潮、南大井、東八潮の地域の子は、ここができると品川特別支援学校区から青海特別支援学校へと学区が変わるそうです。朝はスクールバスで通えるのですけれども、しかし、学校から放課後等デイサービスに通う保証がなくなっています。学校が遠くにあって、そこまで事業者がお迎えにしてくれるかどうかかわからないという事態が生まれています。この状態が解決しないと、学校には行けるけれども放課後等デイサービスに通えないといった実態が生まれてしまうそうです。

対策として一体何があるのかなと思いますが、ここのところをしっかりと捉えて解決していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○松山障害者福祉課長 特別支援学校の学校区の変更による影響についてのご質問だと思います。

この近辺の放課後等デイサービス事業者は、二、三カ所程度ということで、少ないのが現状でございます。現在は、区の教育委員会を通じまして東京都の教育委員会からの情報収集を行っていく段階でございます。また加えまして、近隣区の事業所を含めました放課後等デイサービスの連絡会を設けておりますので、まずはそちらで情報共有、情報収集を図ってまいります。

○飯沼委員 ぜひ連絡会など開いて関係の方と十分話し合ってもらいたいのは、品川区の放課後等デイサービスの数が、今、12カ所ですごく少ないそうなのです。ただでさえ少ないので、こういう困難に対して、また、報酬が引き下がっている中でますます困難になってしまうというところにおいては、事業者任せにしては絶対いけないと思うので、ぜひ品川区が応援してほしい、対策をとっていただきたいと思います。

○鈴木（博）委員長 次に、木村委員。

○木村委員 私からは、138ページが一番上にあります高齢者生きがい対策事業費からの質問をいたします。

高齢者支援の中の事業で、高齢者クラブ助成金116クラブ3,789万円余、花づくり助成金がございます。116クラブはどのクラブも参加料など一切かからず所属できるのでしょうか。また、花づくりのイベント、6つの各事業を抱える高齢者の趣味・健康づくりに参加するにも、全て費用はかからず参加できるのでしょうか。

そして、116クラブで約3,790万円ぐらいですけれども、1クラブ当たり約三十二、三万円ぐらいの費用になりますが、それだけで年間の活動をしていくと厳しいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○宮尾高齢者地域支援課長 高齢者クラブの活動に関するご質問をいただきました。

まず、各高齢者クラブは会費が重要な収入源となっているところがございますので、基本的に各クラブでは各会員の会費が収入の中心になっているかと思えます。

各種事業の参加費につきましては、これは事業ごとに各クラブで、例えば臨時にお金を徴収されたりですとか、あるいは会費全体の会計の中でこの事業に関しては無料でということもあろうかというところがございます。

それと、各高齢者クラブに毎年区から助成金という形で交付させていただいておりますが、基本的には各クラブの活動の頻度、内容によって、助成金の中で十分賄えているというクラブもあれば、ぎりぎりのところで頑張ってもらっているクラブもあると伺っております。

○木村委員 ぎりぎりやっているとところもあるという大変厳しい状況であるということでもありますけれども、増やす考えはないということでしょうか。

○宮尾高齢者地域支援課長 いろいろご相談をいただく中で、どうしたら今の助成金の範囲内で円滑に会を運営していただけるかというところは助言をさせていただきながらやっていただきたいと思っておりますので、現時点では増額等の考えはございません。

○木村委員 高齢者を含む全ての人が、健康だけではなくて、悩みや病に伏せている方も多いたと思いますけれども、そう考えますと、今まで以上に行政の役割は大変重くなってきます。

どうすれば高齢者や区民が健康にこの品川区に住み続けられるのか、品川区に住んでいてよかったな

と思えるのか、これからも住み続けたいと思っていただけるようにするには、どのようなことを打ち出していけばよいのか、お考えや計画等があればお聞かせください。

○宮尾高齢者地域支援課長 やはりいつまでも高齢者の方が生き生きと住みなれた地域で暮らし続けていただくために、高齢者クラブは我々区にとって大切なパートナーだと思っております。こういった高齢者クラブの方々がしっかりと活動できるように、これからもいろいろなお相談をいただきながら、ともに考えていきたいと思っております。

○木村委員 中でも一番人気なものは、いきいきカラオケ広場といきいき健康マージャンに集中していますけれども、なぜこの2つに集中しているのでしょうか。

○宮尾高齢者地域支援課長 もともとカラオケですとかマージャンというのは、日常で身近なものとして定着してきているのかなと思っております。大変多くの方にご利用いただいているというところ、とてもありがたく思っております。

ですので、今ご質問いただいたカラオケ、マージャンに限らず、それ以外にもいろいろなところで高齢者クラブの方々が活躍いただけるように考えてまいりたいと思っております。

○木村委員 各イベントの中で、会員数の大変多いいきいき健康マージャンですけれども、これが約2万2,000人。カラオケが約2,800人。仮にこの1割の方々が参加した場合でも、マージャンが2,200人、カラオケが280人ということで、あまりあり得ないのでしょうかけれども、1カ所の会場では無理でしょうから、やるとすれば数カ所ということになりますが、何カ所ぐらいでこういうことを行っているのか、教えてください。

○宮尾高齢者地域支援課長 いきいき健康マージャンにつきましては、会場数といたしましては27会場でございます。カラオケ広場につきましては5会場で実施させていただいているところでございます。

○木村委員 日々健康に生活していくために欠かせない健康法というのは、まずは声を出すということ。それも腹の底から声を出す。そして脳を使うこととも言われておりますけれども、カラオケとマージャンというのはそれにぴったりだと思いますし、それにプラスあと1つ、体を使うこと、例えばグラウンドゴルフや輪投げ大会、シルバードンスパティーなど、どれか1つと組み合わせて3つを行うことが最高によいことだと思っているのですけれども、あと残るはバランスのとれた食事と睡眠と思っているのですが、高齢者の健康法というのはどうだと思いませんか。

○宮尾高齢者地域支援課長 今、委員からご指摘いただいたように、まさにどれも、声を出す、脳を使う、体を動かすといったことは、高齢者の方がいつまでも元気に暮らしていただくために重要な要素だと考えております。

これからもそういった視点を忘れずに事業を進めてまいりたいと思っております。

○木村委員 ぜひ頑張ってくださいと思っております。

次に、139ページの上から6行目、高齢者見守り事業880万円余ですけれども、1行下に地域見守りネットワーク事業がありますが、私たちが子どものころから向こう三軒両隣という言葉がありました。これは大変濃密な隣近所のつき合いをあらわした言葉だろうと思っておりますけれども、現在の状況はあのころの状況とは大きく変化し、高齢化が進む中、濃密な隣近所のつき合いも薄れつつあります。

ご近所つき合いの希薄化による地域の支え合い機能は低下の一步をたどっていると言ってもおかしくはないと思っておりますけれども、地域での現在の状況を行政としてしっかりと把握していることと思っておりますが、高齢者のどういったところが一番危険で、行政として高齢者をどのようにフォローしていくので

しょうか。

そして、本区内に本社を置く金融機関、また、社会福祉協議会による民間企業と連携し、高齢者地域見守りネットワーク事業に関する協定を締結しておりますけれども、今後どのようにするのか、お伺いします。

○大串福祉計画課長 高齢者の見守りといったところで、町会・自治会の皆様方にもご協力いただき、また、民生委員あるいは企業とも協定を結びながら地域の高齢者の方を見守っていく、こういった形で進めているところでございますし、今後ともその体制については維持をしていきたいと考えております。

○鈴木（博）委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 まず、201ページの国保についてお伺いしますが、私は、国保、いわゆる皆保険制度をずっと守っていただきたい、維持していただきたいという思いで質問させていただきます。

よく区長が月の初めにメッセージを庁舎内でお話ししますが、たしか今年9月に国保の収納率が23区で1位だという話をしていたと思うのですが、その辺についてお伺いします。

○三ツ橋国保医療年金課長 今年度も昨年度に引き続きまして国保の収納率は23区中1位でございました。具体的に申し上げますと、現年度分92.64%で23区中1位、滞納繰越分は55.43%で23区中1位、総合1位となっております。これは、職員のたゆまぬ努力が実を結んだ結果と考えております。

○藤原委員 維持していくためには、収納していただくことが一番基本だと私は思っています。

この皆保険という制度を思うと、今、皆保険は、私個人ですけれども、当たり前という感覚があるのですが、実は過去に、テレビドラマですからフィクションだと思うのですが、現代のお医者さんが江戸時代にタイムスリップしてしまって、そこでいろいろなことを経験し、また医学をするというようなドラマがあったのですが、そのときに江戸時代のお医者さんとも出会うわけですが、そのお医者さんにその方が未来から来たとわかってしまうのです。そして、最期に亡くなるときに江戸時代のお医者さんが「未来の世の中は平らですか」と聞いて、「平らです」と聞いて亡くなる。江戸時代は、それ以前もそうかもしれませんが、誰でも医療にかかれる時代ではなかったのかもしれませんが。

ですから、そういう意味で、皆保険という制度は守っていかないと考えております。この制度を守るという意味で、もう一度、所管の課長からご意見をいただけますか。

○三ツ橋国保医療年金課長 皆保険制度を守っていくという観点でございますが、今年の夏に全国の国保所管課長会がございまして、その中で1950年代のフィルムを見ることができました。そのときには、1950年代のころ、村の皆さんが診療所を立ち上げて、皆さんで医療を使っていく、そして皆さんでお金を出し合って対応していく、そういうフィルムでございました。医療保険制度の根幹となる国民皆保険制度の原点となるフィルムを見せていただいたところでございます。

私どもも、国民皆保険制度と申し上げますのは非常に重要なものだと考えております。

○藤原委員 まさに痛み入る話をいただきまして、課長、収納率を上げていくためにいろいろな職員の方が頑張っている、でもいろいろなご批判もあるかもしれない。ですけれども、皆保険を維持していくという根幹は、やっぱり保険料を払っていただくというのが一番のベースになっていると思いますので、担当の課長になられて2年だと思っておりますけれども、今後の抱負をお話していただけますか。

○三ツ橋国保医療年金課長 今年度から特に大きな制度改革がございまして、その背景といたしましては、大きく医療費の増大する部分がございます。その医療費を何とか、国民皆保険制度を将来にわ

たって維持・堅持していくために、大事な財源の確保というものがございます。その中で、徴収というものは非常に重要と考えておりまして、引き続き対応してまいりたいと思います。

特に人生100年時代を見据え、健康づくりが非常に大事だと思っております。健康寿命の延伸に向けて、保険者として予防や健康づくりが大事だと考えておりますので、引き続き努力してまいります。

○藤原委員 よくわかりました。

次に、151ページの障害児者総合支援施設建設経費についてお伺いしますが、これ、おくらせていますよね。おくらせている理由はお伺いしたのですけれども、おくらせた原因があると思うのですが、債務負担行為でやっていますよね。区が全部負担しなくてはいけなかったのですか。やっている業者との関係、どういう契約になっているかわからないのですけれども、おくらせた理由が区にないのであるならば、区が払うというのはおかしいと思うのですけれども、いかがですか。

それと、これは4者で進めていくと思うのですけれども、北海道と滋賀と東京ですよね。3つ、距離的にも離れているところで、意思の疎通というのでしょうか、本当にうまくできるのでしょうかというのと、それと、これは指定管理だと思うのですけれども、なのに分室に区が入ってきますよね。入れるのであるならば、指定管理者というのはそういうあれではないですよね。分室に入るのに何で指定管理にしたのか。業務委託でもいいと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○飛田障害者施策推進担当課長 障害児者総合支援施設ですが、現在工期がおくらせております。区が原因ではないことは確かなのですけれども、そこのところは業者ともどういうふうに行っていくか、また協議を進めていきたいと思っております。

そして、4つの法人が離れているということですが、離れているので、協議とか会議をするのも、日程調整するのも大変ですし、また、距離が離れているというところで、なかなか早急にできないというのは現実です。でも、そこのところはうまく連携をとりながら何とか乗り越えていけないかなと考えております。

そして、分室のところなのですが、本来ですと指定管理者で管理を全部やらないといけなくていいところですが、今回4つの法人が集まるということで、また、他県の法人が集まるということで、現状なかなか難しいところがあります。4つが一緒にやるという非常に難しいところもありますので、区が中に入って、地域の連携、また、いろいろな施設との連携も区が行っていくというふうになりました。

○藤原委員 改めて今答弁いただいたのですけれども、区の責任でなければ、そこはちゃんとしっかりやらないとだめですよ。

それと、距離が離れていてうまくいかないかもしれないけれどもという答弁をしたら、だめでしょう。それは違うと思いますよ。だから分室を入れて見ていくというののもいかがなものか。行政がこういうふうに関わっているのに。

改めてその辺ははっきり答弁いただきたい。お願いします。

○飛田障害者施策推進担当課長 今回、工事のおくれというところもありますけれども、区が全く悪いと言い切れないというところも確かにあります。

〔「答弁おかしいぞ」と呼ぶ者あり〕

○飛田障害者施策推進担当課長 区が全く悪いわけではないということですが……。

〔「どっちなんだよ」と呼ぶ者あり〕

○飛田障害者施策推進担当課長 今回、区が悪いということではなく、近隣の配慮とか、また、工期のところ、事業者は一生懸命やっていたいただきましたけれども、地中からいろいろ出てきてしまったり

とか、そういうことでおくれてしまったということもありますが、今後、うまくやっていきたいと思っております。

また、距離が離れているというところですが、そこはしっかり区が仕切って行って、うまく連携がとれるように今後も続けていきたいと考えています。

○藤原委員 業者とどういう契約になっているのかわからないですけれども、課長の答弁、ちょっとよくわからないのですが、区に責任がなければ、契約書どおり、契約書がどうなっているかわからないですけれども、責任というのは出てくると思うのです。それを、区に責任がないと言っているにもかかわらずお金を払っているということは、やっぱりいかなものかとなるではないですか。

だからそこを、契約書がどうなっているということも含めて、もう一度いただきたいです。この施設に期待しているから、ここまで言うので、お願いします。

○飛田障害者施策推進担当課長 いろいろな理由で工期がおくれていきます。そういうところで、区といたしましても施工業者としっかり話し合いながら、この後、進めていきたいと考えております。

〔「契約がどうのって」「違うだろう、おまえ、答弁」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（博）委員長 契約についてはいかがですか。

○飛田障害者施策推進担当課長 契約について、そこは確認しながら進めていきたいと思えます。

○藤原委員 これで質問はやめますが、契約書はこれから見ますではおかしいですよ、契約してやっているのに。そこはしっかり、課長、これ、議事録が出ますから、ちゃんと文章になって見ると、どういう答弁しているかがわかると思うので、ちょっとおかしいですよ、これは。そこはよろしく願います。

〔「あくまで3項目でおくれたんだらう」と呼ぶ者あり〕

○藤原委員 ネウボラになるのかもしれないのですけれども、今、マスコミ等でも出ているのですが、妊婦加算の問題をお伺いしたいのですけれども、妊婦がお医者さんにかかったときに、妊婦であるから加算されてしまうという制度ができて、知らない方も多いのですけれども、これは少子化という意味においても逆行している施策だと思うのですが、これについて行政としてはどういうふう考えていますか。

○鈴木（博）委員長 どなたが答えますか。保険関係の質問かと思うのですが。

藤原委員、款がまたいでいるみたいなので、明日改めてご質問いただくということでもよろしいですか。

○藤原委員 私も悩んだのです、この質問。明日やります。すいません、よろしくお願いします。

次に、136ページの地域福祉計画推進費でお伺いするのですけれども、16万1,000円余について、まずこの内容をお伺いします。

○大串福祉計画課長 地域福祉計画の推進ということで、こちらに計上されているのは、現行計画の進捗確認の場を設けるといったところでの経費になっています。

今年度、新しく地域福祉計画については改定を行っておりまして、そちらについては、今年度また予算が計上されているところでございます。

○藤原委員 今日、決算ですけれども、予算が計上されて、この計画は前向きにやっていくということですが、この計画に私もすごく期待しております中で、課長、私の思いなのですけれども、課長はこの課の前はたしか住宅課にいらっしゃって、そういう意味で、住んでいる方たち、区営住宅、都営住宅含め、私は個人的にですけれども、課が変わっても、前職とか前々職というのはすごく大事で、キャリアを積んでいくと思っているので、その意味においても、この計画については、前向きに、予算も多く

とってやっていていただきたいと思っているのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○大串福祉計画課長 今、前職のご紹介もいただきましたけれども、そういった経験も踏まえて、地域福祉計画、今年度は改定といったところで取り組んでいるところでございます。

より多くの区民の皆さんから、いろいろなお声をいただきながら、品川区、地域が住みよいまちになっていけるように、皆さん方と考えながら、この計画、今まさに策定をしている段階となっております。その姿勢で今後とも業務に取り組みたいですと思っております。

○柏原企画調整課長 質問の途中で失礼いたします。

先ほどの障害児者施設関係の部分で補足させていただきたいところがございます。工事のおくれの中で、先ほど契約云々というお話もあったのですが、今回の障害児者の施設がおくれている件については、補正予算のほうでも審議いただいているところでございますけれども、理由といたしましては、地中障害物であったりとか、それから騒音に伴う近隣配慮の関係で工事が遅延したとか、こういった部分がありまして、一定程度、工事に関して予想し得なかった部分が出てきたというところがございます。そういった中で、事業者とも調整を含みながらやった結果、遅延といいますか、おくらせざるを得ないだろうというところがあります。

こういったところで、工事がおくれることに対して、発注者としてもそれに係る費用が当然出てきますので、それに係る部分で、事業延伸ということで債務負担行為を提案させていただいたところがございますので、責任云々というよりは、不可抗力の部分で事業がおくれたことに対する予算を出させていただいて、議論いただいた中でのごさいますして、責任云々というよりは、そういった中で全体を調整して、事業者との関係も含めて対応させていただいたところでございます。

○鈴木（博）委員長 藤原委員、それでよろしいですか。

○藤原委員 逆に聞きます。そうであるならば、区が全部補償することはないのではないですか。区が全て。その辺についてはいかがですか。

○柏原企画調整課長 区が全部というよりは、事業全体の中で、まず事業が延伸する、延びるところがあります。工事がおくれますから、そのことに対して債務負担行為の設定が必要になってきますので、事業の進捗に対応できるようにということを提案させていただいたものでございます。

○藤原委員 わかりました。

最後に148ページのひろまち保育園についてお伺いしようと思ったのですが、1分なので答弁できないと思いますので、これでやめます。

○鈴木（博）委員長 次に、田中委員。

○田中委員 147ページ、2項児童福祉費、3目児童福祉施設費、148ページ、オアシスルーム、143ページ、1目児童福祉総務費、しながわネウボラネットワーク経費について伺います。

まず、保育園運営費について、区立保育園内の事故報告の情報共有について、報告書の管理が不十分であったことを予算特別委員会の際に指摘しました。その後、所管課で早急に対応され、事故・事件報告書の項目が、1、救急車で搬送、2、アレルギー対応の誤配・誤食、3、置き去り・連れ去り、4、その他と分類され、報告書が探しやすくなったことは評価します。

これを活用して、情報共有が進み、未然防止につながればよいのですが、情報共有を図るという部分で、書式がまだ十分ではないと思われま。具体的には、私立園の事故・事件報告書では、当該児童の名前を表記せず、情報共有が図れる書式として公開されています。

事故・事件報告書で求められているのは、個人の特定ではなく、ほかの園での事故・事件の事例を園

同士で共有することで未然に防ぐことに活用するという事です。情報共有することを前提として、区立保育園の報告書でも、私立保育園の事故報告書のように、未然防止のための事故情報の共有が図れる書式への変更を再度求めますが、いかがでしょうか。

続けて、区立・私立園での情報共有の行い方について質問します。

月に1度開かれている私立・公立での園長会では、区立・私立園それぞれで起きた大きな事件・事故に関しては、トピックスとしてそれぞれの園長会で報告に上がり、私立・公立での情報共有を図っていると伺っています。保育時間中に児童を見失ったことや公園での置き去りなどの大きな事故も、情報公開をした事故報告書から確認していますが、コンセンストにモールを差し込み児童がやけどを負ったという、保育現場ではあってはならない事故の報告も散見されます。

区は事故防止について、指導検査の折に、2016年3月31日の内閣府「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を根拠に、個々の園に厳しく点検しているのは伺っています。

生活者ネットワークが伺いたいのは、園長会で事故報告の共有の仕方がどうなっているのかということです。現在は事故報告はトピックスとして報告されていると伺っていますが、もう少し踏み込み、その場でそれぞれの園がその報告について、自分の園の再発防止につなげるような情報共有のあり方であってほしいと考えます。

具体的には、再発防止策が園長会で検討され活かされているのかということですが、伺います。

2点です。

○吉田保育施設調整担当課長 事故報告書の共有の質問と思われま。

園における事故におきましては、事故・事件報告書という形で現場でつくっていただいたものが保育課に回ってくる形になります。これに当たりましては、項目につきましては都や国の様式とは若干異なっているところはございますが、内容についてはほぼ網羅しているところでございます。

それから、こちらの情報共有につきましては、毎月、大体例月あるのですが、保育園の園長を集めて行う園長会で、こういう事件や事故がありましたので注意をするようにというような周知をしているところでございます。

○大澤保育支援課長 私立保育園の場合でございますけれども、区立と同じように、私立保育園長会ということで、月1回実施して、事故などがあつたときはその検証なども行っております。また、必要に応じて、保育課の指導担当の職員に説明をお願いすることもございます。

また、置き去り等の事故を受けまして、私立園を対象に、公園での安全な事故防止のための講習会をやりまして、グループワークなどもやりまして、100名以上の保育士の参加がございました。

○田中委員 まず、区立園の報告書でも、私立園と同様に情報が共有される形、当該児童の名前が伏せられたというか、書かなくていい書式にしてもらいたいのですが、その答弁、もう一度わかりやすくお願いします。

今、私立園で情報共有のやり方として、講習会についてありましたが、私立園だけではなく、私立・公立分けることなく、品川区の保育として、同じように保育の質が上がるように連携してほしいということを求めています。

そして、生活者ネットワークが事故報告にこだわるのは、事故の情報を次の事故の防止に役立てるためです。事故が起きたときには責任の所在を明らかにすることも大事ですが、まだ起きていない事故を未然に防止することにつなげることが重要だと考えています。

そのような未然防止に役立つ報告がされ、情報共有の場となっているのか、なっていたきたいということをご検討いただきたいというか、答弁をお願いします。

○吉田保育施設調整担当課長 事件・事故報告書の目的でございますけれども、一義的には区の中での情報共有というところが目的でございます。現場で起こった内容を、速報なり、最終的にはまとめた形でこちらに上げていただく形式でございます。

そのため、今のところ、区を中心とした考え方のところで、これをもって特に公開をするということは、今のところ、前提では考えておりません。

○佐藤保育課長 公立・私立連携しました事故防止の関係でございますが、先ほどご答弁したとおり、事故防止検証を行う場所の関係がありまして、私立の方も180名ぐらい参加することもありますので、場所の関係で私立・公立に分けている関係がございます。特に分けてやることに我々こだわってはおりませんが、場所の関係でそうなっているところでございます。

今後も事故防止に関しては、私どもも積極的に研修等で周知を図ってまいります。

○田中委員 わかりました。場所の問題で、公立・私立に分けることにこだわっていないということなので、ぜひ私立園・公立園での情報共有が園同士でできるような検討も前向きによろしくお願いします。

続いて、保育園の公園利用、園庭利用について伺います。

品川区内では、保育士が小さな子どもの手を引いて公園に行く姿がよく見られます。保育園の活動の場として公園が活用されていますが、保育園同士のバッティングが起り、お互いに譲り合いながら自分の園の子どもを見守っている状況があります。

区では近隣園との調整を園の事業者をお願いしているということですが、子どもたちが広く活動できるよう、公園利用の状況を園同士で共有できる仕組みなどを何か検討されていたらお知らせください。

また、子どもの成長に欠かせない遊びの空間の確保について、他区でも認証・小規模園などの園庭のない園には、認可保育園の園庭の開放などを働きかけていると聞いています。園庭や校庭を利用できる制度の検討を提案いたしますが、区の見解を伺います。

2点です。

○佐藤保育課長 園庭等、公園等の利用の関係のご質問です。

1点目のご質問ですけれども、効率的な公園の利用の関係でございますが、内部でも一定検討はしておりまして、例えばGPSを持っていただくとか、園を出るときに行く場所を入力する。その場合ですと、実際に行ったところがこんでいた場合、また別なところを入力しなければいけませんので、タブレットを持たせるかとか、そういった話になってくると、そこまで多機能なものを持っていただくとか、例えば事件・事故の情報とかありますから、そういうのはリアルタイムに送ったほうがいいのではないかと、さまざま機能性等豊かにできる部分もありますので、必要性も含めて、子ども未来部の中で検討、調査研究をしているところでございます。

○大澤保育支援課長 園庭のない保育園の場合でございますけれども、公園だけでなく、教育委員会にもご協力いただいて、学校の校庭ですとか児童センター等、それぞれの地域で工夫して園外活動をしているところです。

保育支援課としまして、今、私立は園庭がないところが増えてきてございますので、公園はもちろんですが、そこだけではなく、ほかの施設の活用についても積極的に支援してまいります。

○田中委員 公園利用の状況を把握する検討をされているということで、ぜひいろいろな研究を続け

ていって、どの園も使いやすい公園ができるように、情報共有ができるようにお願いします。

そして、園庭・校庭を利用できることを制度としてきちんと確立していただけたらと思います。子どもが体を動かし遊ぶことはとても重要です。子どもにとってよい保育、子どもの最善の利益を追求し保証する保育環境が品川区で整うことを求めます。

次の質問に進みます。第三庁舎のオアシスルームの利用について伺います。

行政手続のために区役所に来所される子ども連れの方が、オアシスルームに預けて申請や相談がスムーズにできることを生活者ネットワークが提案し、その区民ニーズに対応してくださったことを評価しています。

まず、事前予約なしで預けることができる行政サービス利用者枠定員3名について伺います。月平均の実績数と最大と最小数、そして事業の評価を伺います。

○大澤保育支援課長 行政サービス枠でございますけれども、現在のところ、11名の方が利用しております。

今のところ、行政利用の方の数はなかなか伸びておりませんが、予約がなくても使えるということで、使い勝手としてはいいというお声をいただいておりますので、今後もPRに努めて、ぜひご利用件数を増やしていきたいと思っております。

○田中委員 行政サービス利用者枠では、事前予約は必要ないということですが、事前登録は必要ということですか。その登録には子どもを連れて面談することになっています。保護者は、限られた時間の中で子どもの健康状態を見極めて、タイミングの合ったときに子どもを連れて来庁します。

行政サービス利用者枠は、長時間の利用は想定されていないと考えますし、事前登録で求められる子どもの健康状態や気をつけてほしい項目などの確認は当日でも十分可能だと考えます。

行政サービス利用者の目的に合わせるために、事前登録不要と運営を見直すことを求めますが、いかがでしょうか。区の見解を伺います。

○大澤保育支援課長 オアシスルームでございますけれども、それまでほかの施設で預かったことがないお子さんもいらっしゃるようで、やはり事前に親子で場を見ていただいて、保育士はふだんの様子ですとかアレルギーに関してですとか脱臼しやすすくないかとか、あと保育のときに気をつけなければいけないことを確認しております。

確かに短い時間ではございますけれども、お子さんを預かるということは責任あることですので、利用前には親子で面談をして、一定、情報を得てから対応するのが適切かと思っております。

ただ、委員おっしゃるように、使い勝手が悪いということで利用が伸びないという面も必ずしも否定はできませんので、利用方法については今後とも検討を重ねてまいりたいと思います。

○田中委員 いらっしゃる方の中には、遠方から引っ越しの手続等で来られる方もいらっしゃいます。その日一日で終わらせたいという方が1度登録しなければいけないというのは、使い勝手が悪いなどとも感じます。事業の目的が有効活用されていないと考えます。改めて、行政サービス利用者枠では事前登録を不要とすることを強く求めます。

そして、オアシスルームの要綱で、庁内会議等出席者枠が設けられていることを確認しました。利用の申し込みは、庁内会議等出席者枠利用申込書を区に提出する、庁内会議等出席者枠における利用料は区の負担ということですか。

庁内会議等出席者というのは、いろいろな審議会の公募区民ということでよろしいでしょうか。そうだとすると、この制度があると、さまざまな審議会の公募区民に子育て中の方が参加しやすくなる

もよい制度だと評価していますが、この制度をどのように周知しているのか、伺います。

そして、庁内会議等出席者枠の実績もお知らせください。また、議会傍聴者はこの制度の利用が可能かどうかあわせてお知らせください。

○大澤保育支援課長 庁内会議等出席者枠でございますけれども、まず周知でございますが、これは区が主催する庁内会議ということですので、区のそれぞれ会議を持っている所管課にお知らせをしているところです。

実績でございますけれども、この制度をつくったのが今年の夏、8月でございますので、実績としてはまだございません。

区の主催する会議に出席する方ということで想定しておりますので、傍聴の方は今のところ想定はしてございません。

○田中委員 区が主催する委員会の会議に出席を求めるときの募集欄に、オアシスルームの庁内会議等出席者枠のことが記載されているのかというのを確認させてください。

そして、議会傍聴に関してなのですが、現在、子どもを連れた議会傍聴には、議会棟の親子ルームが用意されていますが、本会議のみで、親も同室で傍聴することが求められています。また、子どもを連れての委員会傍聴がしにくい状況にあるので、ぜひ傍聴者の枠という制度も導入していただけないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○大澤保育支援課長 庁内会議のときには、各所管で保育が必要な方ということでそれぞれご案内に載せているかと思えます。

それから傍聴ですけれども、庁内会議枠ということでは想定してございませんが、一般的な利用ですとか、庁舎に用があつて予約なしで使えるというところで、利用していただけたらと考えております。

○久保田区議会事務局長 今、課長からご説明したとおり、区議会の傍聴については、区議会の傍聴者に対して区議会が負担するという枠は設けてございません。ただし、オアシスルームを区議会の傍聴のためにご自分で利用することは可能でございますので、そういったお申し出があれば、そういうのは普通の一般利用として受けていただければと思います。

区議会としてどうするかというのは、今後、議会運営委員会や議会報告会等で議論していく必要があると考えております。

○田中委員 そうしたら、傍聴希望の方は、事前予約が必要な普通のオアシスルームの利用となるのかということを確認させてください。それとも事前予約がなくということなのかが知りたいなと思います。

続けます。次に、議員が利用できる制度もあわせて求めたいのですが、これは日常的な利用ではなく、突発的に預け先がなくなってしまったときの利用で、費用も別途検討してほしいのですが、いかがでしょうか。

○大澤保育支援課長 傍聴の場合は、一般利用でも結構ですし、庁舎への利用という枠で使われても、それはどちらでもいいと捉えております。

議員の利用も、一般利用でしたら全然構わないのですけれども、議会活動のための利用となると、それは、今後、研究課題になっていくのかなと考えております。

○鈴木（博）委員長 次に、鈴木真澄委員。

○鈴木（真）委員 私は、2項の児童措置費で、146ページ、病児保育、それから3目の児童福祉施設費、151ページ、障害児者総合支援施設建設経費、それから品川児童学園についてお聞きしたい

と思います。

まず、病児保育なのですが、6月補正で新しく今度南大井にできると。これは好ましいことだと思っているのですが、今までも自民党からは要望していたのですが、ひとり親家庭のお母さんから、小学校1年生の子が病気になったときに、やっぱり1年生、対応できないで困ったよねというお声がありました。今後、これに対して考え方を出せるかどうか、そこら辺をお答えいただきたいと思います。

それから児童学園関係です。まず、プチレーブの件です。児童学園とプチレーブがたつて、平成11年だったかな、地域の方の理解をいただいて、いろいろな買い物だとか中に喫茶コーナーもありました。利用した方からお話があったのですが、今はなくなってしまったけれども、プチレーブの3大意義がわかってもらえない人も結構いたのだよねという話もあったのです。

今は場所が移ってしまったのですが、今のところは別にしても、プチレーブをもっと皆さんに広げていっていただけないかなと思ひまして、例えば福祉まつり、いろいろなお祭りを各施設でやる時にプチレーブでパンを販売したりして、我々も行けば何か買ってくるのですが、そういう福祉のところでやっても、行く方は福祉に理解を持っている方ですよ。もっと別の場所で見せないのか。

先日、ユナイトハートフェスティバル、11月10日、今度のフェスティバルでやるものに、パンフレットを見たら、ちょうど今回は障害者団体パン販売ということで出ていた。これ、いいなと思ったので、こういう場をもっとつくりたいかなということで、ただ、パンをつくるほうと、販売に対してボランティアの方も行くから、負担も大きくなると思うのですが、そこら辺含めてお答えいただけますか。

○佐藤保育課長 病児保育にかかわるご質問でございます。

ご要望をお聞きしておりますひとり親の方等の小学校1年生までの拡大の関係でございますけれども、今現在、区の制度といたしましては、就学前のお子さんに対する保護者の就労支援に関する子どもの保育環境の確保ということでやっております。

一方、国や都の補助金を活用させていただいておりますが、そちらの補助金には特に就学前のお子さんに限るといふ文言はありませんので、補助金上は問題ないというところでございます。

今年3施設ほど拡大させていただいて、まだまだ人数の足りない部分もありますので、その辺で就学前に特化するのか、拡大するのかというのは、今後さまざま研究してまいりたいと思います。

○松山障害者福祉課長 プチレーブのPRについてでございます。

今現在、プチレーブの出張販売、それから外部の販売を行っておりますが、やはり福祉関係が主流になっております。それ以外ですと、例えば清泉女子大ですとか小野学園とかの学園祭に出展するという程度でございます。

ただし、委員ご指摘のとおり、福祉以外にも広げることと、あとプチレーブの従業員の方の人的負担というのも考慮しつつ、これは非常に大事な事業ですので、今後とも区と連携しまして、福祉以外のところにも周知を図ってまいります。

○鈴木（真）委員 病児保育は小学校1年生に限定してしまっていていいと思うのですが、ただ、今現在、まだ数は少ないだけに、いろいろなこと、大変な思いはあると思うのですが、これからまた拡充の方向で検討していただきたいということを要望します。

プチレーブの件、確かに今、担当している方の健康面もあるから、無理はできないと思うのですが、ちょうどちは保育園の近くなのだけれども、保育園にも配達に来ていらっしゃるし、これからはプチレーブを応援していただけないかと、これは要望します。

一番確認したかったのは、障害児者の総合支援施設。これは最終的には54億4,480万円という大きな金額になっています。この建築に関して確認なのですけれども、国とか都の補助金は入っているのですか。

○飛田障害者施策推進担当課長 今回の補助金については、区の持ち出しということで、補助金は入っておりません。

○鈴木（真）委員 そうですね。たしか補助金はないと思ったので、区としてそれだけ大きな金額を福祉に使っている、品川の福祉はすごいお金をかけたなと感じているのですけれども、建築のときに、例えば国とか都と事業内容についての調整はなさっているのですか。

○飛田障害者施策推進担当課長 今回、新しい事業を立ち上げるというところで、都と指定のところに向けて、協議はしているところでございます。

○鈴木（真）委員 この建設自体、ものすごく賛成で、自民党としても六、七年前から要望していた中で、期待している施設なのですけれども、もちろんうまく運営していただきたい、当初のプロポーザルと条件がいろいろ変わってきている中で、最終的にはいい施設にしてもらいたいというのがまず第一なのですけれども、プロポーザルのときと現在の段階で大分変わってきてしまっている点が非常に気になっています。

一番感じたのは、4つの法人が1つになってフリーユニティーということで運営する。その中で、精神科のクリニックが入りますよね。この中に含まれている分には感じなかったのですけれども、指定管理がばらばらになっていくことによって、このクリニックの所掌事務、所管は障害者福祉課でいいのでしょうか。

○飛田障害者施策推進担当課長 今、こちらでクリニックのほう、進めているところですが、今回、児童学園でも、学習障害というところもすごく需要が多いところで、また、こちらの精神クリニックでは、児童精神科医というところも、そちらのほうとも連携を行っていくということで、障害者福祉課で進めていくところでございます。

○鈴木（真）委員 事務的には障害者福祉課でいいのでしょうかという、保健所関係の絡みを確認したかったのです。

○飛田障害者施策推進担当課長 医療についてですが、区としても初めてということで、また、他区というところでもクリニックの診療がないところであって、どのように医療についてやっていくかというのは、区としても課題というふうに認識として考え方を持っております。

○鈴木（真）委員 これから先、指定管理になったときに、区が直接やっているクリニックになりますよね。それと、会計上、一般会計の中に含んでしまうのか。例えば台東区だと病院を持っていますが、病院施設会計かな、特別会計、別の会計になっていたのですが、規模がそんなに大きくないからどうなのかなというところもあるのですけれども、会計上の問題も教えていただきたいです。

○品川財政課長 会計上の問題ですけれども、これはいろいろ区によっても解釈等の違いもありまして、確かに台東区のように特別会計という形でやっているところもあれば、他の自治体なんかですと、指定管理をすることによって一般会計で行っているというような自治体等もございます。

さまざま、他の自治体等の状況を見ながら今後考えていきたいと思えます。

○鈴木（真）委員 わかりました。

それと、4つの法人が別々に指定管理をしていく中で、費用は各事業、黒字になる事業ではないから、区の持ち出しもかなり大きくなってくのはやむを得ないと思うのですけれども、と同時に、1つ別法

人をつくって、そこで管理をするという話もありましたよね。

そっちの法人の管理部分のお金は、区として、4つの法人、指定管理と別会計になるから、そこら辺のチェックというのはこれから必要ではないかと思うけれども、その辺はどう考えていますか。

○飛田障害者施策推進担当課長 今、4法人で一般社団法人を立ち上げたという話を聞いておりまして、現在、そちらの一般社団法人で職員募集を行って、広報活動を行っているという報告も受けております。今後どのようにしていくかというところでは、まだ協議はしていないところです。

いずれにせよ、指定管理料の積算に当たっては、今までの実績とか契約形態とか、そういうところを参考にしながら、施設の運営に必要な経費を過不足が生じないようにしていくことが大事だと思っておりますので、そこのところは客観的・効率的な積算を含めて、財政とも協議しながら進めていきたいと考えております。

○鈴木（真）委員 いろいろ言っているけれども、最終的に運営をうまくやっていただきたいというのが第一の条件です。それは自民党としても要望している部分ですので、ぜひこれからもうまくやっていただきたい。

もう1つ、障害者福祉課の分室をつくる、さっきも何回か出ていますけれども、その分室のあり方、ただ管理するだけでは本当にもったいないと思うので、これからどのように分室を活用していくか、この点についてお答えください。

○飛田障害者施策推進担当課長 分室の役割としましては、館管理全体の運用はもちろんなのですが、こちらの施設、4つの法人を取りまとめていく大きな役割もございます。それと、他施設との連携等も必要になっていきますので、地域生活支援拠点としてこちらの施設を利用いたしますので、そういうところを分室としてバックアップしていきたいと考えております。

○鈴木（真）委員 ぜひうまく利用していただきたいと思います。

半年おくらせてしまうことを、利用者の方、周りの方、区民の方に説明していただきたい。これは要望します。

さっき最初に言わなかったのですが、介護保険全体で1点確認なのですが、今、品川区内に有料老人ホームがかなり増えてきていると思います。今も建設中、もう開設したかな、できていると思うのですが、今、区内にどのくらいの数があるかというのをまず教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 現在、区で把握しています民間の有料老人ホームですが、9カ所ございます。

○鈴木（真）委員 この施設というのは、区の認可ではないですよね。区としてどのようなチェックができていくのかなというのがわからなかったのと、それからもう1点、有料老人ホーム、品川区の方も入るし、他区からもいっぱい入ってくるでしょうけれども、区内の方はどれくらい入っているのかなというのと、最終的に区の介護保険会計にどんな影響が出てくるのかなと。保険料に影響が出るかどうか、そこを教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 先ほど申しあげました有料老人ホーム9カ所のうち、半数が区民の方、半数が区外の方。それからあと、逆に区民の方が他の地区の有料老人ホームに入っているという事例もございます。

すみません、先ほど漏れましたが、地域密着型の有料老人ホームが1カ所、別にございまして、これは区でもかなり指導監督権を持っているものでございます。

それから、有料老人ホームは東京都に対する届け出制になっておりまして、指導監督は東京都がやりますけれども、介護保険の中に特定施設入居者生活介護というサービス事業を取得して事業を行うとい

う性質がありますので、その点につきましては区でも指導検査ということが可能でございます。

当然ながら、数が増えれば介護保険料にはその分反映はされますけれども、在宅の方が移るところから一定程度相殺されるというのもありますので、高齢者人口の推移とほぼ同程度で伸びていくものと考えております。

○鈴木（博）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時07分休憩

○午後1時10分再開

○鈴木（博）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。つる委員。

○つる委員 135ページ、民生費、同じく135ページ、生活困窮者自立支援事業費、それから150ページのすまいるスクール運営費について伺っていきます。

民生費全般としては、いわゆるダブルケアについての課題であります。2015年から3年かけてダブルケアの必要性を訴えさせていただいて、その都度、当事者ということも含めて、こういう課題がありますよ、こういうことに制度のはざまで悩んでいますよということをお伝えさせていただいている中で、少しずつ方向性としては対応をしっかりとさせていただく方向で進んでいると理解しております。

2016年の一般質問でダブルケアを取り上げさせていただいて、その中の項目の1つで、来庁者へのサービスというところで、介護の窓口だったり子育ての窓口に来られる方への対応というところで、明石市とかの事例を参考にした保育ルームを区役所につくったらどうかという提案をさせていただいて、それに近い形で今年度から第三庁舎にオアシスルームができて、行政サービス利用者枠3名ということで対応をしていただき、非常に大きく評価をするところでございます。

そうした部分で、さまざまなご意見がある中で、しっかりとさらなる利用しやすい拡充策を手当していただきたい。まさにそうしたところ、かゆいところに手が届くというのはまさにこういうことだと思いますので、そうしたもの一つとっても当事者にとってはありがたいことになるわけです。

それが区政に対する信頼につながると思いますので、そういう視点でぜひお願いしたいなと思うのですが、そうした中で、先ほども確認させていただいたのですが、オアシスルーム利用者、行政サービスで、手続とかで来られた方についても1時間500円取られることがあるとありましたけれども、今、品川区役所に手続で来られた方が、例えば車で来られた方については2時間無料ということで、ちゃんと窓口で手続しましたよという証明があって、機械を通して、2時間無料という手続があるわけですから、例えばそうした手続で、簡単な用紙でも結構なので、そういうものをつくって、窓口で対応した方はんこがあって、それを持っていけば例えば2時間は無料とか、そういう形でのさらなる拡充も必要かと思うのですが、このあたりの考えについて、教えてください。

○大澤保育支援課長 オアシスルームのある第三庁舎の利用についてでございますけれども、今、委員おっしゃったとおり、やはり区民の方が利用しやすいという観点が大変大切なことだと認識しております。

行政サービスの場合、無料ということになりますと、不正で無料になってしまうとか、いろいろ課題はあるかと思いますが、そのあたりも含めまして今後検討していきたいと思っております。

○つる委員 そのサービスが必要な方にしっかりと使っていただくことが大事なので、不正とかは何

においてもそれは絶対にいけないことなので、そうしたところの線引きがしっかりできるような形で窓口の対応、今、駐車券でやっていただいているような形でやられることでその線引きはできると思うのです。なので、ぜひ積極的な検討をお願いしたいと思います。

同じくまたダブルケアについてですが、この間、ずっと求めてきて、品川区の行政文書の中にダブルケアという視点を何とか盛り込んでいただいて、きちんとした対応をお願いしたいという思いを抱く中で、今年3月に男女共同参画の品川区行動計画の推進会議が開かれて、その報告書の中にダブルケアについて相当程度、諮問を受けて、その報告がされたというところがあって、第5次の中にどのように盛り込まれていくのかなというところで、総務委員会で示された素案の確認をさせていただいて、その中で、最終的な確定はこれからだと思うのですが、介護者への支援というところで、担当課は高齢者福祉課と明記されている中で、ダブルケア等の実態把握を行いますとあるのです。

あくまでもこれは素案の段階ですから、確定していないので、まだ幅のある計画案だと思うのですが、現段階で担当課というところで高齢者福祉課と明記されている中で、この間、さまざまな形で訴えさせていただいたことも含めて、この辺の実態把握をどのように行っていく方向で考えているのか、あれば教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 ダブルケアにつきましては、平成29年度中に先進的に取り組んでいる堺市の状況を確認するとか、内閣府が以前行いました調査内容等の確認をしまして、まず課内での情報収集と共有に努めたというのが1点ございます。

それから、これまでにおきまして、窓口でダブルケアの関係の相談を受けたことがあるか、または介護記録等にそういった記載があるか等を確認したりという作業をしまして、まず実態の把握に努めているところでございます。

現実としましては、そういった記録は残っていなかったのですがけれども、今後も起こり得る可能性があること、それからニーズも増えているということも踏まえまして、引き続きダブルケアを含めた総合相談につきましては情報の収集に努めたいということで、先の計画にはなりますけれども、情報収集という言葉を入れさせていただいたところでございます。

○つる委員 この計画自体は男女共同参画の課としてのまとめの計画というところ、それを高齢者福祉課が実施しているかどうかということをしっかりチェックしていく、監査的な役割、チェックいただくというところでは、間接的な話になるかもしれませんが、ただ、こうした計画を受けて、障害者福祉課で持つさまざまな計画の中、また、子育て部門で持つ計画の中にも盛り込んでいく、横串でしっかりとした対策をしていくということ、これがこれから本当にそうした方は増えていくと思います。なので、しっかりとここは、男女共同参画のほうでしっかりと、これは計画が確定された上ですけれども、やっていただけると期待の中で、全庁挙げて対応いただきたいなと思っています。

厚生労働省とかでも家族介護者支援マニュアルとか、既に示されていると思いますが、相当程度、ダブルケアを念頭に置いた、ダブルケアといっても子育てだけではなくて、障害をお持ちの方、いろいろな形で関係性、複合的に絡み合った多重な介護という状況、そうしたところで、本来は現役世代、さまざまな形で経済活動も含めて活躍いただく方が制限されることのないような支援、これが幅広い意味でもすごく大事な支援になってくるのかなと思いますので、ぜひ積極的な対応、東京都のほうでも今定例会で、東京都議会のほうでもそうした支援を行う市区町村をしっかりと支援していくということで明言がありましたわけですから、東京都からのそうした財政的な支援をしっかりと活用しながら、拡充していただきたいなと思います。

私も日々、今も含めて、朝起きると父親の排泄介助から始まり、子どもの朝ご飯をつくって、子どもを出して、それで仕事をやって、家事をやって、今、私、風邪気味なのですけれども、家族も風邪をひいたりとかして、それだけでも本当に手かせ足かせになるのですよね。

そうした意味で、ちょっとした手助けというか、相談に乗ってくれるという、また、そういう掲示があるだけでも心が救われる方はいると思いますので、ぜひお願いしたいなと思います。

次に行きます。生活困窮者です。6月に改正生活困窮者自立支援法が成立して、順次さまざまな改正された施策が展開されてきております。そうした中で、この間の一般質問でも、見守り対策を通じた孤独とか社会的孤立の対策を品川区に求めたところでありますが、今回の大きな改正のポイントとしては、困窮者の定義に地域社会との関係性その他の事情というものが追加されて、社会的に孤立している方も支援対象であることが明確になったわけであります。

そのことについて文言として対応の明記がされて、10月1日から施行されて、なおかつ、自治体としては各部局がそういう困窮者を把握した場合に、自立支援制度の利用を進める努力義務を創設されているということと、また、来年の4月1日からは、そうした孤立している人への見守りとか居住支援の強化ということが今回の改正法で盛り込まれたわけであります。

品川区としては、かなり先駆的に暮らし・しごと応援センターで対応いただいている部分はあるかと思いますが、今回改正された中では、この前も指摘させていただいた社会的に孤立している方に対する支援が明確になったわけです。

高齢世代だけではないということで、この間、ある雑誌でも、30代、40代の孤独死が実はパーセンテージが非常に多くなっているという課題がある。それは病気とかそういう要因もあるわけですが、社会的に孤立している課題というのは世代を超えてさまざまあると思うのです。

具体的なアプローチとしては、訪問していただいたり、積極的にかかわっていただくこと、いわゆる伴走型と言われるかもしれませんが、そうしたところ。これは今、高齢世代を中心に支え愛・ほっとステーションの方々に担っていただいている部分かと思いますが、地域福祉という観点で見ますと、世代を限った形ではない、まさに困窮されている、今回明確になった定義の対象者も対象になってくるわけであります。

そうしたところで、今回、そういった視点も含めて、品川区として社会的孤立、また、孤独に対する対策をどのような方向で考えられているのかということ、現段階でのお考えを教えてください。

○矢木生活福祉課長 委員ご指摘のとおり、生活困窮者に対する、いわゆる社会的な孤立をされている方に対する支援というのは、区といたしましても重要と考えてございます。

現時点におきましては、例えば高齢者関係でございましたら支え愛・ほっとステーションでありますとか、さまざまな施策を行っているところではございますが、私どもといたしましても、平成27年8月から生活困窮者自立支援制度運営協議会を開催いたしまして、福祉部長を委員長とする20人の関係所管の課長で連携してまいるといことで、情報共有と、いざという場合の検討会議の下地をつくっているところでございます。

引き続き、こうした連携を深めて、即時対応してまいりたいと思います。

○つる委員 各課で連携していただいているというのは今も既にあるわけでありますが、今回の改正法でも示された中では、福祉や教育を含む関係機関の間での情報共有、それを行うための支援会議が法定化されたのですが、国がつくるいろいろなものというのは会議、会議、会議で、本当に会議の席を幾つつくればいいのかというぐらいの形であるかと思うのですが、ただ、それはそれとして、しっかりと

網の目を細かくして、抜け落ちる方を1人でもなくしていくことが求められていることなのかなと思います。

そういった部分では、既に先行してやっていることも含めて、本当にそうした救われるべき方がしっかりと就労等を経て、納税者になっていただいて、社会をつくり上げていく担い手になっていただくというのが、これが本当に求められるわけです。そういった部分も含めて、しっかりと評価をしていただきたいなと思います。

これについては以上です。

次に、すまいるスクールであります。一般質問で触れさせていただきました長期休業中、三季休業等の配食サービスの考え方であります。これについては本件のところと再質問でもさせていただいて、部長からは、より積極的に検討していくというご答弁もいただいたわけですが、先行事例が幾つかあります。再答弁でも、さまざまな課題があるけれども、先行している自治体をしっかりとよく見て検討していきたいと。数日しかたっていないんですが、どのような形で検討いただくのか、改めて教えてください。

○高山子ども育成課長 すまいるスクールにおける給食の提供ということでございますが、課題の1つと申しましては、37ヶ所ございますので、実際導入となれば、全てのすまいるスクールにおいて一斉に導入されないことには公平性が確保できないこと、また、学校規模にもよるのですが、1日の参加が200名を超えるような学校もあれば、40名程度の学校もございます。そうしたそれぞれの学校の参加状況に合わせた対応もしていく必要があるということでございます。

それと、学校施設の出入りということで申しますと、民間の事業者が出入りすることになりますので、学校側のご理解ということも不可欠となっております。

いずれにいたしましても、アレルギー対応含めて考えていかなければいけないことがたくさんございますので、先行する自治体の優良な取り組みなどを参考に、今後引き続き検討してまいりたいと考えております。

○つる委員 今、ご答弁の中にもありました学校施設というところで、教育委員会もしっかりと積極的に、前向きに進む方向での検討協議をしていただきたいなと思います。

ワンオペ育児といわれる中で、サザエさんなんかは家庭の中で祖父母力がしっかりと機能している、それが戦後の母親を支える仕組みであったわけです。ただ、今は核家族で、そういうサザエさんのような家庭は非常に少ないわけですから、そうした部分で、行政が祖父母力とか地域力になって、そうした家庭を支えていくことが、親が笑顔であることが子どもも笑顔になるということですので、しっかりとそうした積極的な検討を引き続きお願いしたいと思います。

○鈴木（博）委員長 次に、おくの委員。

○おくの委員 私は、成果報告書の中の136ページ、社会福祉協議会助成金の中の紙おむつ支給、および138ページ、ねたきり高齢者等福祉費の中の入院中の紙おむつ代助成事業について伺います。

まず、在宅の方への紙おむつ支給事業と入院時の紙おむつ代助成事業を比べてみますと、入院時のほうにだけ世帯全員が区民税非課税という所得制限がついていますけれども、これはなぜでしょうか。お伺いいたします。

○寺嶋高齢者福祉課長 紙おむつの支給助成に関しましては、2種類の事業を今現在行っております。1つは、社会福祉協議会が実施する在宅の方への紙おむつ支給。これは区が社協への補助としてやっております。一方で、入院中の紙おむつ代につきましては、区が直接、事業は社協に委託しており

ますけれども、区の事業として実施しているものでございます。

所得制限の有無に関しては、事業の目的が異なっておりまして、社協が実施している事業につきましては、まず在宅生活の支援ということで、例えば特養ホームに入ると紙おむつ代は介護給付で賄えるといったことがあります。それと在宅の方との差異が出るわけです。それから、品川区はそもそも在宅の介護を支援するという立場に立っているというところからの支援事業ということで、こちらは要件としましては、逆に要介護度がおおむね3以上ということで、特養等に合わせて要件を絞った上で、所得に関しては特に制限は設けていないというものであります。

一方で、入院中の紙おむつ代につきましては、紙おむつという媒体自体は共通していますけれども、事業趣旨としましては、あくまでも低所得の方への対策ということで、平成27年度に始めた事業でございます。したがって、こちらは、急な入院等でいきなり財政的に負担が大きくなる、こういった時期に合わせて、所得の低い方、いわゆる非課税の方につきましては支援するというので、逆にこちらは要介護度要件等は平成28年度に撤廃したものでございます。

○おくの委員 入院のほうは低所得者への対策とおっしゃいました。しかし、私が最近お話を伺った方の中には、こういう方もいらっしゃいました。庭仕事をしていて、はしごから落ちて頭をブロックの角にぶつけ、植物状態になってしまって何年も入院されていた方です。月十数万円の年金暮らしで、非課税ではなかった。だからこの制度の恩恵を受けられなかったのですけれども、入院の間に月々20万円程度、入院のためのいろいろな費用がかかり、そして結局、毎月わずかな貯金を取り崩して、入院のための費用の不足分とか、それから残された奥さんの生活費に充てていたと言われるのです。本当に将来どうなるのだろうと不安でしょうがなかったというのが奥さんのお話でした。

その方自身は残念ながら亡くなってしまったのですが、そこでお伺いします。こういう方は、品川区の今の認識では、受けられなかったということですから、低所得者ではなかったということになってしまおうのですけれども、こういう方には対策は必要ないということになってしまうのですが、そういう認識ということでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長 入院されている方、そうでない方も含めて、さまざまなご事情、状況があらうかと思っております。低所得者ということに関しては一概に定義があるわけではないのですが、先ほどは便宜上そのように申しあげましたけれども、非課税世帯に属する方が対象になっております。

この事業につきましては、全てそうですけれども、財源が伴っておりまして、この紙おむつの事業は社協のもの、区でやっているもの、あわせて両方とも区の一般財源のみで行っているところです。

したがって、負担の公平性等も含めまして、事業の目的をしっかりと持ってやっているということがありますので、そういった意味では、残念ながら本事業の対象にはならなかったと認識しております。

○おくの委員 確かに費用の伴うものなのですから、低所得というか、区民の立場からすれば、入院ともなれば先ほどの方のように月にその費用が20万円ぐらいかかることはざらにあることです。それを前提にすれば、入院をすれば、言ってみればみんな低所得者と言っていいような状態に置かれる方がほとんどなわけです。みんな低所得者になると言っても過言ではないと私は思います。特にこの事業の対象になる65歳以上の方になると、本当にそうなのだと思います。

そこでまたお伺いします。低所得対策ということを現実的に、具体的に本気で考えていけば、今の非課税者に限るといった要件はちょっと厳し過ぎて、それを外していく方向でお考えになるべきではないでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長 所得の制限につきましては、こういった対策であるという目的はある中で、

どこかで線は引かなければならないというところで、今現在、このラインで引かせていただいているという事業でございます。

○おくの委員 他区では、この非課税要件、必ずしもついていないことを申し述べまして、非課税要件は外すことを強く求めて、次の質問に移ります。

またほかの方に最近伺ったお話なのですが、ご主人が難病で9年間入院されている方にお話を伺いました。この方は紙おむつ代に毎月1万7,000円かかっているそうです。紙おむつ以外にも入院に寝巻き代とかタオル代とかいろいろかかっていて、月4万円かかるのだそうです。他の方には、おむつ代だけでも月3万円かかるとか4万円かかると言われる方もいらっしゃいました。これが1つの実態だと思います。

そこでお伺いします。こういう実際に入院生活を送られている方の実態を前提にすれば、助成額の上限が5,000円というのはあまりにも低過ぎるのではないのでしょうか。低所得対策ということですが、対策としては不十分に過ぎるのではないのでしょうか。これをせめて例えば1万円に引き上げるように私としては求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長 繰り返しになりますが、一般財源を投入している事業ということで、どこかで線は引かなければならないというところにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。今現在、上限額のアップについて考える予定はございません。

○おくの委員 区民の生活の実態を見た上で、私としてはせめて1万円に引き上げることをもう一度強く求めまして、次の質問に移りたいと思います。

もう1つ伺いたいのは、在宅の方への紙おむつ支給事業です。この制度は、要介護1、2の方が利用するためには民生委員による確認が必要だとなっています。ところが、この民生委員の方というのは別に介護にかかわるような専門家の方ではありません。むしろ専門家のケアマネジャーの確認とか、ケアマネジャーの関与を求めるほうが適切ではないかと思うのですが、この点、いかがでしょうか。お伺いしたいと思います。

それともう1つ、要支援1、2の方は受けられないのですが、要支援1、2であっても紙おむつを必要とする方は実態としてはいらっしゃいます。やはりこういう実態や現実を前提にすれば、要支援1、2の方でも、要介護1、2の方と同様の要件のもとでもいいのですが、この制度の対象に含めるのが筋ではないかと私は考えますけれども、この点、いかがでしょうか。

この2点についてお伺いしたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、要介護3以上に関しましては対象とみなしています。それから要介護1につきましては、常時失禁がある等の状況を、高齢者見守り等をやっている民生委員の方が情報をたくさん持っておりますので、そういった方からのお話があれば、要介護1、2であっても支給の対象とさせていただいているということでございます。

要支援1につきましては、今の段階では対象にする予定はございません。

○鈴木(博)委員長 次に、筒井ようすけ委員。

○筒井委員 私からは、238ページ、240ページ、介護保険特別会計の保険給付費、地域支援事業費、139ページ、支え愛・ほっとステーション事業、143ページ、しながわニューボラネットワーク経費についてお伺いたします。

まず、介護についてなのですが、品川区は高齢者への福祉サービスが相当充実されていると思いますが、区民の方がよりわかりやすく、そして簡単に利用できるという観点から、ワンストップの窓

口が必要ではないのかという観点から質問させていただきます。

今、品川区の介護の2大拠点として、在宅介護支援センター、統括が高齢者福祉課となっておりますけれども、そしてもう1つが支え愛・ほっとステーション、これは統括するところがはっきりされていないのですが、在宅介護支援センターと支え愛・ほっとステーションのどちらがワンストップの窓口と言えるのか。

区のホームページでは、高齢者の方についての総合的な相談は在宅介護支援センターとなっておりますけれども、ワンストップの窓口としては在宅介護支援センターのほうがよいという理解でよろしいのか。在宅介護支援センターと支え愛・ほっとステーションの関係性、違いも含めてお知らせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 在宅介護支援センターにつきましては、介護保険制度が始まる以前より、高齢者の方の相談、または総合相談も含めた相談窓口として、ある意味、ワンストップということで継続してやってきているところでございます。

今般、地域包括ケアという新しい概念ができたことによりまして、体制整備ということで、新たに支え愛・ほっとステーションを各地域センターのエリアに整理をして、どちらがワンストップかということではないのですが、どちらに行ってもそこで一定程度相談が受けられる。もちろんそこで全てが解決するわけではないので、その後、適切な紹介先へつなぐという機能を持っているという意味では、どちらに行かれてもきちんと総合相談はお受けできるということでございます。

○筒井委員 どちらに行ってもよいと。ある意味、両輪でやっているという理解でよろしいのかということと、在宅介護支援センターと支え愛・ほっとステーションの特色というか、違いというのを、もう1回確認のため、お伺いします。

そして、重なる部分もあるかと思うのですが、違いがあると思われる以上、利用者の方も在宅介護支援センターと支え愛・ほっとステーションで違ってくるのかなと思うのですが、そういった点は見受けられるでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長 それでは私は、在宅介護支援センターの特色について述べさせていただきます。

在宅介護支援センターの場合は、居宅介護支援事業といういわゆるケアマネジャーの事業を併設しているという特色がありますので、介護の相談になるであろう方が来れば、そのまま直接的な相談までそこで対応できるという機能がある。もともと介護保険制度に乗ってきて、今、広まっているというか、こういう事業ということが特徴であろうかと思えます。

○大串福祉計画課長 それでは私から、支え愛・ほっとステーションについてご説明したいと思います。

支え愛・ほっとステーションは、基本的には身近な地域の中での福祉の相談窓口という位置づけとなっております。お困り事を抱えた方がまずはどこへ相談に行ったらということで、地域センターの中に支え愛・ほっとステーションを窓口ということで開設させていただいて、こちらでまずは一定ご相談を受けさせていただいた中で、専門機関等におつなぎをしている、こういった機能を持つということでございます。

○筒井委員 すると、先ほど質問させていただきましたけれども、来られる方に違いはあるのでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長 違いというものが明確にあるかと言われると、おそらくそれはないと思うのですが、目的がある程度ははっきりした方、先ほど申し上げたように、例えば介護等の相談をした

ということが明らかにわかっている方は、在宅介護支援センターにご相談に来られるケースが圧倒的に多いと認識しております。

○大串福祉計画課長 逆に、支え愛・ほっとステーションが身近だといったことで、どなたでもといったところになろうかと思えます。

先ほど申しあげましたように、何らかのお困り事を抱えていながらも、それをどちらの相談したらいいか、どういった形をとったらいいかといったところのまずは最初のステップになろうかと思えます。

○筒井委員 わかりました。どうもありがとうございます。

支え愛・ほっとステーションについてなのですけれども、活動されている方、地域支援員、ボランティアの方だと思うのですが、これは各地域センターの支え愛・ほっとステーションで集まりぐあいに地域差はあるのでしょうか。どの地域センターも充実している状態でしょうか。

○大串福祉計画課長 地域支援員についてでございます。支え愛・ほっとステーション事業は平成23年から始まっております。昨年、平成29年に区内全13カ所の地域センターの中に配置することができたというものでございます。したがって、開設の時期によって認知度、周知度の違いが出てきているといったところでございます。

とは言いながらも、全体といたしましては、地域支援員の数といたしましては、全部で286の方が全13地区でご登録をいただいているところ、また、一番多いところになりますと、41人の方にご登録いただいている地区もございます。なお、少ないところにつきましては、開設の年次が浅いところ。こういった状況でございます。

○筒井委員 非常にいい事業だと思いますので、地域支援員の方の募集を積極的に進めていただきたいと思います。

次に、しながわネウボラネットワーク経費についてなのですけれども、しながわネウボラネットワーク、これも非常にいい事業だと思うのですが、しながわネウボラネットワークという全体像がちょっと見えにくい状態なのかなと思っております。

区のホームページでも、項目のタイトルにネウボラという用語を使っているところと使っていないところがあります。例えば妊娠期の場合ですと、妊娠期からの相談事業というタイトルになっていまして、ネウボラという言葉は表に出ていない。一方、子育てのところでは、子育てネウボラ相談員ということがはっきり書いてあるのですけれども、そういったような違い、ちょっとばらばらしてしまっているかなと思いますし、また、ネウボラという言葉が、ある程度ご興味のある方はフィンランド語でアドバイスの意味だということがわかるのですけれども、あまりよくわからない区民の方にはわかりにくいかなと思っております。

ネウボラネットワークの全体像を把握するためには、一覧表のような図がわかりやすいかなと思っておりまして、いいなと思ったのが、広報しながわ、今年4月21日号、子育て支援特集号の一覧表が、ひと目でわかってすばらしいなと思っているのですけれども、こういったものをホームページに掲載すべきではないかなと思っているのですが、いかがお考えでしょうか。

○高山子ども育成課長 しながわネウボラネットワークの周知、広報という点のお尋ねかと思えます。委員がご紹介になった4月の子育て特集号は、非常にわかりやすく図解しているものでございます。本事業は、子ども未来部、健康推進部、それから福祉部が横断的に進めている事業でございます。どうしてもホームページのつくりの中では、そうしたある種の縦割りのようなところが残ってしまっていることかと思えます。この点につきましては、よりわかりやすい形でのホームページ上の掲載について、

引き続き改善を進めてまいります。

なお、子育てガイドなどの従来の冊子でありますとか、あるいは今年度は啓発用のグッズの作成でありますとか、あるいは児童センターの入り口付近へのわかりやすい看板の掲出など、今後もこのネットワーク事業の周知については継続的に取り組んでまいります。

○筒井委員 すばらしい事業に対して、より充実した広報をよろしく願います。

○鈴木（博）委員長 次に、横山由香理委員。

○横山委員 私からは、143ページ、児童相談事業、144ページ、子育て支援事業、150ページ、親育ち支援事業についてをお伺いします。

まず、目黒区における児童虐待死事件のような痛ましい事件が二度と起こらないよう、一刻も早い虐待防止推進の取り組みが必要であるとの観点から、地方議会においても児童虐待防止推進を積極的に取り上げていくために、自民党の虐待等に関する特命委員会より示されました計52の質問に対する回答を、既に品川区と東京都の担当課から私がいただいているのですけれども、その中から3点確認させてください。

1点目は、子どもの命がなくなるような痛ましい事件を起こさないために、児童虐待防止対策に向けた区長の方針はいかがでしょうか。

2点目に、児童虐待の事例に関し、区と児童相談所において、適切な役割分担の上、各ケースに対応することが重要ですが、区と児童相談所が共通のアセスメントの基準を定め、役割分担を担う取り組みの実施状況はいかがでしょうか。特に目黒区の事例の検証結果を受けました引き継ぎに関する部分を詳しくお聞かせください。

3点目ですが、虐待の未然防止・早期発見の観点から、保育園や幼稚園に通っていない児童や未就学児の把握が重要と考えますが、未就園児・未就学児の把握と支援の実施状況はいかがでしょうか。乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等につきましては、平成30年7月の厚生労働省通知を受けて、緊急に把握のための調査を開始しているかと思うのですけれども、現在の状況を教えてください。

○高山子ども育成課長 児童虐待に関する3点のご質問かと存じます。

まず1点目の児童虐待防止対策に向けた区の姿勢という点でございます。区はこれまでも品川区の子ども・子育て支援事業計画に基づく各種の子育て関係の事業、それから多種多様な保育事業、また、先ほどもございましたしながわネウボラネットワーク事業といった、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援といった寄り添い型の支援事業を推進してまいりました。

こうした事業は、児童虐待発生予防の観点から大変重要な施策だと思っております。これが基礎自治体における取り組みとして非常に重要だと考えておりますので、この点について全力で今後も取り組んでまいります。

それから2点目の児童相談所と区の役割分担等のお話でございます。児童相談の対応に当たっては、東京都の児童相談所と区市町村である品川区との間では、東京ルールというルールを策定しております。情報の提供でありますとか援助の要請、ケースの引き継ぎ等に関する基本的なルールを定めているところでございます。

また、共通のガイドラインもございまして、これに基づきまして、都と区の間では安全確認に関するチェックリストでありますとか、あるいはリスクアセスメントシートを共通のものとして相互で共有しているものでございます。

そして、目黒区の痛ましい事件を踏まえた協議結果に基づく引き継ぎの点の詳細でございます。現段

階では厚生労働省における調査が出たところで、今後、東京都における調査の分析が出ると聞いておりますが、従来から児童相談所、自治体間のケース引き継ぎにつきましては、ケースの情報提供という、いわゆるリスクの度合いから、比較的低いけれども継続的なステイが必要なケースについては情報提供という形、そしてもう1つはケース移管という形で、自治体間で児童相談所間でのケースの移管、それから市町村間でのケースの移管という、この2つの手法がございます。

これはいずれも、それに携わる専門職員の専門性でありますとかリスクに対する感覚といいましょうか、アセスメント力が問われるところがございますので、こうした大きな事件を踏まえまして、職員の意識を高めていくことが、仕組みを有効に活用する上で大切なことだと考えております。

そして最後、3点目が、ご紹介の市町村に向けた児童の実態把握といった観点のお尋ねでございますが、こちらにつきましては、品川区を含めました全自治体に対しまして厚生労働省から調査が出ているところがございます。区におきましては、住民登録のある児童の予防接種の状況でありますとか、あるいは保育所等の所在の状況、また、実際の訪問事業のさまざまな区の施策の中で、キャッチできる子どもを順次特定していきまして、その上で、今年の6月1日時点ですと、97名のお子さんについては、なお継続的な確認が必要だということまで行き着きました。この6月1日時点の97名のお子様に対しまして、その後も数カ月かけて調査いたしております、本年10月1日時点では97名のうちの96名の方について特定にいたりましたので、残す1名の方については、引き続き所在の確認、安否の確認について努力してまいります。

○横山委員 10月1日の時点で残り1名の方がいらっしゃるということで、ぜひ引き続き調査を進めていただくとともに、児童虐待に対して早期の把握と対応のために、制度の充実と区民による協力ですとか周知体制づくりを図っていただきたいということを要望させていただきます。

次に、子育て支援事業、親育ち支援事業についてお伺いいたします。私は渋谷で行われたママ高等学校の子育て支援の取り組みを視察いたしました。ママ高とは、ママが制服を着て授業を受けて、育児に必要な心のスキルを身につけられる、ママのための高校です。当日は、野田聖子前女性活躍担当大臣も視察に駆けつけておりまして、参加者と同じ子育て中のママとして、参加者と意見交換が実施されておりました。

ママ高主催の3児のシングルマザーで、ギャルママ向けの雑誌『アイラブママ』の元モデルであり、子育てアドバイザーの日菜あこさんから、日々育児に追われて疲れているママの心を回復させるためには、どんなセミナーよりも、非日常+ママじゃなくなる時間というものが最も効果的であるという話をお聞きしました。ママになって着るとは思っていなかった制服を着るという非日常の中で、子どもたちの前で笑顔でいられる時間を増やすために必要な心のスキルを学ぶことができるのがママ高です。

類は友を呼ぶと言いますけれども、ママも本来は1人の女性であり、年齢ですとか好み、タイプもさまざまあります。堅苦しい子育てセミナーに行っても難しくて内容が頭に入らず寝てしまうと話すお母さんがいらっしゃったのですけれども、ほかのママたちと一緒に笑いながら楽しく子育てを学ぶ姿がママ高にはありまして、ギャルママにはギャルママに向けた子育て支援が効果的なのだということがわかりました。

子どもの月齢や地域という枠組みに加えまして、タイプの似ているお母さん同士が集って子育てのスキルを学ぶことができる子育て講座など、新しい子育て支援のアイデアを取り入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、アロマですとかベビーマッサージなど、ママの経験やスキルを活かして活動している子育て支

援活動グループが事業としてひとり立ちが可能になるまでの総合支援を図っていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○高山子ども育成課長 新しい事業の紹介ということで、大変斬新な事業をご紹介いただいたのですが、区ではこれまでも子育て支援の活動を行うグループに対する支援ということで、学習の機会を提供していただく場合であるとか、あるいは講座などを開いていただく場合に、その団体に対しまして、委託料という形ではあるのですけれども、講座の主催経費について区で一部みさせていただいているものでございます。こういったものも、ひとつ、講座を主催する側として、それを聞く側にとっては大変いい、得がたい機会だと思いますので、こうした事業を活用していただくことがよろしいかと思っております。

また、継続的な活動支援という点で申しますと、こうした講座開催の助成に加えまして、区では地域振興基金を活用した区民活動の助成など、いわゆる息の長い支援というのがありますので、段階段階でこうした支援の仕組みを使い分けていただいてもよろしいかと思っております。

ご紹介のそうしたものにつきましては、今後どのような形で、既存の仕組み等使っていただけるものも含めて、検討させていただきたいと思っております。

○横山委員 いろいろな子育て支援を今既に行っていたいておりますけれども、まだまだ工夫していける部分がありますので、ぜひご検討いただけたらと思っております。

最後に、子育て支援施策の父親講座や父親への支援の充実・拡充を要望させていただきます。

お父さんの育児へのかかわり方として、大きく3タイプに分けてお伺いさせていただきます。まず、PTAや地域行事に参加するなど、子育てを積極的に行っているお父さんに向けては、事務の簡素化ですとか自主的な活動がより活発になるような支援をお願いいたします。

そして、土日に子どもを公園に連れていくなど、ママをサポートするスタンスのイクメンと呼ばれるようなお父さん方には、父親講座を通じた支援の拡充ですとか、また、仕事で忙しくてほとんど子育てにかかわることのできないお父さんに対しましては、子育ては大変な仕事だけれども、家族を養っていくためには家族にばかり時間をとってられないという矛盾を強く感じるなどのお声も聞いております。

父親講座に加えて、父親に向けたしながわパパママ応援サイトの充実をお願いしたいと思います。

詳細についてお話しさせていただきます。父親講座については、回数とコンテンツの充実をお願いしたいと思います。区民の方のお声を少しご紹介させていただきます。

週末に父と子のふれあい教室など、父と子の接し方を指導してほしいというお声から、父親だけではなく夫婦での参加、子どもと一緒に参加できるような講座、また、より専門的な外部講師による講座の開催、そして時代が激変している中で、最新情報を実際に試したりアップデートされた知識や情報を求めるという、今の子育て世代のニーズに応えるようなワークショップの開催ですとか、また、産後の人生設計や働き方に関する内容なども一緒に扱ってほしいというご意見なども伺っています。

父親のコミュニケーションスキルの支援も必要かと思っております。母親に変化した妻とのコミュニケーションが難しいというお声がありまして、妻に寄り添い、夫婦のすれ違いを減らすためのコミュニケーションの方法を知る場であったり、また、父親同士のコミュニケーション、ネットワークづくりの支援もぜひ行っていただきたいと思います。

また、しながわパパママ応援サイトについてなのですが、現役子育て奮闘中の品川区内の父親によるお役立ち情報発信や、父親による父親のための情報共有や問題解決に関するコラムを載せてはいかがでしょうか。

また、イクメンプロジェクトを推進したい企業の参考になるような、品川区内の企業による父親向け

の子育て支援活動ですとか事例紹介なども掲載していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○高山子ども育成課長 父親の育児参加に関するさまざまなご提案をいただいております。

現在、品川区で実施している事業としましては、父親の子育て参加促進事業を25の児童センター全てで実施しているものでございまして、内容を一部紹介いたしますと、こちらにつきましては連続講座のような形で、父親ならではのダイナミックな、例えばトランポリンの遊びであるとか、あるいは男の子が好きなプラレールのようなものをもとに遊ぶような企画をしたりでありますとか、あるいは父親の親育ちワークショップといったものもございまして、これは児童センター3館において実施しているところでございますが、父親同士の相互の交流を図るといった目的で、交流会の開催でありますとか、あるいは講座の最後にはお母様に向けてパパの手料理をつくっていただく、こんなことで最後の会を締めくくりたいということで、さまざま趣向を凝らしながら、お母様の育児負担軽減と父親相互の交流を図る、そういったことを継続的に行っているものでございます。

また、昨年度は、実物大のクジラを描こうという企画もございまして、体育館をお借りしまして、その中で父親とともども、絵本作家の指導のもと、そうした作品をつくり上げるといったことを親子で体験する、そういったことも品川区の事業としては昨年度実施いたしました。

いずれにいたしましても、従来からの取り組みに加えまして、委員ご紹介のパパママ応援サイトのような新しい仕組みも十分活用しながら、父親の子育て参加促進と、それから育児がどちらか一方の負担とならないよう、2人で育児ができるような機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

○横山委員 現在でもさまざまな取り組みを行っていただいております、ご紹介いただきました体育館での絵本作家とお父さんとの事業に関しましても、お父さんは絵本を読まれたりとか、夜はもう寝てしまっているのということで、朝、出勤前に絵本を読んだりするようなお父さんのお声も聞いたりしますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後に要望だけと思うのですが、将来的になのですが、子育てに参加したいけれどもお仕事等でなかなか難しいというお父様と子どものかかわりを促していくような、母親とは違った形の父親向けの支援もご検討いただきたいと思います。

江戸川区では、父の日に、おじいさん、お父さん、子どもが無料で銭湯に入浴できる父子入浴が実施されています。例えば父親講座で母の日のプレゼントづくりをしたりなど、お母様とは違った形ということで、何かお父さん向けの施策もご検討をお願いしたいと思います。

要望で終わります。

○鈴木（博）委員長 次に、あくつ広王委員。

○あくつ委員 私からは、143ページ、ひとり親家庭支援事業、相談事業、関連して国民健康保険事業についても伺います。それと次に、139ページ、高齢者住宅対策で住宅あっせん。そして次に、141ページ、障害児の芸術活動支援、あわせて151ページ、障害児者総合支援施設建設経費について伺います。そして時間があれば、144ページ、子どもの未来応援事業について伺いたしたいと思います。

まず、ひとり親家庭支援事業の相談事業なのですが、先にADRについて今日はお伺いしたいと思っているのですが、それに入る前に、予算特別委員会で離婚された方の年金分割について要望させていただき、各4課からこれからやっていきますと、1課だけはもうやっていますよというお話がありましたけれども、そういうご答弁をいただいたのですが、確認として、年金分割、これは離婚してから2年間のうちに手続をすれば、専業主婦の方であっても厚生年金をしっかりと分割できますよと。これ

を知らないがために悲劇が起きているというところで、この周知をしてくださいというお願いをしました。

簡潔で結構なのですけれども、4課の対応を確認させてください。

○三ツ橋国保医療年金課長 国民年金係のところでご紹介しておりますし、また、対応につきましても、戸籍住民課への促し、リーフレットの配布なども実施しております。

○廣田子ども家庭支援課長 本年度から、ひとり親のしおりの中に年金分割についての項目を設けさせていただきました。また、家庭相談等の中でも、離婚を考えていらっしゃる方に情報提供しているところでございます。

○堤坂戸籍住民課長 先ほど国保医療年金課長からもお話がありましたけれども、離婚届の用紙をもらいにきた方に対して、日本年金機構でつくっております年金分割のご案内をお渡ししております。

○中元広報広聴課長 区民相談室におきまして、区民相談員をはじめとして、法律相談の専門相談員にも情報提供させていただき、相談業務の中で内容に応じてご案内をしているところでございます。

○あくつ委員 本当にすぐ対応していただいて、特にひとり親家庭のしおりについては、間に合うか間に合わないかというご答弁でしたけれども、間に合って、それを入れていただいたということで、ご相談いただいたシングルマザーの方、本当に喜んでおられました。私たちの声が届いたということで、品川区民3組に1組が離婚するという時代、年金分割でいわゆる悲劇が防げるのではないかと思います。

関連して、同じようなことなのですが、離婚に関するADRについて伺いたいと思います。行政の方であれば当然ご存じでありますけれども、おそらく耳にしたことがあることが多いと思うのですが、ADR、Alternative Dispute Resolution、さまざまな訳し方があるのですけれども、日本語で裁判外紛争解決手続と訳されることが多いと思います。手っ取り早く言えば、本来、裁判所で行う調停を、民間の専門家仲裁のもとで行う、解決する手法です。

本来であれば、離婚なんていうのは協議ですよね。お互いの話し合いをする。それから上の調停とか審判、また、裁判になると、これは家庭裁判所が入ってくるというところで、こうすると非常に長期化する。また、後ほど述べますが、ちょっとハードルが高くなるというところで、法務省が、これは国で法律をつくって、ADRの推進を今進めております。

さまざまなADR、テーマがあって、認証がいろいろあるのですけれども、今日は離婚問題に関するものについてお聞きしたいと思います。

協議離婚、調停、そして裁判。協議以降の裁判が長くないために、法務省で東京都においては3つの認証機関があります。一般的なADRのメリットを申し上げますと、経済的負担が少ないということです。家庭裁判所が絡むと、調停から以降、本人でもできるのですけれども、大体弁護士を立てる。そうすると、安くても数十万円から、下手すると数百万円かかるというところ。裁判になったら、もっと長期化して、たくさんのお金もかかってくる。そして裁判所を通すと審理期間が非常に長くなってしまふと。ADRの場合は、審理期間が平均2カ月と短く済むということ。

もう1つのメリットとしては、土日祝日夜間等、民間ですから、さまざまな対応が、利用者にとって柔軟な設定が可能であると。家庭裁判所では平日の3時間程度、しかもこれ、1カ月に1度ぐらいしか予約がとれず、すごく長引いてしまうということで、比較的満足度が高いのがADRでございます。

少し前にADRの認証機関から品川区へもアプローチがあって、離婚を考えている区民の方へ、第三者やこういった専門家を交えて客観的に判断する1つの選択肢として周知していただきたいという動きがありました。

ADR、非常にいいことで国も勧めているのですが、知られていないということがあります。これは先ほどの年金分割と一緒にのですけれども、基本は品川区に来て、多くは弁護士を紹介するということになる。子ども家庭支援課であれば相談員がいっぱいいますけれども、多くは弁護士の紹介というところで、4つの課にお伺いしたいのですけれども、まずはADRによる調停という選択肢について、品川区が今どのように周知に取り組んでいただいているのか。

まず1つ目は、離婚相談の窓口である子ども家庭支援課。同じく離婚相談を受け付ける男女共同参画センターを所管する人権啓発課。そして区民相談員が離婚相談を受け付ける広報広聴課。そして民生費ではあるのですけれども、離婚届をとりに行く戸籍住民課。その対応を伺いたと思います。

○廣田子ども家庭支援課長 私どものところで行っております家庭相談の中で、相談員が離婚の相談を受けた場合に、調停、法テラスとあわせて、ADRについてもパンフレット等をご用意しまして、その方に合ったものというところで、選択肢の1つとしてご紹介しているところでございます。

○島袋人権啓発課長 きゅりあん3階にございます男女共同参画センターの法務室におきまして、こちらのADRに関するパンフレットをパンフレット棚に置かせていただいているところでございます。

○中元広報広聴課長 区民相談室におきましても、従来からペット相談でございますとか自転車事故のトラブルの相談におきまして、既にADRのチラシ等を置かせていただいているところがございます。

また、今回のお話の離婚相談に関しましても、区民相談でございます関係する専門相談の中で、ケースに応じてご案内をさせていただくということで対応してまいります。

○堤坂戸籍住民課長 戸籍住民課の窓口におきましても、離婚届の用紙をもらいにきた方に対して、先ほどご紹介した年金分割の資料と数種類の資料をお渡ししているのですが、その中で裁判外紛争解決手続のご案内も差し上げております。

○あくつ委員 この取り組みをしているところ、実は23区でもそんなに多くはないということで、港区、文京区等では行っていると。ただ、同じような取り組みをやる中で、ADRにつながっていくという例が、文京区とか港区で出てきているというのは聞いております。品川区は、そういう意味では、いち早くそういうものを取り入れていただいているということで、本当にありがとうございます。ADRについて、またいろいろところで周知を進めていただきたいと思います。

先ほど言い忘れました。ADRを使うとどれぐらい費用的に安いのかというところで、離婚の公正証書をつくるまでで大体10万円以内ですねというところで、弁護士に頼むよりも安くなる。弁護士に頼んだほうがいい例も当然あるのですけれども、そういうこともあるということで、ぜひ進めていただきたいと思います。

続きまして、139ページの住宅あっせんに関しまして、関連して、今年8月から鳴り物入りでスタートしております品川区高齢者住宅生活支援サービス事業について質問いたします。

午前中、新妻委員から質問させていただきました。相談の件数、全てで160件で、そのうち本事業に関する相談件数は約40件。そのうち申し込みが5件あって、2件が進行していて、1件が契約締結、そのように聞こえたのですけれども、まず伺いたいのは、40件、この事業を希望されておそらく相談をされたと思うのですけれども、そのうち2件しか進行していないということ、しかも1件しかまだ契約締結に至っていない。始まってまだ3カ月ですから、それが多いのか少ないのかというのは別に、内訳といいますか、何で40件のうち、今、1件しか成約に至っていないのかについて伺いたしたいと思います。

○宮尾高齢者地域支援課長 相談件数、この事業がスタートした8月から直近まで、本事業に関する

お問い合わせを40件いただいでいて、その中で実際にお申し込みまで至った方が2件というところで、制度がスタートして間もないというところもあるかと思うのですけれども、まずはどんな制度なのかという、制度そのもののお問い合わせをいただくというところが大部分を占めているというところは認識として持っております。

ただ、40件のうち、結果として申し込みまで至ったのがまだ2件というところで、この辺はこれからもより使いやすいようにしていく必要があるという認識は持っております。

○あくつ委員 予算のときにもやりましたけれども、この制度については、私どもの会派は並々ならぬ思いを持っております。なぜなら、以前のあっせん制度について、これは区役所のほうも、これは膨大になっていますけれども、なかなかその思いに応えられていない、700件の相談に対して思いに応えられないからこそ、この制度がつくられたということがありました。

私もお二人にこの制度をご紹介しましたけれども、結論から言えば適用できませんでした。まずお一人目に関しては持ち家があったということで、ただ、これは抵当の担保物件だったので、うちを出なければいけないということで、住宅困窮者であったことは間違いないです。そして2人目は、都営住宅にお住まいのご高齢者の方でした。ただ、その人は名義人ではなく、同居している障害者の方の介護という名目で、1年間ごとの契約というか、JKKとの約束で入っている方でしたので、障害者の方がつの住みかで別のところに入るとなった場合には、根拠がないということで出なければいけない。この方も住宅困窮者でした。

この制度をご紹介させていただいたのですけれども、対象ではないということでした。これについて、なぜ対象ではないのか、教えてください。

○宮尾高齢者地域支援課長 こちらのサービスにつきましては、ベースを高齢者の住宅あっせん事業の対象になる方というところでこの制度の組み立てをさせていただいているところでございます。

高齢者の住宅あっせん事業というのは、今現在、民間住宅にお住まいで、そこを何らかの理由で、一番多いのが家主に立ち退きを求められてしまうケースが多数を占めているところなのですけれども、民間賃貸住宅から何らかのご事情で転居せざるを得ないという方の場合に、そこを少しでもサポートさせていただきたいというところが、今回の事業設計の1つの理由になっているところでございます。

○あくつ委員 課長が就任される前にできた制度ですから、あまり課長に言うのもあれなのですけれども、そもそもさまざまところで記事になったり、ご説明の中にもありましたが、700件の相談が年間にあって、その思いに応えるためにこの制度をつくられたということでしたけれども、その700件全部が賃貸から賃貸への、いわゆる賃貸から住居困難のために、それを相談したという方ではないと思います。おそらく。少なくとも私が紹介した方はそうでした。

ホームページを拝見しましたがけれども、ホームページには対象者が1つも載っていないのです。書いてあるのは、本事業のサービスを受けるには裏面の住宅あっせんの決定が必要でと、チラシがPDFでありまして、詳細は裏面をご確認くださいと書いてあるのです。また、一番大切な対象となる方のところに、品川区高齢者住宅あっせん事業の決定を受けた方（生活保護受給の方は対象となりません）と記載されています。先ほど課長がご答弁されたとおりです。

今まであった住宅あっせん事業の対象者がベースですよということになっているのですけれども、ホームページのどこを見ても、裏面と書いてあるから見たら、PDF、表面しか書いていません。裏面が書いていないのです。どこにも対象者が書いていないのです。

あとはもともとあったあっせんのところのホームページを見ると、1行かすかに、これは賃貸住宅の

方が対象ですと書いてある。自分で調べなければいけなくなっているのです。あまり言いたくないのですけれども、これは非常に不親切だと思います。すごくうがった言い方をします。意図的に対象者を隠しているのではないかと思います。それでこの前みたいに問い合わせをしたら断られるという。そうなのは、本当に紹介するほうも申しわけないですよ。ですから、そこは親切な設計にしていきたい。

あと先ほど課長からもご答弁ありましたけれども、これは来年度予算、待たずにと私は言いたいのですけれども、間口を広げてください。このままでは適用になりませんよ。我々、これだけで本当に喜んだのですけれども、相談しにいったけれども、あなた対象ではありませんと言われる。こういう設計であるならば、私は非常に残念だなと思いますし、そこら辺について改善の余地があるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○宮尾高齢者地域支援課長 今、委員からご指摘いただきましたとおり、ホームページの不備等ですか、わかりづらい点につきましては、しっかりと改めてまいりたいと思います。

8月に始まったこの制度なのですが、やりながらわかったこと、これからわかること、課題、いろいろ出てこようかと思えます。現に出てきてもおります。そういったところをしっかりと踏まえまして、よりよいものへと改めていきたいと思っております。

○あくつ委員 あともう1つ、予算委員会するときにも、何で生活保護の方が対象ではないのですかと申しあげました。特に死後事務委任のところですね、家財道具の撤去のところは議会でも議論になりました。所管が違うというのは当然そうなのですけれども、一番問題なのはそこなのです。家主、連帯保証人の方、ご身内、誰かが泣き寝入りしなければいけない今の制度、これは当然国の制度の不備もあります。法整備の不備もあるのですけれども、全ての4つのサービスがこの中で全部使わなければ使えませんよということになっているので、申しわけないのですけれども、使い勝手があまりよくない制度になっているのではないかなというのが私ども会派の意見です。

ですから、例えば死後事務委任のところ、これは所管の難しさがあるかもしれませんが、例えば分割して、ここについては申し込めるとか、そういう形にぜひ改善をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮尾高齢者地域支援課長 生活保護を受給されている方について、この事業の対象となっていないところがございますが、昨年、この事業を設計するに当たりまして、いろいろな方からご意見を伺う中で、特に家主の方々から、生活保護をお受けになられている方は、まずはケースワーカーがいらっしゃるところで、そこはひとまず安心といいますか、できるといったお声もありました。

ただ、私どもも、ちょっと重なってしまうところがあるかと思うのですが、これで完結とは思っておりません。8月に始まったこの制度を、これからどういうふうによりわかりやすく、より使いやすくしていけるか、こういったところを検討してまいりたいと思っております。

○あくつ委員 ケースワーカーがいて様子を見に行く、これは4つのうちの1つの見守りサービス、社会福祉協議会の職員の方がやるということになっています。ただ、先ほど申し上げたのは死後事務委任のことです。家財道具の撤去のことです。ですから、ここのところは一緒にたにししないで、ぜひ全庁的に考えていただきたいと思えます。

障害者の芸術活動支援のことについて、関連して、障害児者総合支援施設の建設のことについてお伺いしたいと思います。

午前中の質疑の中で、埋蔵物が建設の中で出た。これは区は悪くないのだから事業者にも持ってもらい

なさいというやりとりがあったと思うのです。ただ、これはそもそもの契約において、危険負担の問題だと思うのです。先ほど不可抗力の話がありましたけれども、その不可抗力の事態が起きたときに、誰が責任をとるのか。決まっているのであれば、スキームとしてあるのであれば、教えてください。

○小林施設整備課長　今のお話というのは、想定外だったものですから、事前に認識していれば、工事費、経費、そして工事に係る適正な工期、これは当初の契約の中に盛り込むのが妥当でございます。

今回は想定外だったということでございます。

○あくつ委員　今の答弁だとよくわからなかったです。誰がこれは負担をするのかというところを簡潔にお願いいたします。

○小林施設整備課長　発注者でございます。

○あくつ委員　これは危険負担の問題で、発注者が持つことは決まっているわけですよね。これがもし事業者が持つとなったら、誰もこんなリスクのある仕事、品川区の仕事、とらなくなりますよ。

先ほどわかりました、理解しましたという答弁をいただいたのはわかっているのですが、そのところはぜひ誤解なきようにと思っていますし、確かにこの件に関しては誰が悪いわけでもありませんので、そのところは、4法人の問題と工事の問題をごっちゃにはいけないということを最後に言いたいと思います。

○鈴木（博）委員長　次に、安藤たい作委員。

○安藤委員　147ページ、保育園運営費、148ページ、公設民営保育園運営業務委託にかかわって、区立保育園の民営化について伺います。

区は、当面5園程度を民営化するとして、2021年度の三ツ木を皮切りに、八潮北、八潮西、一本橋の民営化を発表しています。手法は、運営業務委託から始めて検証しつつ、民設民営化を検討するとの考えが示されています。

初めに、民営化が狙われている三ツ木で考えてみますと、現在の2歳児クラスのお子さんが、2年半後、年長、5歳児クラスになる4月に、改築で仮園舎に移ると同時に民営化することになります。

まず伺いますが、2021年4月に民営化する三ツ木保育園の委託業者の募集はいつから始めて、決定はいつごろになるのか、考え方を伺います。

○吉田保育施設調整担当課長　三ツ木保育園民営化までのスケジュールの質問をいただきました。

平成33年から三ツ木保育園は民営化の予定をしております。1年前の平成32年度に民間事業者への引き継ぎの期間を1年程度予定しております。そのため、業者選択につきましては、平成31年度、プロポーザルによって業者選定をする予定で進めているところでございます。

○安藤委員　私の次女なのですけれども、三ツ木保育園の年長クラスなのですが、園庭での焼きイモ会ですとか、三木小のグラウンドをお借りして伸び伸びとした運動会をさせていただいたり、学校給食の体験など、非常に充実した保育がなされております。担任の方はベテラン保育士と新人、若い方のお二人で、どちらの先生も娘は大好きだと言っています。

私自身も、区立ならではということで、事業でやっています保育士体験もさせていただきましたが、改めて保育という仕事の重要性とともに、ご苦労も実感させていただく機会となりました。貴重で豊かな保育をしていただいているなど実感しております。それは多くの保護者も感じているところです。

また、下のクラスにはお二人のダウン症のお子さんがいらっしゃるのですよね。私、これも区立園の1つの長所といいますか、よさだと思うのですが、障害児保育の状況について伺いたいのですが、区立認可保育園では障害児の園児を何人受け入れているのでしょうか。また、民間の認可保育園での障

害児園児の受け入れなど、わかればお願いしたいと思います。

○佐藤保育課長 私からは、公立保育園に対する障害児等の保育の関係でございます。

身体の手帳をお持ちの方が1名、愛の手帳をお持ちの方が14名、知的・身体等の障害、何らかの診断を受けている方が45名でございます。

○大澤保育支援課長 私立の状況でございますけれども、私立認可保育園で特別支援児の受け入れは、現在のところ18園23名となっております。

○安藤委員 受け入れという点では公立のほうが多いのかなと思うのですが、先ほど紹介しましたように、さまざまな点で区立であるということへの、豊かな保育を私自身保護者の1人としても実感しているわけでありまして、保護者の方、実際の利用者の方にも支持されているということなのです。

それにもかかわらず、今ある公立園をわざわざ民営化する必要があるのかと。私はないと思います。民営化の理由を、区は財政負担の軽減や待機児解消につながるなどと説明してきましたけれども、本委員会では健全財政という説明が繰り返されています。

財政負担を理由に5園程度の民営化を急がなくてはいけない理由は何なのか、伺いたいと思います。

○吉田保育施設調整担当課長 民営化の理由でございますけれども、まず1つに、民間の力を活用するという点もございます。区ではまず業務委託という形で民営化を進めることにしております。そのため、プロポーザルによって園の受託業者を定める形になるのですが、その中で、例えば園の受託業者の独自性だとか、そういうのがあれば、それを採用していくようなこともできますし、保護者の方も、ある意味、選択の幅の広がり、その辺もこの中ではあると考えております。

それから2点目に、委員もおっしゃった財政負担の軽減があります。運営経費、公設公営の保育園から公設民営になりまして、最後、民設民営の保育園となりますと、当然区の負担分が減ってまいります。区の持ち出しが減っていくというところもありますけれども、減ったところがどうなるかとなりますと、その分で例えば保育の質の向上を目指すだとか、そういうところにも寄与できるものと考えております。

○安藤委員 最後のところですが、品川区は民営化である意味浮いた経費をそういったところに充てていくのだという話もなされてまいりましたけれども、一方で、区は国や都からの運営等の補助金が出ないことをもって民営化していくという説明もありました。

民営化で浮かせた一般財源というのは、実際には待機児解消までと言っていましたよね。民間の保育園をつくらせていくことに実際使われるのかと。私は、実際には待機児対策に使われないのではないかなと思うのですが、国や都からの運営補助金が出ないことをもって民営化すると説明してきたわけですね。私は、待機児対策、保育園の枠を増やすことにそのお金が使われるのかというのがかなり疑問なのですけれども、その説明をお願いします。

○吉田保育施設調整担当課長 財政のところになりますけれども、公設公営から民営化していくことによって、国や都の補助金が出る形になります。そうすると、その分、当然出た分は一般会計からの持ち出しが少なくなるという状況になります。

先ほどご説明申し上げたのは、ただ浮くというところのお金はありますけれども、そこは保育の質だとかそういうところにも力をかけていけると考えております。

○安藤委員 具体的に保育の質にというのは、どういうことに使っていくのか、伺いたいと思います。

やっぱり保育園のサービスの質を決めるのは、何と言っても人、保育士だと思うのですが、子どもにかかわる保育士が長く勤められて、先輩や同僚と保育の専門性を積み上げて共有していく、これが低賃

金だったり不安定な雇用形態であると困難になってしまいます。ここに区立保育園の強みがあると思います。

この間、処遇の点について、品川区は民間も上がっているのだということで、民間保育園の給与を6万円余改善するという説明も委員会等でありました。しかし、今の最新の調査でも、全産業に比べて10万円の開きがあるという結果が出ています。区の言う月6万円ほどの改善とは、月々の基本給なのか、一時金なのか、全ての民間保育士の給料が6万円上がったということなのか。月6万円余の上昇で、区立保育園の保育士の待遇と同じになるのか、あわせてお伺いします。

○佐藤保育課長 保育の質の確保・向上に関しましては、6月補正でもいただきましたのびしなプロフェッショナルスクールを創設しまして、保育教育担当と組織改正を行いまして、今後も積極的に続けてまいります。

○大澤保育支援課長 民間保育所の保育士の処遇改善でございますけれども、平成29年度は委員おっしゃるとおり6万6,000円の改善を……。〔時間切れにより答弁なし〕

○鈴木（博）委員長 次に、松永委員。

○松永委員 私からは、136ページの法人に対する助成金の中の福祉施設整備費について、137ページの緊急介護人材確保・定着支援について、138ページの長寿祝い事業について伺います。

最初に136ページの法人に対する助成金について伺います。近年、テレビ等で相模原の障害者施設殺傷事件や川崎市で起きた転落死事件など、障害者や高齢者への虐待などの事件が後を絶ちません。厚生労働省では今年3月に、平成28年度、特別養護老人ホームなど介護施設での職員による高齢者への虐待が確認されたのは452件で、10年連続で過去最多となったことを公表されました。

そこで質問いたします。品川区内にある各施設に防犯カメラ等の設置をし、対策がとられていると思いますが、どういう場所に設置をされているのでしょうか。施設の出入り口付近のみなのか、それとも室内にもいろいろなところに設置されているのか。現状をお伺いします。

○寺嶋高齢者福祉課長 区内の高齢者施設の防犯カメラの設置状況になりますが、施設の規模等によって設置数は異なりますけれども、少ないところでも4カ所、多いところでは10カ所。例えば福栄会等の複合施設につきましては24カ所、南大井の複合施設は26カ所といったように、かなり多数のカメラがついております。出入り口付近はもとより、廊下等についているものが多いということがございます。居室についているといった例は多くはないです。

ただし、今カメラと申しあげましたのは、特養にカメラがついているのは、もともとは防犯の目的でつけたというよりは、入居者が徘徊で外に出ていることの確認であるとか、あとは廊下での転倒事故等の検証の際につけているというものが、結果的に防犯カメラとしても機能しているというものでございます。

○松永委員 今、廊下等にもカメラがあるということで、もちろんそうした観点からもあるのですが、私の観点からは、それプラス、事件性にもちゃんとした取り組みになっているのかなと思うのですが、こうした事件というのは室内で行われてしまっているケースが主にあるのかなと思います。例えば室内で見えないように隠しカメラとか、あとICレコーダーとかで、そうした現場というか、犯行内容について、それで事件が発覚したというような、マスコミ等の報道ではそういうふうには私は捉えてしまうのですが、品川区内には個室について、防犯カメラを設置したいのだけれどもいいですかとか、そうしたお客様の声、そうしたニーズに応えるためには、こういった取り組みをされているのか、対応の方法についてお知らせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 1つの例でございます。西五反田にケアホーム西五反田という施設がございます。こちらは、国のモデル事業で法人が独自に行ったものですけれども、居室にカメラがついております。先ほど委員から見えないようにというご指摘がございましたけれども、これは逆でありまして、見られているということがプライバシーの侵害になりますので、この辺はご利用者、ご家族の同意を得た上で設置している。設置目的としましては、スマホにその画像が飛んできまして、若干の動作があったときに、容態の変化について職員がすぐに駆けつけるということを目的としておりますけれども、実際の例としまして、先ほどご指摘あった虐待等の疑いがあった場合に、実際に証拠の映像として提示した例が1件あったという報告を受けています。

○松永委員 先ほど隠してとか言ってしまっ、申しわけないです。見えたほうが逆に抑止力にもなるし、失礼しました。

こうした虐待事件が起こってしまうのは、介護のきつさにあると私は思います。そこで137ページの緊急介護人材確保・定着支援の中の介護ロボットについて伺いたいと思います。

今現在、試験的に八潮南特別養護老人ホーム、ケアセンター南大井で活用されていると思います。そこで導入されてから3年目になると思うのですがけれども、本区として介護ロボットについてどのような結果が得られたのか、そして今使われている方々、介護職員の方々の声、そして利用されるというか、介護される方々の声等はどのような形になっているのか、お知らせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 介護ロボットでございます。この介護ロボット、まずイメージですけれども、実際に施設で導入しているものは装着型のロボット、いわゆる独立して動くロボットではなくて、体に備えつけて、例えばご利用者を持ち上げるときに腰の負担を減らすとか、そういったときに使うロボットを2台導入して、今、3回目となっているところです。

モデル実施なので最終的な検証は今年度が終わってからということにはなりますけれども、実際の現場の声としては、プラスの部分、腰の負担が減っているというのは当然想定した反応ではあるのですがけれども、若干装着に手間がかかって使い勝手が必ずしもよくないといった声もありますので、最終的な回答を得てからではありますけれども、それも含めて、新たな対策も含めて検討していきたいと今の段階では思っております。

○松永委員 そうした負担軽減というのはとても大事になってくると思いますので、今後、AIとか価格、さらには先ほど装着に時間がかかるという面も、課題解決に向かってくると思いますので、ぜひそうした動向を見据えて導入していただくようご検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後に、138ページの長寿お祝い事業5,114人、約2,200万円についてなのですがけれども、最初に、昨年度の対象になる人数5,114人というのは、実際その年齢にあった人数なのか、それとも実際にお渡しした人数なのか、それについて伺いたいと思います。

○大串福祉計画課長 こちらに出ております5,114人というのは実績でございます。それぞれの年齢の方に長寿お祝いを差し上げていますけれども、これの実際にお渡し方の総数が5,114人ということでございます。

○松永委員 そうしますと、お渡しできなかった方、それに対してはいろいろお声をいただいております、お祝い金をお渡しする際、何で私の年齢を知っているのか、逆に何で私のところには来ないのか、そうしたお声をいろいろ伺っているのですがけれども、その辺どうなっているのかなということで、詳しい内容を教えてください。

○大串福祉計画課長　こちらに上がっております高齢者お祝い事業は、区で年齢確認等全てを行った上で、これは民生委員にお願いして、民生委員が該当地区の方のところにお届けに上がるという制度でございます。

ですので、該当年齢に達している方がどなたかということは全て区で把握しておりますし、それに基づいて民生委員が届けていただいている、そういう事業の内容になっているものでございます。

○松永委員　事業確認をさせていただきました。

その中で、そういうふうに言われてしまって、民生委員がせっかく渡しにいつているのに、怒りながら何で知っているのかと言われて、そのままお祝いだけもらうケースもあると聞いているので、そうした民生委員の方々に対してはどうすればいいのというような、対応をどのようにとられているのか、お知らせください。

○大串福祉計画課長　我々から民生委員には、どうぞご無理をなさらないでくださいということをお願いしております。もしそうした形で、お届けに上がった際に何らか拒否的なお話あるいは対応といったことであれば、それはそれで引き取っていただいて結構ですということをお願いしております。

お届けできなかったものについては、私ども福祉計画課にご返却いただき、我々から改めて対象の方にはご連絡さし上げて、記念品を差し上げているといった形をとらせていただいているものでございます。

○松永委員　では、戻ってきた分に関しては、また区からご連絡を差し上げて、その分を区が届けに行くという形になるのでしょうか。

○大串福祉計画課長　対応はさまざまでございますが、とりにきていただくケースもあります。ご連絡を差し上げて、対象になっております、記念品が出ておりますといったところで、窓口にとりにきていただくこともございます。

○松永委員　民生委員の方々のお声の中で、そうした対象の方にお祝いを届けてなぜ怒られないといけないのかなど声があるので、今後、こうしたことが起こらないためには、対象となる方に対しての周知がとても大切になってくると思いますので、掲示板等で張っているのかもしれませんが、ぜひ今以上の周知を徹底していただければと思います。

○鈴木（博）委員長　次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員　成果報告書137ページ、社会福祉総務費、142ページ、社会福祉施設費の中の心身障害者福祉会館運営費についてお聞きいたします。

まず初めに137ページ、社会福祉総務費の中の高齢者災害対策支援事業506万円余、障害者災害対策支援事業37万円余なのですけれども、このお金の使い道というか、どういうふう災害対策を講じているのか、具体的に教えていただきたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長　こちらの決算の内容でございます。まず、東日本大震災を受けまして、平成24年に各福祉避難所に備蓄品を整備しました。具体的には水、インスタントのかゆ、それから乾パン等でございます。こちらの賞味期限が5年で切れるということで、今年度、更新の備蓄品を入れたというのが1点ございます。

もう1点は、緊急時に電源を供給するための大型リチウム蓄電池を入れまして、これはリースでやっております、5年リースの1年分の経費を支出しております。

○松山障害者福祉課長　障害の部分の災害対策の内容でございますが、高齢者の部分と同様に、平成24年度に備蓄しました非常食、飲料水の消費期限が切れるため、更新したものとなっております。

○高橋（伸）委員　そうすると、毎年、備蓄の消費期限、賞味期限があるかと思うのですが、1年は当然もつものだと思うのですが、これは定期的に入れかえてやっていると理解してよろしいのでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長　賞味期限が5年になりますので、入れかえは5年に1回でございます。それと、平成24年に購入した分で若干数が足りなかったので、平成25年にも追加で購入しておりますので、それが切れるのが1年後ということになります。それで平成30年度決算にも出てくるということでございます。

○松山障害者福祉課長　障害分野も同様に、5年ということになっております。

○高橋（伸）委員　いつ来るかわからない有事においては、ぜひこれらの対策をよろしく願いいたします。

続きまして142ページ、心身障害者福祉会館運営費についてお聞きしたいと思います。まず最初に修繕工事費等のところなのですが、当初予算ですと940万円余、決算ですと8,300万円余という数字になっているのですが、あまりにも数字の桁が違うのかなと思って、どういった修繕工事をしたのか、お聞きしたいと思います。よろしく願いします。

○松山障害者福祉課長　こちらの中身でございますが、主に外壁改修工事でございます。私の手元の予算ですと、1億1千万円余、けれども、決算で8,000万円ほどということで、不用額が3,000万円弱になっております。

○高橋（伸）委員　大きさ、平米数からしても、8,300万円というのは例えば設備、修繕にかかわった工事なのか。8,300万円という数字がまだ私見えていないのですが、改めてよろしく願いします。

○松山障害者福祉課長　8,300万円の中身でございますが、先ほどの外壁改修工事が6,200万円余、それから非構造部材耐震化工事が1,100万円、それから厨房排気設備改修工事が310万円ほどとなっております。

○高橋（伸）委員　心身障害者福祉会館は開設が昭和52年だと思うのです。四十一、二年経過している中で、これから耐震をやって、6,200万円という工事がかかったというところで、いずれは建て替えということも考えていかなければいけないなと私は思っています。これは私の要望として、よろしく願いいたします。

それと、高次脳機能障害の専門相談員がいらっしゃると思うのですが、事務事業概要を見ますと、区から委託されている身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談の方が25人活動しているところで、高次脳機能障害の相談員ということは事務事業概要の中にはお示しされていないのですが、どうなっているのか高次脳機能障害の相談員の方のことをお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

○松山障害者福祉課長　障害者相談員と申しますのは、当事者の方、ご家族の方で同じ悩みを抱える方のご相談を受けるといったようなピアカウンセリング機能を持った相談員の方が25名いらっしゃるということでございます。

一方、高次脳機能障害の相談員の方は、作業療法士資格を持つ専門職でございます。今、会館に2名の方がいらっしゃいます。相談を受けたり、機能検査をしたり、あるいは退院時に病院の関係機関とのカンファレンスを行ってございます。

○高橋（伸）委員　2人おられるというところで、常勤ではないと思うのですが、高次脳機能障害の方には失語症の方が含まれております。今、課長がおっしゃったように、作業療法士、OTの方

が在籍しているというところで、失語症の方とかも高次脳機能障害の中に含まれていまして、言語聴覚士の方も本来なら在籍されていたほうがいいのですけれども、この先の考え方を教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○松山障害者福祉課長 高次脳機能障害の方の症状には、記憶障害、注意障害、空間認識能力等の障害の方、それから失語症の方等々、さまざまな症状の方がいらっしゃいますので、高次脳機能障害の方が全てSTが必要だということではなく、それぞれの障害の方に応じました専門職といったかかわりが必要だと思っております。

こちらの会館の中にも言葉の教室がございますので、そちらに言語聴覚士がおりますので、必要があれば例えば連携をとるなど、工夫ということを今後検討してまいりたいと思っております。

○品川財政課長 先ほどの予算・決算の差のお話ですけれども、940万円は平成30年度予算になっておりまして、平成29年のほうは1億1,700万円余となっておりますので、その辺の落差ということであります。

○高橋（伸）委員 相談員のことはわかりました。

それと、すいません、失礼しました。ありがとうございます。

それと、高次脳機能障害に関連いたしまして、昨年度、厚生労働省から全国の都道府県に、失語症向けの意思疎通支援者養成事業が、本年度、平成30年度から実施できるようになりました。それで、東京都は国の政策として本年度から実施しております。

各都道府県、東京都も主体でやっていると思うのですけれども、養成は東京都で、運営実施は東京都言語聴覚士会の方たちがやっていると思うのです。派遣は地方自治体というところで、世田谷区を見ますと、聴覚障害者への手話通訳、そして会議での内容の理解の援助、外出同行支援、コミュニケーション援助、さまざまな交通機関の援助とかお買い物、娯楽施設などの利用援助をするための失語症向けの意思疎通支援者養成事業が、今現在、始まっております。

世田谷区に関して言うと、失語症会話パートナーが活動している自主グループが10団体あります。現在、失語症の方々の社会参加のお手伝いをしているところなのですけれども、品川区としても、東京都からそういった養成事業の実施の要旨が来ていると思うのですけれども、わかっている範囲で教えていただきたいのと、これから養成講座を開設していくのか、いかないのかという、先のところを教えていただきたいと思います。

○松山障害者福祉課長 委員ご指摘の失語症向けの意思疎通支援事業を東京都が今年度初めて実施と聞いております。情報としましては、講習会は東京都で40名の方で始めて、基礎コースということで講習会を設け、6月から来年3月まで養成を行うと聞いております。

世田谷区につきましては、まずはモデル的に実施するという情報を得ております。なので、東京都で40名ということがございますので、それが増えていって、区から派遣する仕組みもつくらなければならないと認識しております。

ただ、まだ始まったばかりですので、情報をとりながら、動向を注視しつつ、区としても検討してまいりたいと思っております。

○高橋（伸）委員 私、先日、きゅりあんの大会議室において、失語症の方とともに買い物体験、そしてコミュニケーションを支援する活動の会に行っていました。これは失語症の方向けだったのですけれども、やはり必要性があるなと私は現場に行きまして感じたところであります。

東京都からは40人という定員があると思うのですけれども、これから先の定員、平成31年度以降

も人数が増えていく可能性というか、当然増えていくような気がしますので、ぜひ品川区も連携しながら、東京都と一緒に取り組んでいただきたいと思います。

○鈴木（博）委員長 次に、たけうち委員。

○たけうち委員 私も137ページ、今出ました高齢者と障害者の災害対策支援事業、それから139ページの家具転倒防止対策助成で伺います。

今、質疑があったのですが、高齢者災害対策支援事業で、平成29年度は大型リチウム蓄電池のリース、それから備蓄品ということでしたけれども、平成30年度、今年度の予算にも382万2,000円ほど高齢者災害対策事業があるので、これの内容についてと、それから障害者については平成30年度予算には載っていないのですけれども、予算のときにいただいた予算事項別説明資料によると、3万円分ほどのウェットタオルを購入する費用が障害者災害対策支援事業でついているのですけれども、予算書には載っておりません。その辺の状況を教えてください。

それから家具転倒防止については、予算が平成29年度181万5,000円に対して、執行されたのは50万円、約3分の1ということで、件数も30件ということなので、予算に対しては非常に執行が悪くなっておりませんが、平成30年度の状況についても教えてください。

○寺嶋高齢者福祉課長 高齢者災害対策支援事業の平成30年度予算の内訳でございます。

まず、ほとんどの備蓄品は平成24年度に購入しましたが、精査したところ、数に不足がありましたので、平成25年度に追加購入したものの賞味期限切れということで、平成30年度に予算措置をしているもので、金額が平成29年度に比べて少ないのは、追加購入分は当初購入分よりも少なかったというのがございます。

それからあと、南品川に新規に開設する特養ホームがあります。こちらにも備蓄を予定しておりますので、こちらの分の購入費を43万円ほど予算計上しております。

それから大型リチウム蓄電池につきましては、平成29年度と同様で、5年リースの1年分です。再リース等によって若干金額がずれる場合はありますけれども、内容は同一のものでございます。

○松山障害者福祉課長 平成30年度予算で3万円というのは、委員ご指摘のとおり、ウェットタオルで体拭き用のタオルになっています。こちら年数が経過しますと乾いてしまうということで、買いかえたものでございます。

事項別説明資料のほうには確かに載っているのですが、予算書の中にははっきりとこの記載は出ていないということになります。

○宮尾高齢者地域支援課長 私からは、家具転倒防止対策事業の平成30年度の執行状況についてご案内をさせていただきます。

平成29年度は助成件数が30件であったのに対しまして、平成30年度は10月末現在で申請を40件いただいているところでございます。そのうち、実際に取り付けも終わって助成金をお支払いした方が14件という状況でございます。

○たけうち委員 障害者の対策支援事業、僕も予算書、わからないのですけれども、細かい部分まで全部網羅するとあれなので、どこかに丸めて入れてあるのかわからないのですが、もしわかれば教えてください。やはりこういう事業は大事な事業なので、金額は少なくとも文言として載せていただいたほうがいいのかなということが1つ。

それから、ハード面では、先ほど福祉避難所のいろいろな電源対策ですとか備蓄の対策ということで、福祉避難所の受け入れに対する取り組みがなされているのですが、ソフト面で、前からいろいろお話し

していますけれども、福祉部門と防災部門でしっかり連携をとって、障害者団体の方の声も聞きながら、福祉避難所、また、二次避難所等の受け入れについて、しっかりやってくださいねということ、東日本大震災以降、何度も言っているのですが、今どうなっているか、進捗状況を教えてください。

それから高齢者の家具転倒防止ですけれども、今、昨年よりはちょっと増えているということですが、ちょっと調べてみますと、東日本大震災以降は多いときで300件を超えている数字が出ました。翌年は250件とかなり多く申請が出て、平成26年ぐらいからずっと四、五十件で推移してきているということで、意識が薄れているのか、それとももう取り付けが終わって一通り落ちついているのか、その辺、どのように見ていらっしゃるか、教えてください。

○品川財政課長 ウェットタオルの件でございますけれども、平成30年度の予算書の227ページで、障害者福祉事務費の事務費に含まれてございます。

○寺嶋高齢者福祉課長 福祉避難所の件なので、私からご答弁申し上げます。

まず、一昨年の総合防災訓練の中で、発災時についての訓練を全体で行いました。昨年度は発災から約1日後のあたりの訓練を行いまして、福祉避難所開設指示までの訓練が済んでおります。その中でいろいろ反省点がございまして、現行マニュアルに載っております3時間を目途として福祉避難所に担当職員、派遣職員が参集するといったことがなかなか思ったようにいかなかったという反省点を得まして、今、マニュアルの見直しとあわせて、そういったことを内部で検討しているところでございます。

そちらの概要を固めた段階で、次のステップに入るといふに今のところ考えているところでございます。

○宮尾高齢者地域支援課長 家具転倒防止対策事業なのですけれども、委員おっしゃるように、確かに東日本大震災が過ぎてからは落ちついた事業実績を重ねているところなのですが、今年度は6月に大阪、9月に北海道で大きな震災があったということで、このような実績になっているところでございます。

まだまだPRの余地は残っていると思っておりますので、引き続き周知を徹底してまいりたいと思っております。

○松山障害者福祉課長 福祉避難所の開設訓練につきましては、まだ行っておりません。二次避難所の開設訓練につきましては、平成29年2月、それから平成30年8月と、心身障害者福祉会館特別支援学校におきまして、障害者福祉課、防災課と連携して行っております。

また、今年2月に避難行動要支援者の個別計画作成の説明会を育成会が主催しまして、民生委員が参加いたしまして、防災課と障害者福祉課も連携しまして、一緒にグループワークで自助について考えたり、あるいは個人ワークをしたりということで、防災について一緒に考えたということではございますが、今後、当事者団体のご意見を十分にお伺いしながら、実際に具体的に進めていきたいと思っております。

○たけうち委員 家具転倒防止につきましては、平成30年度予算も平成29年度と同じように181万5,000円計上されておりますので、必要だということで計上されていると思います。去年は少し増えているということですが、言葉は悪いですけれども、大きな地震があるのをある意味ではPRしながら、しっかりと実績を増やしてもらいたいと思います。

それから障害者団体との福祉避難所関係ですけれども、特に福祉避難所についての参集方法が、一応大きく地域防災計画の中でも直接参集ということで広げられるようになりました。そうは言っても限られた中なので、障害者団体の方々、非常に期待しているのですけれども、大勢の方が参集できるとは限らないところもありますので、とにかく早急に、福祉部門が中心になっていただいていると思いますの

で、早目にそういうことをよくご理解いただいた上で、ご意見も聞きながら、本当に漏れのないように、早急にやっていただきたいと思います。もう1回決意を聞かせてください。

○松山障害者福祉課長 当事者の方のお声というのは私どもにも届いておりますので、団体と十分に話し合いを持ち、ご理解いただきながら進めていきたいと思っております。

○鈴木（博）委員長 次に、鈴木ひろ子委員。

○鈴木（ひ）委員 240ページ、介護保険の地域包括支援センターについて伺いたいと思います。

品川区は高齢者福祉課の1カ所だけしか地域包括支援センターをつくりませんでした。20カ所の在宅介護支援センターを地域包括支援センターのサブセンターということで位置づけていますけれども、この20カ所の在宅介護支援センターに対して、地域包括支援センターのサブセンターとしての委託料がトータルで幾らか、教えていただきたいと思います。それが1つです。

それから、私、厚生労働省の介護サービス情報公表システムから、23区の地域包括支援センター、295カ所あったのですが、1枚1枚全部印刷しまして、23区の一覧表をつくってみました。

そうしましたら、品川区のように1カ所しかつくっていない、3職種を規定どおり配置していないというのは本当に品川区だけという状況が一覧表の中で改めてわかったわけなのですが、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種を、高齢者3,000人から6,000人に1人の割合で配置するようにと定められておりますけれども、これは地域包括ケア推進の中核的機関として位置づけられておりますし、さらに、近年というか、今年も含めて機能強化というのが大きく打ち出されていると思うのですが、そんな中で、なぜ品川区だけが地域包括支援センターを地域につくってこなかったのか、このことをお聞かせください。

それから、3職種配置の必要性についてどう考えているかについてもお聞かせください。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、地域包括支援センターにかかる経費でございます。本課がまず地域包括支援センターという指定を受けておりますので、本課と、それから20カ所のサブセンターの金額ということになるかと思いますけれども、まず1点目が、成果報告書の241ページにあります地域包括支援センター運営費というので、こちらが2,788万2,090円という決算になっております。それからもう1点は、同じく241ページですが、在宅介護支援センター事業費というのがございます。こちらは20の在宅介護支援センターに地域包括支援センターの業務を委託している内容でございます。こちらが3億1,990万円という決算になっております。ここまでの、まず計算上、出せる数字ということでございます。

それから、これは直接の運営経費ではないのですが、地域包括支援センターは介護予防ケアマネジメントの事業を行いますので、介護予防支援ケアマネジメント事業というのが別途、これは成果報告書の138ページですが、こちらに載っております。1億9,000万円余の金額。これが入ってくるものでございます。

それから、実際の施設の運営費につきましては、在宅介護支援センターと同じところを使っているとか、機能を持っているという位置づけなので、これは在支等の切り分けは困難ですが、合わせまして成果報告書の142ページにあります在宅介護支援センター運営費2,000万円余、こちらが決算額となっております。

金額については以上でございます。

それから、なぜ地域に地域包括支援センターをつくってこなかったかということでございますが、平

成18年度の法改正で地域包括支援センターの設置が義務づけられる以前から、品川区は在宅介護支援センターで国が定める業務内容全てを行ってきておりました。

一方で、全国レベルではなかなか介護予防のほうに力が入っていないという反省を踏まえまして、新たな制度を設けたところですが、品川区はそちらにつきましては十分こなしてきているという実績がございましたので、従来どおり、高齢者福祉課を中心にサブセンターということで機能分散をしているということでございます。

それから、3職種の配置につきましては、必要性は十分認識しておりまして、品川区の場合は、本課に3職種そろっておりますので、緊急時の相談等も受けまして、必ず常駐している中での相談が受けられる体制をとっております。

○鈴木(ひ) 委員 多くの自治体が在支から地域包括に移行しているのですけれども、在支の段階で保健師だったりとか社会福祉士が配置されているところが多いと聞きました。実際に話を伺いにいったところも、既に在支の段階から社会福祉士も保健師も配置されていたので、そのまますんなり移行しましたということだったのですけれども、品川区はなぜ在支に保健師や社会福祉士を配置してこなかったのかということをお聞きしたいのですけれども、これは平成29年11月10日改正、もっと前からずっとできているものですが、品川区在宅介護支援センター運営事業実施要綱の中では、職種が社会福祉士等のソーシャルワーカーまたは保健師1人、看護師または介護福祉士1人となっておりまして、区長は福祉関係職種と保健医療関係職種を組み合わせ配置するものとなっているのです。

こういうところから、多くの自治体は在支の段階から保健師や社会福祉士が配置されていたのです。ところが、品川区はケアマネジャーしか配置されていなくて、しかもケアプランを中心にやってきたというのが在支の実態だと思います。

それでもう1つなのですけれども、これは厚生労働省ですが、平成30年5月10日改正で、地域包括支援センターの配置・運営についてということで、センターの人員については、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を置くこととする。しかしながら、3職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合は、準ずる者を配置することもできるとなっているのです。

原則、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種配置なのです。この確保が困難である等の事情によりと書かれていますので、この確保が困難な事情がなければ、3職種は配置されているのです。

品川区は、3職種、保健師を確保する努力はしたのか。保健師はサブセンターとして位置づけられている在支には1人もいません。20カ所、どこにもいないのです。確保する努力をしたのか、伺います。それから、社会福祉士も20カ所中13カ所で配置されておられません。社会福祉士も確保する努力はしたのか。このことも伺います。

○寺嶋高齢者福祉課長 今、委員からご指摘ありました在宅介護支援センターの運営事業実施要綱ですけれども、こちらには先ほどご説明いただきました人員配置のことが記載されてございます。その下に、実は4項としまして、単独型支援センターについては、常勤でソーシャルワーカー等を1名配置すればよいという規定がございまして、ここで言っている単独型支援センターと言いますのは、例えば特養等に併設されていない、まさに単独で運営している在宅介護支援センターということでございます。

したがって、特養併設の在宅介護支援センターにつきましては、まず特養内にそういった職種がいるということで、配置は義務づけられていないと。それから、区の本課には当然ながら職員がおりま

すので、この要綱の基準は満たしているというふうにご理解いただければと思います。

それから先ほどの地域包括支援センターの人員基準の中の原則としてということでございます。まずは原則としてということで、例外につきまして、これは条文ですので、確保が困難な場合等となっておりますけれども、この等の解釈につきましては設置当時もきちんと議論いたしまして、これは品川のように既に機能ができている場合については問題ないということで、実際に指定を受けてきたという事例がございます。それから実際に対応もしているということなので、この内容で別段問題がないと。むしろ他の自治体よりもしっかりとケアできていると考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員 私、ほかの自治体でどれだけ専門職が配置されていて、その専門職が配置されていることによって、地域包括支援センターで4つの機能とも言われていますけれども、これがどれだけ充実されているかというのを、実際に他の自治体の状況を見ていただきたいと思います。

品川区ではことごとく専門職の配置がされていないのです。主任ケアマネジャーしかいない。結局、資格として主任ケアマネジャーしかいない在支は11カ所です。それから、荏原地域では特にこの資格のある人がいないのです。保健師も社会福祉士もいません。それから3職種の資格がある人が1人もいないという在支も1カ所あるという状況なのです。

保健師が8万1,000人余の高齢者をどれだけ担当するかというと、品川区は4人しかいませんので、1人当たり2万人超えるのです。3,000人から6,000人に1人という配置なのに、品川区は2万人を超えて担当することになってしまうのです。それから社会福祉士も、担当人数は14人ということなので、割り返すと5,818人なのですけれども、これは23区の中で23位です。こういうふうに社会福祉士も、特に保健師がことごとく配置されていないというのが品川区の実態です。

それで、厚生労働省が地域包括支援センター業務マニュアルで言っていますけれども、3人の専門職が4つの業務を行うチームアプローチの考え方、これが地域包括支援センターの基本であることを認識することが必要だと。

一番初めに相談を受け付けるというのが地域の中で地域包括支援センターになるのです。先ほどからもワンストップ、総合の相談窓口が必要なのではないかと、ダブルケアについても相談の総合窓口が必要なのではないかと、そういう質問も出されておりましたけれども、そういうのを専門家がそろってすぐに相談に応じられる、地域の中でネットワークをつくっていく、それから予防のさまざまな地域づくりもしていく、こういう役割を果たすのが地域包括なのです。

その地域包括の役割が、私は品川区では実際に果たされていないのが実態なのではないかと思うのですけれども、厚生労働省が言っている3職種のこれが基本だという、認識することが必要だという、この考え方についてはいかがでしょうかというのが1つです。

それから、具体的に地域包括支援センターに医療関係の職員が配置されていないところで、胃ろうのところですか、さまざま問題が実際に起こっています。胃ろうでデイケアに通いたいといっても、そこのデイケアの場所がどこなのかというのが在支で把握されていない。

それで、これはほかの自治体ではこういうことを地域包括がやっていますよということでお聞きしたものののですけれども、例えば医療対応可能範囲、経管栄養、胃ろう、ストーマ、バルカテ、酸素気管切開、褥瘡、インシュリン、看護師配置、それから食事対応は、おかゆ、刻み・ソフト食、代替食、減塩、低たんぱく、糖尿病、そういうところの対応をこれだけこのデイサービスではしていますよというの一覧表を地域包括でつくっているのです。

でも、こういうのが品川区は、高齢者福祉課の基幹の地域包括支援センターでも把握されていないと

いう状況なのです。保健師が配置されていない、医療職がない、そしてMRSAについてどう対応したらいいかという相談をしても、これがすぐに返ってこない、こういう状況が現実問題として起こっているのです。

そういうところに対してしっかりと対応するためにも、3職種配置という、条例にも書かれている、それから厚生労働省も求めている規定を守って、ぜひ地域包括をつくっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、専門職種の人数の中の主任ケアマネジャーがない地域包括があるといったご指摘がございましたけれども、これは各種調査の趣旨、それから設問等の状況によりまして、在宅介護支援センターと明らかに切り離さなければいけない場合についてはそういった記載をしていますけれども、実際、主任ケアマネジャーは全体で67名、社会福祉士は25名という人数が在宅介護支援センターにそろっておりますが、予防プランを作成する、しないという観点でその人数を入れてしまうと、これは介護報酬上、問題があるので、調査上、外さなければいけないときは外しているといった回答になってございます。

それから3職種の必要性は認識しております。品川区は、高齢者福祉課以外にも保健センター等の保健師と連携して精神疾患等の対応をしておりますので、引き続きしっかりとしたケアに取り組んでまいります。

○鈴木（博）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時22分休憩

○午後3時40分再開

○鈴木（博）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。伊藤委員。

○伊藤委員 私は、歳入歳出決算書120ページの高齢福祉費、ひとり暮らし高齢者等支援に関連して、それから126ページ、児童措置費に関連して質問します。

先に高齢者支援でありますけれども、ひとり暮らし高齢者の安否確認は民生委員のお仕事であります。した方の話を聞くことができました。大変だったということをお聞きしました。孤独死の状況。警察が立会いのもとでの自宅の訪問。亡くなった後の財産対応。それから遺族の軋轢等、全くの第三者であるのだけれども、非常に複雑で大変なことを知り合いの方に聞いたのです。

だから、こういうことに関して品川区の各関係部署による課題解決方法や民生委員の雇用体制等を確認したいのですが、いかがでしょうか。

○大串福祉計画課長 民生委員にはさまざまなことをお願いしているところでございます。また、そうした大変なお役目を民生委員にはお引き受けいただいているといったところ。

ただ、今、委員からありましたような事例につきまして、私ども、少なくとも担当の所管といたしましては、そこまで民生委員にお願いをすることは考えてございません。お亡くなりになられた方の後の問題ですので、そういったところにつきましては、私ども区のほうで引き取らせていただいて、そちらで処理等々、その後の手続等々はさせていただければと考えているところでございます。

ただ、民生委員と対象の方との関係性の中で、そういったことも出てきているというのは聞いています。私どもといたしましては、そこまで民生委員に求めているものではございません。

し、無理のない範囲でお手伝いいただければということは、いつもお願いしているところでございます。

○伊藤委員 例えば高齢者の方が亡くなった後、遺族の方々から最後の遺言はなかったかとか、それから財産分割の話はなかったかとか、全くの第三者なのだけれども、関係ないことを言われて大変だったと聞いたので、これからおそらくこういうことが増えていくと思われまますので、私が思うのは、そういうことを直接の課だけでなく、品川区のさまざまな課が連携しながら、課題解決に向けて対処していただきたいということをお願いしておきます。

それから、孤独死のデータをいろいろ調べていたら、平成27年の内閣府調査では、東京23区内で65歳以上の自宅死亡者が3,127名、過去最高になったということ、それから平成15年の数字から2倍に増加したことがわかりました。それから、全国規模で65歳の単身高齢者世帯が、2020年には702万世帯と想定されます。2040年には896万世帯。これは内閣府の調査でありますけど、増加することが見込まれている。そうすると、データとして孤独死する可能性は高くなる一方であります。

これに対して、日頃のケア等、まさに民生委員の方々為主になりますけれども、さまざまな事由により、自分の住所を公表していない高齢者もいらっしゃいますし、それからあえて民生委員や町会との関係を断っている方もいらっしゃる。それから外国人の方もいる。

そういう人のために、いろいろなデータがあるのですけれども、ある資料によれば、男性の高齢者でほとんど1人で生活をして、例えば外に出ない、人と会わない、話もしない、それからカップラーメン等の食事を1日1食する、こういう方が孤独死になる可能性が高いという指摘もある。

そういうことを考えていくと、民生委員もそうなのだけれども、地域にある大変把握しにくい情報をつかんでいる品川区であるから、そういうことに対して新たな体制を構築すると思うのですが、現状のお考えをお聞かせください。

○大串福祉計画課長 孤独死あるいは孤立死といったところ、また、なかなか関与を拒否される事例ということでの質問だと思います。

民生委員にはそういった方たちへの対応もお願いしているところでございますが、ただ、あくまでも訪問していただきたいということで、そちらの方から申し出があった場合のみ、民生委員に行っているというのが現状になっています。

そうした中で、こちらの施策の中に上がってこない方というのが一番大きな問題になってこようかなと思っています。そうした中では、例えば支え愛・ほっとステーションといったものが全地区で展開できました。そこにコーディネーター2人を配置しておりますけれども、そういった方たちにおける情報の集約ですとか収集もやっております。また、そういった人の手ということだけではなく、緊急通報システム等の設置も行っているところでございます。また、町会・自治会による見守り活動であったりですとか、あるいは一般の民間企業と協定を結ばせていただいて、業務の合間に気になる方がいらっしゃれば、こちらにご連絡をいただくような形。

いろいろな形でひとり暮らしあるいは高齢者のみの世帯の方たちを見守るような体制を、今、つくりつつあるといったところでございます。

○伊藤委員 大変大きな数なので、品川区が最後のとりでですよ。もちろん民間の方々も地域の方々も頑張っているのだけれども、みずから拒否される方々に対しては、誰も対処のしようがないので、それは新たな仕組みを構築すべきだと思います。

かつて私たち自民党が提案させていただいて、今、お話のあったように、そういう訪問を業としてい

る業種等と品川区が提携して、さまざまな物事に対処する体制が構築できました。だけれども、新たに思うのは、こういう民間の方々の協力をさらに得ていかないことには、例えば何万人と増えていく独居高齢者に対する超初期の情報収集といったいいのかな、家に行き着くシステムの開発というのは品川区では難しいと私は思うのであります。

例えば郵便配達業務があります。これは国や東京都の対応も考えますけれども、郵便配達はほとんど毎日定期的に地域を回って、しかも個々のお宅まで同時に訪問できるわけではないですか。だから、そこの方々、今、日本郵政公社といいましたか、そこと提携を結んで、長期間にわたり郵便物がたまっている状況であるとか、それは非常に早期に発見されると思うのであります。

だから、そういうことも含めて、それから例えば佐川急便やヤマト運輸、いろいろな配送を業とする業者がありますよね。だから、こういうところを広域的に連携をした上で、いろいろなネットワークを通して、独居高齢者の万が一の超初期の異変に対する体制を構築していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。お答えください。

○大串福祉計画課長 行政だけで、これから増えていく高齢者のひとり暮らし、あるいは高齢者のみの世帯を見守っていくのは難しいと考えているところでございます。そうしたことを踏まえまして、先ほどご紹介させていただきましたけれども、宅配業の方であったりとかと協定を結ばせていただいているところでございます。

また、ご紹介いただきました郵便局の関係でございますが、これは全域ではないのですけれども、支え愛・ほっとステーションと連携をいたしまして、希望されている方のところにほっとレターということでお手紙を配達させていただいて、その中での安否確認の一助を展開している、やっているところでございます。

ただ、いずれにいたしましても、さまざまな形で高齢者の方たちを見守っていくような仕組みづくりは非常に大切なことだと思っておりますので、さまざまな手法を検討しながら対応していければと考えているところでございます。

○伊藤委員 今思い出したのが、災害時の要支援者の名簿づくりでも同じようなことがありまして、あくまでご本人が望まない限り、何も載せられないという話だったのだけれども、でも、災害時ですから、それはいろいろな対応をとっていただいたことは感謝するわけであるけれども、今のお話も、希望する方のところには行く、それはそうでしょう。だけれども、先ほども言ったように、俺は1人で頑張るんだと、そう思うことはすばらしいことなのだけれども、でも万が一、さまざまな理由で自宅で倒れたりした場合、発見することができないことが同時にあるわけで、だから、そのことについては、希望する方がもちろん基本ではあるけれども、先ほど言ったように外国人の対応もあります、全ての個人情報をつかんでいるのは品川区なわけです。

だから、それを関係部署と連携をとりながら、もちろん法的な側面も検討しながら、さまざまなことを通して、このデータを展開していった、次の超高齢化社会に対応する仕組みをつくっていかないと、既存の民生委員や福祉のシステムでは支え切れないことは明確なわけだから、そのことについての方向性とお考えをお聞かせください。お願いいたします。

○大串福祉計画課長 委員ご指摘の通りでございます。今後、高齢者が増えていく中で、こういった状況の方が増えていくことは予想できるところでございます。そうした中で、我々行政として何ができるのか、あるいはまた、既存のシステムとうまく連携させながらといったところは、今後検討していければと思っているところでございます。

支え愛・ほっとステーションも全区展開ができました。そうしたところとの連携であるとか、さらには専門機関との連携を強めながら、さまざまな形で見守る体制、仕組みを構築していきたいと考えております。

○伊藤委員 ぜひよろしく願いいたします。

それから、児童措置費に関連して、これはさきの区長選挙で保育園定員数の拡大と子育て予算拡充の表記が濱野健区長の公約にありました。区民はそれを支持されまして区長は再選されました。

改めて国の支援もあって、区内でも多くの私立保育園がつくられました。それはそれで素晴らしいのですが、確認したいのが、大切な乳幼児の命を預かる仕事です。全国で散見される保育園等での死亡事故例があります。これは品川区でも決して起こしてはならないことであって、そのため品川区は、調べたら、私立保育園に学校110番、それから防犯カメラ、AED、ベビーセンサー、監視モニター、その補助要綱を定めて推進している。

改めて、こういうことを定めていただいたので、現在の区内の園での設置状況と、それから機械に頼ることはもちろん大切でありますけれども、現場の保育士の対応の強化が最も必要だと思うのですが、品川区の指導体制を確認したいのですが、お願いいたします。

○大澤保育支援課長 学校110番等の設置状況でございます。私立認可保育園、平成29年度49園のうち、学校110番の設置が43園、AEDの設置が46園、防犯カメラの設置は32園となっております。

AEDの未設置については、同じ建物内にほかにAEDがあるとか、あと学校110番については、このシステムのほかにも緊急お知らせシステムを独自で持っているなどの理由で、未設置の園もございます。

あと、児童の安全に関しましては、各園で救急の講習をやったりですとか、また、AEDについては講習を行ったりですとか、さまざまな方法で取り組んでいるところでございます。

○伊藤委員 こういう機器を使わないことが一番なことです。だから、まとめて指摘をさせていただくけれども、我々は保育士を増やせとは言いません。だけれども、個々の保育士の質を高めていただいて、安全会議であるとか、それから乳幼児の、子どもの命を大切に預かっていることの真意をしっかりと担っていく指導をぜひお願いしておきます。よろしく願いいたします。

○鈴木（博）委員長 次に、若林委員。

○若林委員 139ページ、障害者福祉等、それから147ページの保育園運営費などに関連して伺います。

まず、地域共生社会を目指すということで、今、大きな政策の中核となるものだと理解しています。一般の区民の方、高齢者の方、障害のある方、また、子どもも含めて、地域で支え合うという地域の共生社会へ、中核となる民生費の動向を大変大きく私は注目しているところでございます。

そこで、障害者福祉費について、まず今回は、対前年度比2.8億円増となりましたけれども、障害児者に係る決算の伸びについて、区の考え方の説明をお願いいたします。

それから2点目に、1定の代表質問でも伺いましたけれども、今、障害者福祉部門は、いわゆる施設等については行革を進めて、業務委託とか指定管理制度の導入を進めている。また、区役所の本課については人員の増員を行っているということでございます。まさに所管課の体制が大事だということは共通の認識でございます。

そこで、総合支援施設、今日、いろいろな角度からの質疑がありますけれども、待望の障害児者総合

支援施設、また、ここには精神の医療の関係が入ってくる。また、障害者の方にとっても、難病であるとか、さらにニーズが増大する予測がされている医療的ケアへの対応、こういうことも含めた所管課の人材の適材適所な配置、これについての来年度に向けての考え方をお聞きしておきたいと思います。

続きまして、保育園の関係では、2月4日生まれ以降のお子さん、4月1日の入園には対象から外れるということで、これは労働基準法によって、産後の休業が8週間、これが義務づけられていることによると理解しております。ただ逆に、4月2日以降の入園は労働基準法上は可能となります。

そうしますと、受け入れ側、区側として、保育園側として、4月2日以降の入園が今のところ認められていないと。対象外であると。受け入れられないと。労働基準法上の理由以外にその他の理由があるかどうか、お聞きしたいと思います。

○松山障害者福祉課長 ご質問いただきました予算の伸びということで、児者に関しましては、障害の高齢化とか重度化ということで、扶助費が伸びているところでございます。また、医療的ケアが必要な方が増えているというところでございますので、かなり対象者も増えているというところでございます。

○飛田障害者施策推進担当課長 今回、10月開設に延びてしまったところではあるのですが、職員の採用というところで、法人もやっております。また、医療的などところですが、分室のほうですね、今回、職員のところで分室というところでは、地域関係のところでは連携の仕組みをつくっていったり、また、人材育成のところでも考えていたりしているところです。

また、先ほど地域との連携のところを言いましたけれども、さまざまな法人との関係もありますので、そちらでもしっかり職員のほうでやっていきたいと考えております。

○佐藤保育課長 2月3日生まれまで4月入園が可能ということで、2月4日以降の話だと思います。保育園の入園は1日付というところで、日割り等も認められる場合もあるということなのですが、その辺は各自自治体に委ねられているところでございます。

1日付の入園といった取り扱いをしている点に関しましては、保育体制の確保であったり、児童の管理等の関係から、4月1日というふうに日程を決めているところでございます。

○松山障害者福祉課長 他の所管といたしましては、先ほどの予算の伸びのような方々に丁寧に対応するために、職員の質の向上を図ることが必要になってきます。また、専門性も向上させなければならない、人材というのが必要になってきてございます。また、総合支援施設の分室におきましては、課と所管の本課と連携をとりながら、今後進めていくことになっております。

総合支援施設という、区内で初めて総合という名称がつかますので、そちらにつきましては、荏原地区の地域生活支援拠点が会館であるのに対しまして、荏原地区以外、品川、大崎、大井、八潮地区の地域生活支援拠点としてのネットワークをつくるものでございます。

その2つのネットワークを一緒に連携して、本課として区内の事業所のネットワークやさまざまな関係機関とのネットワークをつくってまいりたいと思っております。

そういった意味では、人材としてはそちらの児者施設に運営事業者、それから会館の運営事業者、それから区内法人、民間事業者、そういった方々と一緒になって区内の障害児者の支援の向上、サービスの向上をともに目指せる、一緒に考えられる人材が必要になってくると考えております。

○若林委員 所管課、障害者福祉課としての人材、特に専門的な人材の適材適所な配置という角度で質問させていただきました。

先ほどの私の言い方がちょっと紛らわしかったかもしれませんが、いわゆる精神の医療の関係

が入ってくると。また、医療的ケアの増大もこれは全体的な問題としてあるというところで、そこら辺の適材適所の考え方をお聞きしましたが、ご答弁の時間がありませんので、しっかりお願いしたいと思います。

保育園、2月4日以降については、今のご答弁ですと各自治体に委ねられているということで、そこら辺の品川区保育部門の今後の考え方は十分に余地があるのだろうなど。このお話を聞いたときに、同じ学年なのに何で4月に、また5月に、57日たちますと、例えば3月31日生まれだと5月下旬になってしまいますので、どこで線引きするかという話にもなりますけれども、同じ学年でいうと、公平性がもうちょっとご配慮があってもいいのかなという感想を私は持ったので、この質問をさせていただいています。

今年の4月1日時点では、不承諾の方が128人いて、待機児童がゼロ歳でいうと8人いらっしゃる。待機児童ゼロに向けて、解消を進めながら、2月4日以降の体制についてはしっかりとご配慮、ご考慮いただきたいと思っておりますけれども、今後の取り組み方についてお聞かせください。

○佐藤保育課長 4月2日以降の日割的なこと、入園の許可に関しましては、さまざま課題もあると思っておりますので、慎重に検討したいと思っております。

○鈴木（博）委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、成果報告書201ページの国保、そして219ページの後期高齢者医療について伺いたいと思います。

国保ですけれども、今年4月から国保の運営責任が区から都に移って、国保の都道府県化がスタートいたしました。しかし、この国保の都道府県化の狙いは、区が入れてきた法定外繰り入れをなくし、保険料に転嫁させることで保険料値上げで賄わせるという仕組みです。軽減措置をとるとしてはありますが、一気に値上がりを防ぐだけで、6年間連続で値上げされることとなります。

既に高過ぎて払えないという悲鳴が上がっているのに、さらなる値上げが襲いかかってくるわけですが、こうした度重なる値上げで、国保は加入者の所得は低いのに保険料が一番高いという保険制度になっています。

政府の試算でも、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍です。大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準です。東京23区に住む給与年収400万円の4人世帯、これは例えですけれども、協会けんぽに加入した場合は、保険料の負担分は年19万8,000円です。しかし、同じ年収、家族構成の世帯が国保加入すると、保険料は年42万6,000円、実に2倍以上の格差が生じています。

国保加入世帯の平均所得は、25年間で276万円から138万円に半減している。こういう状況のもとで、さらに国保料が値上げされ、そしてほかの保険制度よりも所得に占める保険料率が高い。こうした中で、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が、ほかの医療保険制度に比べて著しく不公平で、庶民に大変重い負担を強いる制度になっていると思っております。

高過ぎる保険料問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、そしてこの国保制度の持続可能性にとっても、重要な政治課題だと思っております。

ですので、そこでやっぱり私たちは、負担軽減こそということで、共産党は区独自でできる子どもの均等割の無料化を提案して求めてきたのですけれども、一般質問でも取り上げました。答弁では、均等割の無料化の負担を一般財源で賄うことになり、公平性の観点から区独自で行うのは困難であると答えました。区は国保料が加入者に対しての負担が重いことも認めていますし、国保の構造的問題も認めて

います。だったら、その軽減に取り組むべきだと思うのですけれども、国でもきっと均等割の軽減は、全国知事会や市長会や町村会、いろいろな地方団体が要求していますので、これから議論されるかと思うのですけれども、それ待ちにせず、区独自でできる子どもの均等割の無料化を改めて求めますが、いかがでしょうか。

○三ツ橋国保医療年金課長 国保につきましては、国民健康保険法に基づき、国民健康保険料、被保険者の方々が対象となっております。したがって、区独自の子どもの均等割の無料化につきましては、一般財源をより負担させることとなりますので、したがって、非常に困難となります。

○石田（ち）委員 一般財源の繰り入れを減らしに減らしてきたために国保料は上がっているわけです。ですので、その分をもとに戻す、一部をもとに戻すことで十分可能ですし、均等割は1人5万1,000円です。1人家族が増えれば5万1,000円の国保料が上がるわけです。収入は増えないのに。本当に大変な負担だと私は思うのですけれども、この間も区に聞いていますけれども、国保加入世帯の子どもの数は5,700人です。これを5万1,000円で計算すると、2億9,000万円で可能なのです。今、既に7割・5割・2割の軽減されている方の計算も加味すれば、もっと低い予算で可能なのです。約1,000億円もため込んでいる基金、このほんの0.数%で可能な負担軽減なのです。

ですので、一般財源を投入する、さらに負担になるとおっしゃいますけれども、区民の負担を軽減させていくというのが自治体の本旨なのではないでしょうか。住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとするものが地方自治法の規定です。

ですので、公平性の観点からも、やっぱりほかの保険制度と比べても、収入が低い、それなのに払う保険料率ももっと高いという状況ですので、公平性の観点から見ても、私は均等割の無料化、せめて子どもの均等割の無料化を行うべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○三ツ橋国保医療年金課長 区独自の子どもの均等割の無料化につきましては、その負担をさらに一般財源から賄うこととなりますので、非常に困難と考えております。

区といたしましては、引き続き国や都に特別区長会や全国市町村会を通じまして求めてまいります。

○石田（ち）委員 必要性を区も認めているわけですから、国に求めるというのはしていただきたいのですけれども、その前に区独自で進めていく必要があるほど、今、国保の加入世帯は大変な暮らしになっていると思います。これからもさらなる値上げですので、本当に大変な状況が区民を襲うことを心に重くとめておいていただきたいですし、軽減策をさらに進めていただきたいと思います。

それと、これもまた一般質問で、差し押さえについて、区は年金や給与なども預金口座に振り込まれた場合は差し押さえ禁止財産には当たらないので、差し押さえできると繰り返し答弁してきました。これに対して、一般質問で、厚生労働省が今年の1月に留意事項として、最低生活費は差し押さえることができないということを地方自治体に通知したので、厚生労働省の留意事項に従って、今まで答弁してきた姿勢はやめるべきだと求めたのですけれども、それに対して部長は、最低生活費は差し押さえは行っていないと言ったのです。ですので再質問のところで改めて、では今までのやり方は変えたのでしょうかということ伺ったところ、留意事項に従って進めていますという、答弁が曖昧でよくわからなかったのですけれども、結局のところ、最低生活費の差し押さえは行っていない、やめたということなのでしょうか。伺います。

○三ツ橋国保医療年金課長 給与等の差し押さえに関しましては、生活最低限度の、国税徴収法に基づきまして対応しております。

○石田（ち）委員 預金口座に振り込まれた場合はということですので、給与が預金口座に入れば、

それは預金という形になりますので、最低生活費を残さずに全て差し押さえるということをこの間ずっと区はしてきたわけですが、そうすると、預貯金の口座に入った場合でも、最低生活費は残すということですか。

○三ツ橋国保医療年金課長 今までも区は国税徴収法に基づき、徴収、差し押さえ等を実施してまいりました。したがって、給与等につきましては生活最低限度の部分は確保しております。

また、預貯金の債権につきましても、部長が答弁いたしましたように、預貯金に入る場合には、最高裁の判決のとおり、預貯金差し押さえ禁止に係る給付金も、預貯金に振り込まれた場合には、預貯金債権に転化いたしますので、引き続き区といたしましては、変わりなく対応してまいります。

○石田（ち）委員 給料も預貯金口座に振り込まれれば、最低生活費を残さずに、今までどおり差し押さえを進めていくということでした。

最低生活費は残すことというのが厚生労働省からの通達でも、要は最低生活費は差し押さえることができないということを明言しているわけです。ですので、失業や疾病や事業の不振などでやむを得ず国保料を滞納、また、払えないことになった、そうした人たちにさらに追い打ちをかける、命と健康を脅かし、さらに貧困にたたき落とすようなことを行政がやるというのは、私は本当に理解できません。

留意事項にあるように、最低生活費は差し押さえることができない。これに従って、今まで言ってきた預貯金口座に振り込まれた場合は差し押さえ禁止財産にはならないというこの姿勢を変えるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○三ツ橋国保医療年金課長 保険料は、本来自主納付が原則と考えております。したがって、納付に応じない一部の被保険者の方に対しましては、納付相談等を行っております。

差し押さえるの前には、引き続き個々人の状況に応じて丁寧に対応してまいります。

○石田（ち）委員 今、課長が言うとおりに、本来、強制されずにみずから進んで支払うものが国保料だし税金なのです。ですけれども、滞納処分ですら市民生活を破壊してはならないというのが国税徴収法の本質ですから、幾ら滞納していると言っても、皆さん少しずつ分納計画をして払っている方がほとんどです。そういう方に、区の都合でもっと払えないかといって、払えないから差し押さえるという、この払っている方にも差し押さえをするという本当にむごい、無慈悲な差し押さえがこの品川ではやられているということで、この姿勢を変えないと、この間、言ってきましたけれども、自殺者も生み出しかねない私たちは思っていますので、引き続きここは求めていきたいと思っています。

それで、厚生労働省の留意事項では、最低生活費は差し押さえることができないことと、生活を著しく困窮させるおそれがあるときは滞納処分の停止ができることを自治体に通知しました。

この滞納処分の停止は品川区は何件くらいあるのか、伺いたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長 執行停止につきましては、約3,200件でございます。

○石田（ち）委員 困窮される方は、滞納処分の停止をするべきだと思うのです。

それと、9月30日が国保の期限だったと思うのです。たしか1年以上の滞納者は、これが短期証になるかと思うのですけれども、基本的にはとりにきてもらうものだと思うのですが、1カ月たつてもとりにこないときは郵送されるはずなのですけれども、現在、区のほうでとめ置いているものが何件あるか、伺いたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長 おおよそ1カ月程度とめ置いておりますけれども、今、とめ置いておりますのは600件程度でございます。

○石田（ち）委員 1カ月たつてもとりにこないときは郵送されるはずなのです。9月30日までの

期限で、そして10月を過ぎて、もう11月に入って、1カ月たっているのに、なぜ600件もとめ置いているのか、伺いたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長 おおよそ1カ月程度と申し上げておまして、1カ月とはっきり申し上げたわけではございません。したがって、1カ月程度の中に含まれていると思われま。

○石田（ち）委員 600件もとめ置いているというところでは、とりにこさせるという……。〔時間切れにより答弁なし〕

○鈴木（博）委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 143ページ、児童相談所移管推進経費と、151ページ、子育て支援センターです。

まず児童相談所のほうで、基本的な考え方をお尋ねするのですが、22区が移管を表明したと、品川区もそうですが、東京都には中央児童相談所が現行の児童相談センターとして残ると考えられます。

将来にわたって児童相談センターと新たな区立の児相との関係は、設置主体が異なるのですけれども、どのような関係になるのでしょうか。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長 都立の児童相談所と区立の児童相談所の関係でございますけれども、委員からご指摘のございましたように、同じ児童相談所設置主体ということで、並列ということになりまして、案件に応じて事業の協力をお願いしたりといったことの関係になります。

○高橋（し）委員 案件に応じて協力体制を持っていくという、中央児童相談所というところとの関係が非常に大事になると思うので、その点を含めて検討していただきたいと思います。

それから、職員体制ですけれども、現在の児童相談所は課長級の職員が所長になっています。聞くところによりますと、こちらは以前までは部長級の職員が所長であったとお聞きしております。児童福祉司は全員係長級の職員であったと伺っております。現在はスーパーバイザーと言われる方がいらっしゃるが、主任主事クラスが児童福祉司として位置づけられているとお聞きしています。

そこで、専門職員の配置という観点から、区立の児相の所長の位置づけをどのように考えて、かつ、こういった職員の育成をどのように進めていかれるかということをお伺いします。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長 新しく設立を目指しております区立児童相談所の職員の関係でございます。まず所長の格付というお尋ねかと思いますが、こちらは委員からもご紹介ありましたように、部長級ということもあるでしょうし、ほかの自治体によって、もしかしたら課長というところもあるかもしれません。まだ私どもで直接的にはなじみのない事業でございますので、先行区の事例も研究しながら、処遇も検討していきたいと思っております。

それから2点目の専門職員の育成に関しましては、これまでも東京都の児童相談所もしくは近隣の児童相談所に職員を派遣しておまして、OJTという形で業務を習得して、それを持ち帰っていただいて、区の仕事に活かしていただくということでございます。

3点目でございます。いわゆる児童福祉司という言葉でございますけれども、こちらは児童相談所にいるケースワーカーを総称しているものでございますので、これが必ずしも係長級ですとか課長代理級ということにひもづいているわけではございませんので、補足させていただければと思います。

○高橋（し）委員 それぞれ詳しくありがとうございます。所長が部長級か課長級かということは、この施設の重要度、位置づけ、それをどのように考えていくかということになるのではないかと思います。今、他自治体のことも研究して検討していくというお話があったので、児童相談所の位置づけも含めて、非常に重要な施設ですので、そういった立場を考えていただければと思います。

そして、児童福祉司のほうはご指摘どうもありがとうございます。

所長がいきなりそういった形で課長級の方が来ることをどういった形で育成というか、研修していくかということもお尋ねしたかったのですが、時間があれなので、それはまた別の機会で、先日、本会議の他の議員の質問のご答弁に、スーパーバイザーのことがありました。区職員からの措置ではなく、外部人材も含めて検討するというご答弁だったのですが、具体的にどのような方を想定しているのか、もしおわかりになれば、お願いします。

○黒田人事課長 ただいまのスーパーバイザーにつきましては、特別区全体で児童相談所の経験者を採用できないかということで検討を進めておりまして、採用制度も含めて、人材確保について23区全体で考えているところでございます。

○高橋（し）委員 これは世田谷区の資料なのですが、児童福祉司、スーパーバイザー候補者については、派遣を開始していて、それで区の児童相談所開設までは複数年をかけて研修を積むとあります。そして開設当初は子どもの家庭や云々を最優先に考え、専門職を含め云々とありまして、それで特別区区長会を通じ、都に要請するというような形で世田谷区は考えておられます。

今お話があったように、外からの人材も含めて、ぜひ児童相談所に資する方を採用していただきたいと思えます。

児童相談所についてはそこで、子育て支援センターについて伺います。

現在の児童虐待の相談窓口は子育て支援センター、家庭あんしんセンター内にあります。こちらの担当窓口で、平成29年度は虐待相談は280件以上あったということです。児童相談所が移管した後、この機関の位置づけはどのようになるのでしょうか。お尋ねいたします。

○高山子ども育成課長 あんしんセンター内の子育て支援センターの今後の位置づけということでございます。

現在、児童相談所移管に向けて、総合的な品川区における相談体制を検討する中では、いわゆる従前からの市町村機能と、それから児童相談所の新しい都道府県機能をどのように融合させていくか、あるいは引き続き分離していくか、その点については検討しているところでございます。

統合するメリット、それから分離するメリット、双方ございますので、具体については今しばらく時間をかけて検討してまいります。

○高橋（し）委員 平成27年度の決算審議の中で、子ども育成課長は、児童相談所移管の際には一元化が図られることで、今以上にケース管理についてはきめ細やかな対応が図られるというご答弁をされています。

今の中で、一元化も含めて検討されるということですので、ぜひそこは窓口としてきちんとやっていただきたいのですが、もう1つですけれども、今、福栄会が指定管理でやっているのですが、そのようなことで重要性を鑑みると、将来的な位置づけや職員の育成ということを考えると、児童相談所移管を見据えて、これは早急にこの部分を直営に戻すべきだと考えるのです。

指定管理者制度を否定するわけではありません。ほかのところできちんとやっていただいているのはあれですけれども、事、ここに関しては、重要性を鑑みたときには、直営に戻す必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○高山子ども育成課長 市町村における子ども家庭支援センターの今後のことかと思えます。

品川区と江東区以外は、基本的にはこうした家庭支援に係る直接の部門は区の直営の職員が担っているところでございます。歴史的に福栄会とこの役割を分担してきているというところでございます。

今回、児童相談体制の市区町村の役割について再度定義していくという中では、この部分は引き続き福栄会に担っていただくのか、あるいは区で一元的に統合するかという点については、なお時間がかかる話だと思います。

具体的には、人材育成が長期的にできませんので、子育て支援センターの中におります虐待ワーカーなどは複数年の経験を持つ、いわゆる即戦力のベテラン職員ですので、こうした職員につきましては、引き続き活用しつつも、区職員の内部の育成を並行して進める中で、将来的には一元化、直営化ということも十分視野に入ってくるものだと考えております。

○高橋（し）委員 品川区と江東区が指定管理で、ほかは直営だということですので、ぜひ直営化に向けて進めていただきたいと思います。

最後ですけれども、児童相談所を移管した場合は、本来業務のほかに設置市としての事務が多数増えると同っています。それについて、受け入れ体制や実施方法の検討は、現在、どのようにされているのでしょうか。里親に関する事務だとか療育手帳に関する判定事務とかが入ってきますので。

○二ノ宮児童相談所移管担当課長 児童相談所設置市事務と呼ばれる事務がおりて来ることとなります。こういった点も鑑みまして、現在、区では児童相談所移管推進委員会を去年立ち上げまして、関係部課長内で情報の共有等図っているところでございます。

○高橋（し）委員 関連することが各所管にかかわってきますので、今の委員会で、設置市としての新たな設置市事務を検討してください。

○鈴木（博）委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 141ページ、障害者まつりから入るのですが、障害者福祉課だけではなく、相当いろいろな課にまたがるので、どうして障害者福祉課にと思ったのですが、障害者スポーツをやりたいのですが、障害者団体のことは多分障害者福祉課が一番知っていると思ったので、ここから入りたいと思います。

先日、福祉まつり等でスポーツをやっていただきました。障害者団体の方も健常者の方と一緒にいろいろなことをやられて、大変喜んでいたというか、よかったと言っています。我々も障害者団体のスポーツ大会とか見にいきますけれども、どうしても障害者の方々のみでやるというのが多い。

先ほどもちょっと話がありましたけれども、未就学児や児童、そこはインクルーズドの中でやるけれども、見る方がいらっしゃる。だけれども、もっと広がって、一般の健常者の方もいたり、いろいろな方がいた中で、どういうふうと一緒にやれるかという模索をしてみたほうがいいだろうという話をしたときに、福祉まつりのああいふ形をもっといろいろなところに増やしていけないかと。

一番いいのは、例えば町会・自治会なり商店街なりでもいろいろなイベントを組んでいる、その中でいろいろな形で障害者の方と遊べるものは何かといたら、ホッケーなんかも遊べますよなんていうお話も聞いたのだけれども、こういうことをひとつ後押ししてあげる、そうすると、もっともっと障害者スポーツが広がっていくと思っています。

ですから、こちら辺のところで、私も町会なんかちょっと話をしたら、声があったのは、何かあったら誰が責任をとるのという声が出てきてしまう。やっぱり心配だし、その子どもたちを見て、大変なのではないか、町会イベントをやっているのにという声が出てくるのは事実であります。

だから、もうちょっと一押ししてあげれば、町会とか商店街のイベントでも、障害者の、未就学児というと小さ過ぎるけれども、児童とかとは一緒にいろいろなことができ、スポーツに親しむことができると思うのだけれども、そこら辺の一声かけていただくというか、もうちょっとこういうふうにして

いきましょうという話があつていいと思うのだけれども、そこら辺の考えを教えてください。

○松山障害者福祉課長 確かに委員ご指摘のとおり、障害者のお祭りのときは、障害のある方もない方も一緒にということで、本当に楽しんでいただきました。

また、地域によりましては、先日、私も参加したのですが、旗の台のグラウンドゴルフ大会ですね、あちらは旗の台地区、やはり会館があることもありまして、非常にご理解いただきまして、障害者の方とともに21回のグラウンドゴルフ大会が続いているということで、継続して、自然な形で行われておりました。

また、育成会の主催する運動会で来賓で来ていただいた委員の方々も一緒に風船バレー等も行っていただいたというところでございます。

町会の中で、何があればそういったことが生み出されるのか、あるいは自然に、たった1つの、1回限りの単発ではなくて、継続して地域の中であまり負担がなく行われるのかということにつきましては、またいろいろなお声を聞きながら、町会の方々あるいは当事者の方々のお声を聞きながら進めていきたいなと思っています。

○石田（秀）委員 パラリンピックもあるわけでありまして、その後、次、いろいろな形でやっていこうなんて話もあるわけですから、ぜひそういうのを、普通に一緒になってやれるという形がとればいいと思っているので、お声がけしていただきたい。

その中で、先日、特別委員会で日本財団のパラアリーナに行ってきました。このパラアリーナというのは、日本財団が社会貢献でやっているみたいなので、費用は建設費から運営費から、全部日本財団が持っています。期間限定で、それはパラリンピックが終わるまでということで今やっている。だけど、これは品川区の中にある施設でありまして、ぜひこれを活かすべきかなと思ったのが1つ。

これをもっともっと広げて活かしていく。そのときに障害者の皆さんといろいろなことをやるときは、ぜひ一緒になって、今はアスリートのために使うけれども、あいているときもあるので、一緒にぜひそういうのを使ってもいいという話があつた。そういう模索をまずしていただきたいのが1つ。

それから、ここは日本財団だったので、これがいいのか悪いのかわからないけれども、チャレンジデーというのがあります。これは笹川スポーツ財団がやっているのです。そのときにも質問したけれども、日本財団と笹川スポーツ財団は関係はあつてよく知っていますと。一緒にいろいろなことをやる時もありますとおっしゃっていたけれども、ここについては全然ノータッチでやっていますという話があつたけれども、もし笹川スポーツ財団のチャレンジデーなりをやるという形になれば、今度、パラリンピックが終わった後は何も決まっていないという話でした。

決まっていないのであれば、そこの建物を活用してもらおうというのも品川区の1つの考え方だろうし、これは我々の会派としては、障害者スポーツセンターを誘致しようと言っているわけです。あそこは建物自体がそういうふうになり得る、ジムから全てのものがアスリートをつくらうとしているわけだから、障害者スポーツセンターになり得る施設ができているわけです。

終わった後、それを国がやるのか財団がやるのか、どこがやるのかといつても、それを残してもらおう形の話ができれば、品川区内に障害者スポーツセンターができることになるわけです。

だから、そういうのもぜひ考え方として模索していただきたいと思うのですが、こうやって結びつけていって、そこまでいけないかなと思つていまして、そこら辺の考え方を教えてください。

○辻オリンピック・パラリンピック準備課長 それでは私から、日本財団のパラアリーナとの連携についてお答えいたします。

先日見学にいきまして、こちらは今年の6月にオープンしました。2020大会に向けて、パラスポーツの競技力向上ということで、パラアスリート専用の競技場でございます。一義的には車椅子バスケットですとかウィルチェアーラグビーといったような、なかなか体育館を借りられない競技団体向けに、2020大会で上を目指すといいますが、そのための施設として貸し出しをしているところがございますが、担当者の方も、あいているときには地元と連携したようなこともやりたいということで、パラスポーツの普及にも目を向けているということでございました。

まだ6月にできたばかりで、運営のほうも少しずつといったところがございまして、これから私たちも、せっかく品川区にあるのですから、どういった形で一緒にできるのか、どういう連携をしながら一緒に事業ができるのかというのは、模索しながら検討していきたいと思っております。

○石田（秀）委員　ぜひよろしくお願ひします。チャレンジデーの話はいいです。笹川スポーツ財団がやっているよというので、江戸川区が23区の中では一つやっていますので、ぜひそれもあわせてやっていただくと、日本財団との絡みもできると思うし、それはお願いだけしておきます。

もう1つは、これは地域包括ケア、介護の241ページに行くのか、生活保護なのかわからないのだけれども、考え方の問題だけ聞きたいと思っています。

今、アメリカのトランプ大統領も声高に46%の人は納税していないのだと。移民受け入れ、あれだけ多民族国家なのに、移民の話もあんなに出してきた。ブラジルもそういう感じの話だったし、ドイツは移民の受け入れに優しい国だと思っていたら、それは選挙で負けてしまう。こういうことが起きてきている。

品川でも、平成29年度を見てみると、納税者の57%しか納税していない。そういう形の中で、その中で200万円以下の課税標準額の方は49.4%という現状がある。そうなったときに、今、国でも外国人の受け入れをしていこうよということもある。その方々の議論を聞いていると、外国人の例えば家族の保証はどうするのかとか、行方不明者の問題はどのようにするのかとか、犯罪行為がどうだという話が、これは日本でそういう話をしているよりも、まず受け入れる、その中で、まず消費税は払うのであれば、消費税を払ってくれるのだったら税の負担をしているのだよという感じになるではないですか。

生活保護だって、日本総中流家庭というのが一番スタートしていて、そういう形になって、納税もしてくると、では、何で相互扶助はわかるけれども、なかなかそういうことは言えないけれども、相互扶助をしっかり我々は受けて、納税もするけれども、そこら辺はもっときっちりやってくれよと。そういう形の人たちを助けていくには。そういう声が上がってくるのは、私は事実だと思っている。

だから、生活福祉課の方にはそこら辺の感覚だけ教えていただきたいのと、あともう1つは、外国人を雇用していくとなると、これは単純労働の問題もあるけれども、例えば私の子ども、20代から30ぐらいになる子どもたちは、小さいころから、例えば飲食系に行ったら外国人の方が働いていらっやるといって、あまりそんな違和感がないのだね。だけど、高齢者の方はまだ違和感があつたりするということもある。

そういうふうになってきたときに、介護の部分でどうやって人材育成をしていくのか。これは地域包括ケアの中でも外国人の雇用が非常に必要だと思っているので、ここの感覚の問題と、あとは地域包括ケアだとやっぱり住まいという問題があるので、住まいが中心となったときに、地域で8割の方は生まれ育ったこの地域や近所のところという話はわかるけれども、地方では施設はあいてきているわけだから、そういう活用、連携の仕方というのは、包括ケアの中で私は必要だと思って、そこにどう触れていくのか。

それからもう1つは、介護と医療の連携と言ってきたのだけれども、それは老健の2軒目ができて、あそこにはケア協も入って、それからいろいろな形でリハビリもある。そうなったときに、まだ始まったばかりだからうまく連携がとれないかもしれないけれども、これでやっと介護と医療の連携がモデル的に始まっていくわけです。ここはすごい支援をしてあげないと、うまい医療と介護の連携ができないと思っているので、そこら辺の考え方をぜひ教えていただきたいと思います。

○矢木生活福祉課長 ただいまの生活保護につきまして、納税者等のお話がありました。確かに生活保護は最低生活の保障とともに、自立の助長を目的としているものでございます。

委員ご指摘のとおり、納税者の理解というのは最も尊重すべきことでございますので、こちら、6月の法改正にもございましたが、私ども、一層の生活保護受給者の自立の助長を図ってまいりたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長 まず、介護分野における外国人の雇用につきましては、報道等で負の面につきまして幾つかの報道があるように聞いておりますけれども、実際に成功事例等も多々ございます。実際に見学にいたりして情報収集等もしておりますので、人材不足等の問題も含めまして、外国人雇用については、情報収集に今後努めていきたいと思っております。

それから、北品川の新規に開設したリハビリテーションパークですけれども、リハビリ病院と老健併設ということで、委員ご指摘のとおり、医療連携がしっかり強まっております、いわゆる急性期のリハビリから在宅期のリハビリへの連携がうまくとれていると。

実際に難しいのは、そこから在宅に戻るところということで、その辺の部分を含めまして、施設内にはケア協議会の事務所も入っておりますので、そこから在宅へ向けての支援は、ケア協議会の支援とあわせてしっかりやっていきたいと思っております。

○石田（秀）委員 もう1個、地方の活用だけお答えいただいて、終わりにします。

○寺嶋高齢者福祉課長 失礼いたしました。今、多摩地区を中心に空きベッドが結構あるという情報がありまして、ネットワークができておまして、区の担当者も定期的にそちらの会合に出席して、状況の把握をしております。

区外との協力につきましても、ご希望がありましたら積極的にPRしていきたいと考えています。

○石田（秀）委員 青梅はもちろんそうだと思いますけれども、さまざまな面があると思います。特養だけではなく、グループホームにしても、どういう形にしても、こういうことを言うとあれだけれども、私の知っている方も有料老人ホーム、下館とか木更津に入っていらっしゃる方もいるけれども、認知が進んで家族が行ってもわからないので、あそこで楽しくやっているの、それで十分だと思うという方もいらっしゃる。

そうすると、それは別に特養だけでなく、グループホームなり何なり、いろいろな施設の中で空きが出てきている部分は、ぜひ活用していただきたいと思います。

○鈴木（博）委員長 次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員 私からは、147ページの保育園について、144ページ、子ども食堂について、144ページ、子育て支援について、それとAIの活用などについてお伺いしていきます。

まず初めに、保育園についてですが、今、いろいろ課題となっているおむつの持ち帰りの件について、品川区内の保育園がどのようになっているのか。決算書の中のどこに処理費用が入っているのか、お知らせください。

それと午前中にも出ていましたが、公園の利用調整についてですが、今、インターネット等も活用す

ると、例えば知っているかどうかかわからないですが、「調整さん」という日程を調整するものがあるのですけれども、これだけでなくもいいですが、こういったようなものを活用することによって、園同士のいろいろなコミュニケーションがとれるのではないかなと思うのですが、その辺のご見解をお聞かせください。

それと、147ページの事業所内保育があります。3園18人。これの中身、どのようなものなのか、教えてください。

○吉田保育施設調整担当課長 148ページのシーツクリーニング委託等で2,904万円余のところがあるのですけれども、そちらの中に金額は含んでおります。区立園の場合は、園で処分しています。

○佐藤保育課長 保育園同士のコミュニケーションツールといたしますか、情報共有の関係でございますけれども、公立保育園に関しましては区全体でグループウェアに入っておりますので、その辺でメール、回覧板等でコミュニケーションを図っているところでございます。

○大澤保育支援課長 事業所内保育でございますけれども、こちらは地域型保育事業の中の1つで、地域のお子さんと事業所内のお子さんを一緒に保育する施設でございますが、区内にはございませんので、こちらに出ているのは、区民のお子さんで区外の事業所内保育に通っているお子さんの分が計上されております。

○石田（し）委員 まずおむつは、区立保育園は全園、園で処分していただいているということですが、例えば私立保育園含めて、区内の現状がもしわかれば、わかる範囲で教えていただきたいと思えます。

公園利用調整の、いわゆる園と園の連携ですけれども、区立保育園はグループウェアでできているかもしれないですけれども、では、今、区立保育園だけではないですよ、品川区内で。品川区のお子様たちも私立保育園等に通われている中で、区立だろうが私立だろうが、保育園という大きな枠の中でどのように連携していくのかというのをぜひ考えていただきたいと思うのですが、そのお考えを改めて教えてください。

事業所内保育ですが、今、いろいろな課題はあるけれども、企業主導型の保育事業というのがあって、品川区としてこの事業所内保育というのは、今年度も1園400万円の予算が計上されていますが、事業所内保育について、今後、企業主導型の保育事業をどのように区としては考えていくのか。その辺も教えてください。

○大澤保育支援課長 まず、おむつのことでございますけれども、私立保育園は全園調査はしてございませんが、ほぼ園での処分という傾向でございます。

あと公園の利用につきましては、システムでということ、いろいろ課題もあるのかなと思いますので、今後の研究課題とさせていただきます。

企業主導型につきましては、国が強力に進めているということで、事業所内保育よりも大分自由度が高いということで、企業も、今、企業主導型を選ぶ方が多くなっています。

区としては、事業所内保育についても、ご相談があればもちろん支援してまいります、企業主導型が出てからご相談のほうもなくなりましたので、今後、こちらの事業としては縮小傾向にあるのではないかと見ております。

○石田（し）委員 特に事業所内保育は、なかなか1社でやるというのは難しいのかなと思うので、例えば中小企業の方たちで、地域にある中小企業が連携して、企業主導型の保育事業ができれば、もっといいのかなと思いますので、ぜひその辺も含めてご検討をお願いいたします。

子ども食堂についてですが、区内の現状と、区がどのように子ども食堂について支援しているのか、お知らせください。

それと子育て支援について、先日、あるタレントの方がブログで、子どもを3人連れて児童館に行ったら、ルールがあってお断りされてしまったというのがニュース等で流れました。

この件について、品川区内で児童が利用する区の施設、児童センター含めて、区の施設でこういった3人以上の子どもを連れていくと利用できませんよというルールがある施設はあるのかどうか。また、ルール等はどのように各施設で周知されているのか、教えてください。

○廣田子ども家庭支援課長 まず、区内の子ども食堂の現状でございますけれども、区内に現在17カ所子ども食堂ができております。開設予定を含めると、今年度内には20カ所ぐらいになるのかなという状況になっております。

どういった支援を行っているかというところなのですけれども、まず子ども食堂同士の情報共有がしたいということなので、ネットワークをつくっておまして、ネットワーク会員が127という大所帯になっておまして、年2回開催しております。6月に子ども食堂フォーラムを開いたところ、今まで企業の会員が2社しかなかったのですけれども、現在18社ということで、今年度からは会社を集めた会議と子ども食堂の運営者との意見交換をと考えておまして、支援の輪が広がるようにという形を考えております。

地域企業にどう支援していただくかというところを、どんなことが必要かということについてご理解いただくような活動をこれから広げていこうと思っているところでございます。

○高山子ども育成課長 それでは私から、児童館の利用に関する制限のお話ということで、子ども未来部の所管で申しますと、児童センター、ポップンルーム、子育て交流サロン、それから子育て支援センターなど、特にお子さん連れの利用制限ということで人数等の制限は設けておりませんので、特段そのことについての周知もございません。

○石田（し）委員 子ども食堂ですが、場所と人と食材と、そのほかいろいろ広報の費用がかかってくるのかなと思います。そこで、例えば場所に関して、なかなか場所を継続的に確保できないというところがあったときに、区として、例えば区役所の食堂だったり、各施設の調理室だったり、学校の家庭科室など、そういったところをうまく活用できれば、場所の提供は何らかの支援ができるのかなと思うのですけれども、その辺は今どうなっているのかと、今後どのようにしていくか、お聞かせください。

子ども3人以上のルールはないということですが、例えばプールはどうなのですか。今回問題になっているのは、いろいろな遊具があって、大人1人につき子ども2人までですよというルールでお断りをしたという報道ですが、例えばプールがどのようになっているのか、お知らせいただきたいと思います。

○廣田子ども家庭支援課長 子ども食堂の場所なのですけれども、今現在、会社が社員食堂を貸して下さっているところと、社員食堂だったところを貸して下さっているところ、神社が貸して下さっているところ等もございますので、そういう支援をつなげていくというところが、場所を提供して下さる地域の方を探すというのが1つと、区の施設につきましては、今現在、ゆうゆうプラザを借りてやっているところもありますけれども、八潮については、八潮の地域センター内にある料理講習室を借りて試行をしてみたりしているので、区の施設に関しても、本来の利用目的を邪魔しない範囲で使えるものについては、可能性を当たっていこうと考えております。

○高山子ども育成課長 プールの使用に関してのお尋ねでございます。児童センターなどで行っているようなプール開放につきましては、保護者もいるので、利用の制限について特にルールづけなどして

おりませんが、その他の区有施設については把握しておりません。

○石田（し）委員　子ども3人以上のルールですが、もちろん安全第一というのは私も理解します。しかしながら、少子化対策をさまざましている中で、お子さんが3人いる家庭がそういった施設の利用ができないというの、社会の課題になっているのかなと思います。

今、児童センター等はそういったルールがないということですが、私が確認している限り、プール等もそういったルールがある施設があるといったことがあるので、ぜひそういった部分に関しては、子育て支援の担当課としてもしっかり把握していただいて、できる限り、弊害がないように、いろいろな試行錯誤をして取り組んでいただきたいと思います。

それと、A Iの活用についてですが、以前、予算委員会等でも保育施設の選考についてA Iを活用してはどうかという話をさせていただきました。今日は民生費ですので、保育施設の選考や、介護ケアプランなどのA Iの活用について、お考えをお知らせください。

また、今、いろいろそういった最新のテクノロジーがある中で、障害者の方の日常の生活用具の補助等もされていると思うのですが、そういったものにi P a dが支給対象になるとか、そういったことが進められるべきかなと思うのですが、その辺のお考えも教えてください。

○佐藤保育課長　保育園の入園に係るA Iの活用による入園審査の短縮の件に関しましては、新聞報道でも出ておりますので、区といたしましても既に検討しているところではございます。

ただ、既存の今入れているシステムに関しましても、ある程度自動で入園者を決定する機能もありますので、その辺とあわせて、今、まさに検討しているところではございます。

○寺嶋高齢者福祉課長　ケアプランのA I活用につきましては、今現在、国等が研究を進めているといった情報はこちらで把握しております。ただ、課題もあるというところもあわせて聞いておりますので、今後は推移を見守っていきたいと考えております。

○松山障害者福祉課長　日生具についてですが、現在対象にはなってございまして、例えば日生具の条件として、専門的知識や技術を要するもので、日常生活用品として一般的に普及していないものといったようなさまざまな条件がございまして。

○石田（し）委員　A Iの活用ですが、推移を見守るというお話ですけれども、推移を見守るのではなくて、どんどん活用に向けて、保育のほうは検討していただいている最中だということですが、介護ケアプランのほうも、もちろん課題があるのは僕もわかっていますけれども、これだけを使ってケアプランをつくるわけではなくて、あくまで一番初めの段階での活用で、その後、ケアマネジャー等が修正していただければ、もっと効率化にもなると思うので、推移を見守るのではなくて、ぜひ検討をスタートしていただければと思います。

○鈴木（博）委員長　次に、南委員。

○南委員　145ページの待機児解消について伺います。

来年4月、改めて伺いますけれども、入園申請についてのゼロ・1・2歳の予測数、そして受け入れ可能数をまず伺います。

○大澤保育支援課長　来年度4月の入園申請数の予測でございましてけれども、ゼロから2歳児までの総数で2,959人、そのうち2,347人の受け入れを予定しております。

○南委員　できたら年齢ごとに伺いたかったのですけれども、先に進みたいと思います。

入れない子どもの数はゼロから2歳について何人かと、この子どもたちはどういうふうになるのか。この間の区の対応では、認証保育園も含めた認可外保育園に何人入れて、あとその他の対策はどうかの

か。取り下げとかそういうことではなくて、どういうところに入れるのかということを知りたいと思います。

○大澤保育支援課長 現在の予測では、ゼロから2歳児までで不承諾の方は612人と見込んでおります。

不承諾のうち、認証保育所等、ほかの保育施設、また、企業主導型ですとか認可外保育施設を利用される、あとは定期利用保育を来年度も実施したいと考えておりますので、認可保育園の補完的な役割である保育施設でお預かりしていただくことになるかと思っております。

○南委員 定員の弾力化によって受け入れる数も何人かという具体的な数字を知りたいと思います。

せんだっての一般質問で、最後の部長のご答弁が、平成31年度におきましても認可保育園で938人の定員拡大を図ってまいりますという数字を示されました。938人という数は非常に大きな数だと思っているのですが、この中でゼロから1・2歳、一番入園希望の多い年齢の子どもたちは一体どのくらいいるのか、それを知りたいと思います。

○大澤保育支援課長 弾力化の数字でございますけれども、ゼロ歳が21人、1歳児が99人、2歳児が92人となっております。

新規園の定員拡大のゼロから2歳児の数字でございますが、ゼロから2歳合計で387人の拡大となっております。

○南委員 最後に答弁いただいた387人というのは、弾力化の数字ということでしょうか。そこを確認したいと思います。弾力化の数字を聞いたので、そこを教えてくださいと思います。

○大澤保育支援課長 ゼロから2歳児の弾力化で受け入れている数字としては合計で212人。先ほどの387人というのは、新規開設の園のゼロから2歳の定員の合計でございます。

○南委員 そうすると、私が一番聞きたい数字というのは、弾力化によって何人入れるのか、そこを聞きたかったのです。そこで改めて確認したかったのですが、弾力化による入園可能数というのは212人ということでしょうか。そこを確認したいと思います。

でないと先に進まないのです、よろしく申し上げます。

○大澤保育支援課長 弾力化の数字としては、212人で間違いございません。

○南委員 私は、212人の子どもが定数以上に保育園、待機児ですから認可保育園に入りたいというお母さんにとっては、わらをもすがるような思いでおられるのですから、入れてくれるということはありがたいことだとは思っていると思うのです。

しかし、この弾力化というのは、子どもの育ちにとって本当にいいのかどうか。そういうところから検証していく必要があるのではないかなと思うのです。そういう点について、区の認識を正していきたいと思うのです。

そろそろ区も待機児は解消された、そういう考え方を示していますよね。そうであるならば、こういう弾力化による保育園の入園というのは、改めていくべきだと思っているのです。弾力化はやめるべきで、やるべきことは、認可保育園の必要数の増設こそだと思うのです。そういう点についての認識を聞きたいと思うのです。

なぜなら、日本の国というのは、これ以上低く下げてはだめですよという最低の基準なのです。それは当然ご存じだと思うのですが、それを弾力化ということで基準以上に子どもを入園させている。待機児解消をしなくてはいけないという喫緊の課題があるから、そういう時期はある程度、悔しいけれども認めなくてはいけないかなと思ったりしているのですが、本来はやめていただきたいと思っ

ている。そういう思いで言うわけですが、やっぱり最低基準をさらに引き下げるだけでなく、子どもの育ち、発達に悪影響を及ぼす問題になるわけです。

23区の中で定員をオーバーして入園させている区というのは、平成17年度は6区、品川区も含めてです。今年度は4区、品川区もここに含まれています。そのオーバーしている区というのは、両方の2年間で品川区はトップクラス。定員をオーバーして子どもを入れているという状況なのです。

定数以上に子どもを詰め込んでいる。こういう実態について、品川区はどういうふうに認識しているのか。どう考えているのか。仕方がないと思っているのか、早く改善するためにこの状況が続いてきたのだと、これから改善していきたいと思っているのか。そういう認識について、まず伺います。

○佐藤保育課長 公立保育園における定員弾力化のご質問を2点いただきました。

1点目の定員弾力化の関係でございますが、既存の公立保育園は、大分余裕のあるつくりをさせていただいております。その関係で、法令の範囲内で定員を増やして待機児童対策に全力を挙げているところでございます。法令上、何の問題もなく、広さも確保しておりますし、保育士も配置しているので、何の問題もないと考えております。

2点目の、そうは言っても定員弾力化のやめる時期というところでございますが、そこは委員ご指摘のとおり、待機児童、大分減ってきておりますので、その辺も見極めまして、子ども子育て支援事業計画等々、いろいろ検討していきたいと思っております。

○南委員 詰め込んでいる問題についての認識を聞いたかたのですが、法令上、問題ないと。そして計画の中で進めていくのだというお話ですが、私は、少なくとも来年度、この時期にはやめるべきだということを強く求めたいと思っております。

広いから大丈夫なのだというご答弁でしたけれども、とんでもない。法令上、問題ないのだとおっしゃるのですが、法令上、問題ないというのは、経済財政諮問会議が保育需要が高まる中で基準を低めてでもまた供給を増やしていくのだと。民営化することによって、区立の保育園でなくてもいいのだという方向をずっと要求し続けてきている結果、自民党、公明党政治の中で、劣悪な環境基準を大事な時期の子どもの発達に強いる政策をとっているわけです。

法令上、問題ない。そういう法令を改悪しているわけです。広さがあるから十分なのだというのは、とんでもない認識だと私は指摘しておきたいと思っております。

子どもの育ちにとって、人間として生まれ成長していく、そういうスタートの時期に、劣悪な環境というのは子どもの将来においてもずっと影響を及ぼす問題だから、きちんとした基準、最低ではあるけれども、これをつくって曲がりなりにもやってきたわけです。

しかし、戦後70年、この最低基準は一度たりとも変わってきていないのです。劣悪な基準の中で、それをさらに悪くするような状況をよしとするなんていうことは、子どもの保育は少なくとも品川区はいろいろなところで品川の水準はいいのだということを豪語してこられましたけれども、そうであるなら、こんなことはやめるべきだと思うのです。

やっぱり子どもが生まれて育っていく間に、一番最初の時期には大人との密接な関係をしっかりつくっていくことが、発達に向かっていく中で大もとになって一番大事なのです。それは保育課の担当部課長はとっくにご存じのことだと思うのです。特定の大人との密接な関係がつけられて、安定して発達していくわけです。その密接な関係を、大人以外の人たちなどにもきちんとした関係がとれれば、新たに関心が向いて育っていくのです。発達していくのです。

そういう子どもの発達状況というのは、ずっと古くから言われていることであり、どんな時代になっ

ても、発達の流れ、方向は変わらない、基本原理。だから大事にしていきたいと思うわけです。

一番大もとの関係をつくる時期に、広いからいいのだということで多くの子どもを詰め込まれていく、大人との信頼関係をつくれなかったり、パッチワークのような保育士が入れかわる環境であれば落ちつかない、子どもの心の発達がスムーズにいかない。だから最低基準を少なくとも守る、そしてこの最低基準をどんどん改善させていく方向に進むべきなのですけれども、残念ながら自民党の政治がこういう状況を阻んでいるわけです。本当に悔しい。私はそう思います。ですから、こういう政治をやめさせなければいけないと思っています。

国が、そういうひどい状況であるにもかかわらず、そういう方向を進める。さらに劣悪な環境を推進させていく。自治体がそこにきちんと反映させないで一緒になって進めていくという点について問題があると思うのですけれども、子どもの発達の点から見て、劣悪な環境の中で保育されて、もしもゆがんでいくような状況になったら、誰が責任をとるのですか。一番最初の時期にきちんとした保育環境を整えることが大事だと思うのです。その認識について伺いたいと思います。

○佐藤保育課長 保育環境等のご質問でございますが、劣悪という表現が何をもちて劣悪と言っているのかよくわかりませんが、区といたしましては、法令を遵守して、認可保育園でございますので、保育室の広さも、保育士の数も適正に配置しているところです。

公立保育園の現場の保育士、日々、一生懸命働いておりますし、研修も真面目に出て、いろいろと勉強しているところでございます。今後も品川区の保育士として、さまざまな子どもの発達に向けて一生懸命頑張っていきたいと思っております。

○南委員 一人一人の子どもの育ちを本当に保障していく区政になっていただきたいと思います。

それで、幸いなことに、今、品川区内の公立も私立も企業型の保育所も、死亡事故こそ起きていません。本当にそれは幸いなことだと思います。でも、いつ起きるかもしれない、そういう状況だということ私を私は認識すべきだと思うのです。

この間の本会議のときにも紹介しましたがけれども、多くの子どもたちが10年間亡くなっているという状況を自分のこととして受けとめて対応していただきたいと思うのです。

そういう点で、待機児解消については、弾力化等々の詰め込みではなく、認可保育園、そういうものをつくって進めるべきだということを要求して終わりたいと思います。

○鈴木（博）委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、139ページ、高齢者住宅支援事業、141ページ、障害者就労訓練事業、149ページ、オアシスルーム事業の第三庁舎、この3点をお伺いしたいと思います。

まず高齢者住宅支援事業ですけれども、うちの会派から、新妻委員、そしてあくつ委員、続いて私も質問させていただきますが、重ならないように質問させていただきたいと思います。新規事業ですので、実効性のある事業となっていたいただきたいという思いから質問させていただきます。

改めまして、この事業について確認ですけれども、この事業が創設されたということは、これまで高齢者の住宅困窮、そして住宅の確保、こうしたことが解消に向かっていくと私は期待しております。ですが、今現在、この事業については、その期待がなかなか、申しわけないですが、持てない。そういう事業に感じられます。

事業の創設の考え方をまずお伺いしたいと思うのですけれども、これまでの住宅あつ旋の事業に加えて、新規事業を創設した目的、そして背景、経緯と区の思いですね。なぜこういう事業をここで創設してくれたのか。どういう思いでこの事業をつくったのか。そこら辺をまず確認させてください。

○宮尾高齢者地域支援課長 まず、住宅生活支援サービス事業の立ち上げに至った経緯等でございますが、私ども、あつ旋事業をはじめ、さまざまな高齢者の方向けの住宅支援事業を展開させていただいております。

その中で、日々の相談ですとか関係者の方からお聞きする声の中で、特に家主が高齢者の方にお部屋をお貸しするに当たって不安に思っていること、逆に高齢者の方からこういう理由で転居がなかなか思うように進まないといった、双方からお声をお聞きする機会がございました。その双方の声を何とか結びつける、あるいは形にできないかというところで、この事業で少しでも、そういう方が1人でも転居がかなえばというところで、この制度を立ち上げたところでございます。

○こんの委員 今、経緯、思いを伺いました。そうしますと、住宅の確保が難しい高齢者の思いと、そして住宅をスムーズになかなか貸していただけない不動産屋や大家の思いを何とか解消する、そういう思いでというところで、では、この事業の要件です。どういった方が対象になる事業になっているのか。本当に今おっしゃったような両者を結びつけるような、そういう事業になっていらっしゃるのかどうか。この事業に対してはどのように感じていらっしゃるのでしょうか。

○宮尾高齢者地域支援課長 先ほど実績がまだ今日時点で実際にこのサービスの契約に至った方がお一人というところで、我々も決してこれでいいと思っておりません。

8月にスタートさせていただいて、いろいろな課題も見えてきているところでございます。さらに、もっともいろいろな方に周知も必要だということも感じております。

これからも利用者の方、関係者の方の声もしっかりお聞きして、あるいは日々お受けするさまざまな事例の中から、その声をしっかりと受けとめて、よりよい制度、より使いやすい制度にしていきたいと思っております。

○こんの委員 これからいろいろなお声を伺ってというご答弁がありました。

先ほどのご答弁の中で、年間700件のご相談を受ける、あるいは8月1日から160件のご相談を受けてきた。これ、ものすごい数のご相談を受けていると思うのです。これは、住宅だけではなく、いろいろな関連のご相談も含めてというご答弁だったので、ものすごい数が出ているわけですが、住宅だけではないご相談も含めて、これだけのご相談を受けていらっしゃるにもかかわらず、これから声を聞くというその姿勢が、私はどうなのかなと思ったのです。

これまでもあつ旋事業の中でご相談を受けてきた。その中でも課題は見えてきたはずなのです。見えている課題をどのようにこれまで処理をされてきたのか、対応してきたのかを見ると、700件、160件、そして実績が8月1日からだからまだ5件しかない、あるいは成立に至ったのは1件しかない。それはそうでしょう。

でも、今まで受けてきた相談をどのように分析されてきたのかというところが、私は、せっかくなかった新規事業がどうしてそういうところに盛り込まれていないのかなという感が否めないのです。この点について、もう一度ご答弁ください。

○宮尾高齢者地域支援課長 この制度を立ち上げる前にも、いろいろなお声を、当然私ども、承っております。その中で、この制度で一定程度のニーズはあると。お申し込みもご成約もいただけると踏んで、この制度を立ち上げさせていただいたところでございます。

ただ、事業の立ち上げの前に想定していたこと、考えていたことと、実際にご利用者あるいは相談にお見えになる方のお声の中で、課題といいますか、実際に思っていなかったこと、そういったことも多々声をお聞きしている日々でございます。

ですので、これから少しずつではあるかもしれませんが、よりよい制度、より使いやすい制度というふうに考えていきたいと思っております。

○こんの委員 今おっしゃってくださったことは大事なことであり、言葉はちょっとあれですが、当然そのことは思っていてやっていただくものだと思います。

その中で、私もこれまで何件も高齢者の方のご相談を受けて、一緒に不動産屋に行ったり、物件探しをしたりということはお手伝いをさせていただいて支援をしてきました。どれだけ高齢者の方のお住まい探しにご苦労があるか。例えば同行しても、なかなか全てを利用者のご面倒を私が見れるわけではないので、最終的にこの方に大家が安心して貸してくれるまでにはいかない。やっぱり一定の安心感とそして信頼感のある行政がつくという、ここがポイントの事業だと思っているのです。

その事業が立ち上がったのは非常にうれしいのですが、ありがたいと思ったのですが、パッケージですね、サービスのパッケージ。1つは、先ほど40件の事業の説明なりご相談があったということですが、その中で5件しか申請に至らなかった。この40件は何で至らなかったのでしょうか。どこが引っかかって、申請に持ち込まなかったのか。一旦聞いて持ち帰ろうと思ったけれども、きっと困窮をして相談にいられていると思われるので、なぜ申請までいかなかったのか、そこら辺はどういうふうに分析されていますか。

○宮尾高齢者地域支援課長 お問い合わせをいただいた8月以降、40件のうち、まずはそもそも制度の内容がどういうものかといったところから、あとはそのほかに住宅支援の制度でどのようなものがあるか、こういったものも入っている部分もございます。

実際に5件というところで、差というところもあるのですが、まずこの事業の相談を受けるタイミングで、例えば1つには、高齢者住宅の受付が間もなく、今月末に控えていることもございます。それから、とにかく急いでいるからという方もいらっしゃいます。そういう方には、個々に、例えば協力店をご案内したりご紹介をさせていただいたりといった例も入っているところでございます。

○こんの委員 今ご説明いただいたところは多分あるのだろうと思います。それと同時に、先ほど申し上げたサービスのパッケージの中で、家財撤去の部分というのは、先に撤去費用を納めていただく、こうしたことのパッケージというのは確かに大事なことで、そこは大家も不動産屋も非常に心配のあるところなので、そこが担保されていることは安心感の1つだろうと思うのですが、利用者にしてみたら、そこも全てパッケージでないとその制度は使えないというところは、とてもハードルが高いですし、そこはどうなのかな、もうちょっとやりようがあるのではないかなと思われるのです。

このサービスのパッケージを、利用者も使いやすく、そして大家、不動産屋も安心して貸せるというものに変えていくというか、見直していくというか、そういうことが必要ではないかと思われそうですが、いかがでしょうか。

○宮尾高齢者地域支援課長 家財撤去の部分でございますが、家主にいろいろお話をお伺いする中で、やはり心配事としてすごく大きなものが、身寄りのない方がお亡くなりになってしまった後の家財処分のことを心配されている家主が非常に多くいらっしゃいました。そこを何とかできないかというところで、今回、サービスに組み込ませていただいたところでございます。

こちらは預託金という形でご契約時に費用をいただく形になるのですが、その費用の算出に当たっては、社会福祉協議会と何度も相談を重ねながら設定をさせていただいた金額でございます。

○こんの委員 預託金の関係は、これをお支払いできる方しか制度が使えない。逆に、不動産屋はそれを持っている人というか、払える人にしか区の制度で貸してあげることができないみたいなことにも

つながりませんか。というふうにも考えてしまいます。

いわゆる新たな貸し渋りみたいなことが起きてしまうとも限らないというところで、もう一步、この預託金を払えない方がいらっしゃる、そうした方が住宅を確保したいというところの観点からしても、この預託金の考え方というのは、ひとつ今後の課題として取り上げていただいて、実効性のある事業としていただきたいと考えますが、最後、ご答弁をお願いいたします。

○宮尾高齢者地域支援課長 預託金のあり方も含めまして、今後、委員おっしゃるように、実効性がより高まるように、これからもしっかりと必要に応じて制度の見直しを行うなど、検討していきたいと思っております。

○この委員 どうぞよろしくお願いいたします。あくつ委員からも新妻委員からもありました点も、あわせてこの改正に向けてお願いしたいと思います。

次の質問で、現状だけお聞きしたいと思います。障害者の就労訓練事業で、こちらはいろいろな事業所で訓練の事業が行われていると思いますけれども、東京チャレンジオフィス事業とかチャレンジ雇用とか、新たな行政の中でのお仕事、雇用をつくるというような東京都の働きがありますけれども、こうした東京都の事業、障害者の雇用を拡大する、雇用を創出するという観点からこういう事業が行われておりますが、品川区としてはどのようにこれを受けとめていますでしょうか。

○松山障害者福祉課長 東京チャレンジ雇用事業とかは存じております。区としましては、先ほどの就労訓練事業のところで、障害者就労支援センターがまずは相談窓口を行っているというのが現状です。そこと連携しながら、今、実績を積んでいるところでございます。

他区の状況も見ながら、実際問題、企業就職される方あるいはマッチングの問題、さまざまな課題等もございますので、研究してまいります。

○鈴木（博）委員長 次に、渡部委員。

○渡部委員 136ページの社会福祉協議会のところで、ボランティアについてを聞いていきたいと思っておりますので、ちょっと広がるかもしれません。それと150ページの児童センターについて少し聞いて終わろうかと思ったのですが、その前にやっぱりやらなければいけない、144ページから145ページの待機児童の話、さっき出てきまして、私たちの会派の考え方を先に申し上げますと、今年、待機児はゼロになったと思っています。私たちは、当然総合的な待機児童対策をお願いしている中で、何も認可だけではなくて、東京都が行っている認証保育ですとか家庭的保育ですとか、さまざまな手法の保育というものがあって、要は保育に預けなければならない人の行き場が全くないという人がどれぐらいいるかと考えたときに、品川区の中で需要と供給のバランスがとれたというのは、これは事実だと思いますので、その事実の確認をまずさせてください。

それと、これから品川区内で再開発が進んでいく中で、人口需要は増える。私たちも文教委員会等でこの先の開園予定も聞いていて、当然これは追いかけていくなさるだろうけれども、当面、需要と供給のバランスがとれるように、区は施策をこれからもどんどん打っていくのだというところの確認だけさせてください。

○大澤保育支援課長 実質的な待機児童ゼロということでございますが、個別のご事情を勘案すると、あいていてもその園には行けないという方もいらっしゃいますので、全くのゼロというのはなかなか難しいかとは思いますが、受け入れ枠としては、平成30年4月において、入りたいという人よりも受け入れ枠のほうが多かったということでございますので、実質的にはゼロということで間違いないと認識してございます。

今後でございますけれども、今年度、子ども・子育て計画を改定いたしまして、新たな人口推計に基づいて保育ニーズも算出しまして、その計画に沿って開設を進めていけば、このままの状況が保てると思っております。

平成32年以降も既に複数のご提案を保育事業者からいただいておりますので、それは達成できると見込んでおります。

○渡部委員 確認させていただきました。区民の方には正確な情報をお伝えするのが第一なのかなと考えていまして、私たちは正確な情報をもとに、区民の皆様の相談に乗っている。

いよいよ保育園の募集とかも始まるタイミングになって、ニュースで聞いた話なのですけども、ある自治体によっては第30希望までとるところがあるそうなのです。聞いたことはありますか。これは僕、テレビで見ている、すごいな、第30希望までとるのだと。この狭い二十何平方キロメートルの品川区の中で、第30希望までとれば、意外とみんないろいろなところに行けるのかなと。

その中で、社会的問題として、第1希望しか書かないで、あえて落選を狙っている方もいるということがマスコミ報道等でもされていて、区内にも一定数そういう方がいる、だから待機児はゼロにならないということも、残念なところではあるけれども、現実なのかなと思いますが、引き続き保育の問題は、国もしっかりやっていくと思いますので、区としてもどうぞよろしく願いいたします。

社会福祉協議会のところは、ボランティアセンターについて前にも質問させていただいて、社会福祉協議会はよくやってくださっていて、ボランティアセンターというのは日本全国どの市町村でも機能しています。その中で、仕組みというところを聞いたかったのだけれども、2点聞きます。

1点は、品川社会福祉協議会のホームページから品川ボランティアセンターをたどって行って、その中にCSRという言葉を見つけたので、CSRと見たときに、これは不勉強で申しわけなかったのだけれども、社協のほうで品川CSR企業連絡会というのがあって、これに27社加盟されていて、加盟企業がだーっと出ているのだけれども、あれ、品川区はCSRは七十幾つかあったかなと思って、これは品川区総務課でやっているのですか。CSR推進協議会七十何社というのと、この違いは何のですか。2つで似たようなことを別々にやっているのか、何か事業をちゃんと仕分けしてやっているのか。そこをまず聞かせてください。

それともう1点、ボランティアという観点で、何か災害が起こると、被災地でテントを張られて、地元の社会福祉協議会の方がどんと立って、ボランティアの募集をとったりする。いわゆるそれがどういふものなのか調べてみると、国のほうである程度ルール化されて、スタートが阪神淡路大震災のときだったということなのだけれども、災害ボランティアセンターを立ち上げることになっているのですね。

これ、社会福祉協議会、当然何かがあったときにこれが立ち上がるのだろうけれども、防災の話をやっているときと同じで、いつ何時、何があるかわからないのだけれども、これについて品川区と社会福祉協議会はしっかりと協議されていて、万が一こういうことが起こった場合、どういふふうにするみたいなルールがあるのかどうかというところ。

まず2点、お聞かせください。

○米田総務課長 では、CSR推進協議会のほうですけども、こちらは福祉以外にも環境であったりとか地域活動であったり、そういう社会貢献活動を区内で会員企業が一同になって行っていこうというようなことで、区が設置しております、会長は区長ということで、委員からご指摘のありましたように、現在75社の企業が参加しているものでございます。

これと、お尋ねのありました福祉のほうのCSR、言葉は似ているのですけれども、別の会議体とい

うことで捉えていただければと思います。

○古巻防災課長 災害時のボランティアセンターの役割といたしまして、区との連携に関してでございますけれども、災害時におきましては、地域防災計画の中で、品川区が社会福祉協議会に協力を要請しまして、災害時のボランティアセンターを設置・運営する形になっております。

役割といたしましては、品川区が統括いたしまして、ボランティアニーズの調査・受付、それから総務、資機材に関する業務を担当いたしまして、社会福祉協議会のほうはボランティアの受付・送り出し等、ボランティアに対応する業務を担当するという形で、地域防災計画上は定めがございます。

○渡部委員 今、社会福祉協議会のことで2つ一緒に質問したのはわけがあって、今、総務課長からの答弁で、福祉にかかわるところでおっしゃっていたけれども、これは福祉にかかわることだけを社会福祉協議会がボランティアセンターでやっているわけではないと思うのです。

いろいろホームページを見ていったときに、当然子どものことも福祉だろうし、高齢者のことも福祉なのだろうけれども、ボランティアというくくりで考えた場合、内容を見ている、全くそれだけではないので、だから、今、多分そういうお答えかなとはちょっと思っていたのだけれども、CSR協議会の方々がさまざまなことをやってくださるのは、ある意味、ボランティア。まちの掃除もボランティア。花壇の掃除もボランティアだと思っていて、現にボランティア協会とかを見ていると、そういうのもボランティアとして動いているわけですから、この辺の仕分けがどうなのかなと思ったので、問題提起だけします。答えがどういふものかというのは持ち合わせていません。

それと、災害ボランティアについては、説明はわかりました。災害はいつ何時あるかわからない状況の中で、23区、ほかの区がいいとか悪いとかではないのですけれども、災害ボランティアセンターを常時開設をしているところがあるのですね。何かあったときに備えようと。いつ何時あるかわからないのでというところで、常時開設している災害ボランティアセンターは、マッチングコーディネーターを募集していたり、それを大学と協定……、品川区も区内の各大学と協定を結ばれていますので、包括協定を結ばれているのでいろいろなことができるのだと思うけれども、大都市において災害が起きた、ボランティアの方が来てくれている、ただ、それを仕分けするにも相当数の人数が要するというところでのマッチングコーディネーターを育成しようとしているみたいなのだけれども、一歩踏み込んだ形で、ある程度しっかり連携を、ただ社会福祉協議会にお願いするのだというのではなくて、やっぱり区と社協とであわせて災害について常々考えていく機会を持たれたらどうなのかと。いや、持っているのだったら持っているのですよでいいのだと思います。

今回、社会福祉協議会のホームページを見ていると、偶然11月に古巻防災課長が災害ボランティアについて皆さんにお話しするという機会もありましたので、すごくいいチャンスですので、それについて進めてもらえればなと思うのですが、いかがでしょうか。

○米田総務課長 あえて福祉という言葉抜きを抜きましたけれども、CSR推進協議会のほうでも、例えば子ども食堂の連携ですとか、そういうことで福祉の部分でもやってございます。そういった意味では、全般についてやっていて、それで区長部局でまとめてということでもあります。

名前が紛らわしくて、構成員もおそらく合致していないという、要は社協のほうには加入されていてもこちらには加入されていない、会社の数が違いますから、こちらに加入していてこちらに加入していないということもあるのですけれども、名前の紛らわしさと、連携ということでは、区内の福祉の部分も含めた社会貢献活動ということでは変わりありませんので、そちらの存在も認識し、何か連携できることがあれば、それも模索しつつ、今後もCSR推進協議会の運営に努めてまいりたいと考えております。

す。

○古巻防災課長 社協との連携というところでございますけれども、災害ボランティア入門講座という社会福祉協議会のボランティアセンターで毎年12月にやっております講座の中で、品川区の防災対策についてお話する機会を毎年いただいております。その中で、区の施策をご紹介させていただいたりという形で、情報共有については進めているところです。

また、先ほどお話ししました地域防災計画上の役割等につきましては、まだ計画上のものということで、実効性のところについては、訓練等、これから年度内に進めていくような形で社協と協議を進めておりますので、変な言い方になるのですが、計画だけみたいな状況でもありますけれども、それにつきましては、庁内、福祉部門とも連携いたしまして、十分に実効性のある形にしていきたいと考えております。

○渡部委員 それぞれ承知しました。よろしくお願いたします。

児童センターなのですけれども、ティーンズプラザ、ずっと私もいいなと思って見ていましたし、応援もしてまいりまして、開設して十何年、バンド活動が始まって二十何年となるのでしょうか、事務事業概要を見ていて、それぞれの利用率といいたし、参加人数が出ている中で、これは他区に比べてというか、ほかの自治体もそんなにたくさん調べたわけではないのだけれども、中高生、品川区は結構参加いただいていると思うのです。

これは長い歴史がしっかりそれを実績に変えてきたと思うのだけれども、先ほどボランティアというキーワードで話をしたのだけれども、今の児童センター、とりわけティーンズプラザを見ると、若い中高生のボランティアというか、お手伝いというか、結構いると思うのだけれども、どのぐらいの人が手伝ってくれているのか。

その子たちというのは、児童センターで遊んでいて、大きくなってやってくれていると思うのですけれども、これは区にとってすごく貴重な財産だと思うのだけれども、この辺、人数等は押さえていますでしょうか。

○高山子ども育成課長 児童センターにおける中高生ボランティアのお尋ねです。ご紹介いただいたティーンズプラザ、平塚児童センターから始まっておりまして、今年ちょうど15周年ということで、近日中にお祝いのイベントを予定しているところでございます。

中高生のボランティアの活動状況という点でございますと、平成29年度のベースでいきますと、例えば児童センターそれぞれのイベントの事前の打ち合わせでありますとか、あるいはわっくわくランド品川などような25館合同イベントなどのイベントに向けたスタッフ会議などを行っております、年間で64回、参加する中高生は986人といたことで、こういった子たちが継続的に児童センターのファンとして児童センターを応援してくれているといった状況でございます。

○渡部委員 約1,000人の人たちがこういうイベントを手伝ってくれているわけですね。ティーンズプラザは今15年目と聞きました。バンドもたしか二十三、四年になると思うのですけれども、そこで習った子どもたち、遊んだ子どもたちというのが、今度保護者になって戻ってき出したのですよ、品川の児童センター。すごいことですね。ずっと続くのです。1回歯車がうまくいくと。

ぜひそういう子どもたちをしっかりと育てていただいて、また次の子どもたちが品川でしっかりと生活していけるような仕組みづくりを続けていただきたいと思います。

○鈴木（博）委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、明日午前10時から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時46分閉会

委員 長 鈴木 博